

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業実施要領

制 定 令和6年1月10日付け5農産第3220号
農林水産省農産局長通知

第1 趣旨

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金交付等要綱（令和6年1月10日付け5農産3219号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づく甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、本実施要領に定めるところによる。

第2 事業の内容等

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、それぞれの事業の内容等は、別記1から8までに定めるとおりとする。

- | | |
|------------------------|-----|
| 1 さとうきび生産性向上緊急支援事業 | 別記1 |
| 2 かんしょ生産性向上緊急支援事業 | |
| （1）でん粉原料用かんしょ産地対策事業 | 別記2 |
| （2）かんしょ重要病害虫対策事業 | 別記3 |
| 3 砂糖製造業等生産性向上緊急支援事業 | |
| （1）分みつ糖工場生産性向上支援事業 | 別記4 |
| （2）国内産いもでん粉工場生産性向上支援事業 | 別記5 |
| 4 砂糖製造業等生産性向上緊急整備事業 | |
| （1）分みつ糖工場生産性向上整備事業 | 別記6 |
| （2）国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業 | 別記7 |
| （3）かんしょ重要病害虫対策整備事業 | 別記8 |

(別記 1)

さとうきび生産性向上緊急支援事業

第 1 事業の内容

本事業は、さとうきび産地の生産体制強化に向け、さとうきび増産プロジェクトに定めた取組のうち、次に定める特に重要な取組に必要な経費（事務に要する経費を含む。）を緊急的に助成するものとする。

1 事業の内容

事業対象となる取組は、以下に掲げるものとする。

なお、（１）から（８）までの取組を推進する上で、農業機械等の導入又はリース導入を行う必要がある場合、事業対象となる農業機械等については、別添 1 に定めるとおりとする。

- （１）担い手・作業受託組織の育成・強化対策
- （２）農作業の受委託の推進
- （３）地力増進対策
- （４）機械化の推進
- （５）自然災害による被害の軽減
- （６）種苗確保対策
- （７）肥培管理対策
- （８）病虫害防除対策
- （９）病虫害・難防除雑草の発生に備えた予防的取組

2 留意事項

- （１）国は、事業の実施に当たり、１に掲げる取組の中で、特に次に掲げる取組が重点的に取り組まれるよう、適切な配慮をするものとする。
 - ア 土づくりの推進
 - イ 作型・品種構成の転換
 - ウ 担い手・作業受託組織の育成・強化及びオペレーター・作業員の育成・確保
 - エ 環境負荷の低減
- （２）事業の実施に当たっては、地域ぐるみでの効果的な取組となるよう、その具体的かつ詳細な実施方法・内容を定めるための検討会を適宜開催するものとする
- （３）１の（１）に掲げる取組については、産地の持続可能な生産体制の構築を図るために重要な担い手・作業受託組織の育成・強化に係る以下のア及びイに掲げる取組を支援するものとする。

なお、イの取組のうち農業機械等の導入又はリース導入の対象となる取組については、対象となる農業機械等は別添 1 の 3 に定めるとおりとする。

ア 担い手・作業受託組織の育成・強化

（ア）研修会の開催や農地利用調整活動等の担い手への農地利用集積等の取組

（イ）就農相談会の開催、他産地・他産業との連携による労働力の融通等産地における人材確保の取組

（ウ）産地における外国人労働者の受入体制の整備

- (エ) 担い手等が有する農業機械のメンテナンス体制の構築
 - イ さとうきび複合経営の導入による担い手の経営安定
 - (ア) さとうきび複合経営の導入に向けた産地検討会や技術講習会の取組
 - (イ) さとうきび栽培を核とした複合経営の拡大、転換等に必要な機械導入
- (4) 1の(1)の取組のうち、担い手等が有する農業機械のメンテナンス体制を構築する取組を行う場合については、以下のアからウまでに掲げる取組を支援するものとする。
- ア メンテナンス体制の構築に向けた検討会の開催
 - イ 農業機械の補修・メンテナンスに関する技術講習会の開催
 - ウ 農業機械の補修・メンテナンスの実施
- (5) 1の(9)の取組については、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。
- ア 病害虫・難防除雑草の早期発見のために地域ぐるみでのほ場確認の取組を行うこと。
 - イ 植付時又は株出管理時等において、薬剤施用や耕種的防除の取組等により、病害虫や難防除雑草の予防的防除を行うこと。
 - ウ ほ場確認実施者に対し、別添2により、ほ場確認を行った結果について事業実施主体への報告を義務付けること。
 - エ ほ場確認は、植付又は株出管理後を中心に、1ほ場当たり月1回(最大3回)実施すること。
- (6) 別添1の1のうちケーンハーベスタ又は苗植付機の導入又はリース導入に併せて搬出・搬入機の農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、ケーンハーベスタ又は苗植付機の農業機械の能力・規模に見合った搬出・搬入機に限り、導入又はリース導入ができるものとする。
- (7) 別添1の1のうち堆肥散布車若しくは散水車の農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、交付等要綱別表1の事業種類1の事業実施主体の1、2、4及び9から11までの者が、市町村、島単位等の広範囲において農業用に活用する計画に基づき、農業機械等の導入又はリース導入する場合に限るものとする。
- なお、当該計画については、関係市町村や地域の協議会等と調整の上作成し、実施されなければならないものとする。
- (8) 別添1の1の(5)のうち無人航空機(ドローン等)の導入に当たっては、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン(令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知)」等を遵守するものとする。
- (9) 国は、事業の実施に当たり、台風、干ばつその他の自然災害の被害が大きい地域や条件不利地域に対し、適切な配慮をするものとし、平年糖度(過去7年中庸5年平均糖度)が13.1度を下回る地域においては、本事業で実施する低糖度対策の取組について、事業実施主体の取組面積(直近年の収穫面積を上限)10a当たり2,000円を上限に優先的に支援するものとする。
- (10) 国は、事業の実施に当たり、労働力不足に対応した作業競合の回避、台風等自然災害リスクの分散等生産の安定化を目的に作型や品種の転換を進める取組については、事業実施主体の取組面積(直近年の株出栽培の1割を上限)10a当たり3,000円を上限に優先的に支援するものとする。

- (11) 別添 1 の 3 の農業機械等の導入又はリース導入に当たっては、複合経営品目特有の農業機械等に限るものとし、汎用性の高い農業機械等については、対象外とする。

第 2 事業実施主体

交付等要綱別表 1 の事業種類 1 に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- 1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 事業実施主体欄の 3 の者については、さとうきびの生産振興を行う法人であること。
- 3 事業実施主体欄の 5 の者については、農業協同組合、地方公共団体等のさとうきびの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること。
- 4 事業実施主体欄の 6 から 9 までの者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること。
- 5 事業実施主体欄の 10 の者については、さとうきびの製糖業を行う製造事業者であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること。
- 6 事業実施主体欄の 11 の者については、さとうきびの生産振興を行う企業であって、代表者、組織及び運営の規定を有しているものであること。
- 7 第 1 の 1 の (1) のうち農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組及び第 1 の 1 の (9) の取組を実施する者は、交付等要綱別表 1 の事業種類 1 の事業実施主体 5 に掲げる者に限るものとする。
- 8 法人等（個人、法人及び団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団又は暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

第 3 事業の実施要件

1 成果目標

- (1) 第 1 の 1 の (2) から (9) までに掲げる場合の成果目標は、以下のア～オに掲げる目標から、1 つ以上（第 1 の 1 の (3)、(6) 及び (7) に掲げる取組についてはオを含む 1 つ以上）設定することとする。

また、第 1 の 1 の (1) に掲げる取組については、以下のア～キに掲げる目標から、1 つ以上を設定するものとする。ただし、第 1 の 2 の (3) のイの (イ) に掲げる取組の成果目標は、以下のア～エに掲げる目標から 1 つ選択し、併せてクを選択するものとする。

なお、第 1 の 2 の (8) に掲げる低糖度対策に取り組む場合の成果目標はケを、第 1 の 2 の (9) に掲げる作型・品種転換対策に取り組む場合の成果目標はコを選択するものとする。

ア 生産量を平年水準（過去 7 年中庸 5 年平均）以上に増加（ただし、事業実施計画

を作成する際に用いられる直近のデータにおいて生産量が平年水準を上回る場合には、当該生産量又は島ごとのさとうきび増産プロジェクトにおいて目標として掲げる生産量のうちいずれか多い方）。

ただし、農業機械等の導入又はリース導入の場合は、生産量５％以上増加

イ 作付面積を１％以上増加

ウ 作型別栽培の10a 当たり収量を５％以上増加

エ 10a 当たり労働時間を10％以上削減

オ 土壌診断及び土づくりの実施面積割合を６ポイント以上増加

カ 担い手の作付面積を１％以上増加

キ 担い手・作業受託組織の育成や強化、複合経営の普及に資する検討会を１回以上開催

ク 複合経営における農産物の販売金額を３％以上増加

ケ 糖度を平年水準（過去７年中庸５年平均）以上に増加

コ 新植作付面積の増加

2 目標年度

第１に掲げる取組の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組の目標年度は、さとうきびの栽培上の特性と取組内容に鑑みて、事業実施年度の翌々年度にならざるをえない場合を除き、原則事業実施年度又はその翌年度とする。

3 事業の対象地域

事業実施地区は、さとうきびに係る指定地域の区域内（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第１項の指定地域をいう。以下同じ。）とする。

4 事業実施計画の採択要件

（１）農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組

ア 共通事項

（ア）取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。

（イ）取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。

（ウ）取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。

（エ）取組の内容が、受益地区において重要なものであること。

（オ）導入又はリース導入を予定している農業機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。

（カ）助成の対象となる農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる、同種・同能力の農業機械等の再導入（いわゆる更新）ではないこと。

（キ）受益する農家戸数が３戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が５名以上であること。なお、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず３戸又は５名に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、３戸又は５名以上となるよう努めるものとする。

（ク）農業機械等の能力・規模が、受益戸数及び受益面積の範囲等からみて適正であ

ること。

- (ケ) 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最低限なものであること。
- (コ) 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、当該農業機械等の法定耐用年数の期間又はリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。特に、ケーンハーベスタの導入を申請する場合、含みつ糖のみを生産する地区については、品質管理等の観点から、前処理施設又は精脱葉施設等が整備されていること。
- (サ) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難保障及び天災等に対する保障を必須とする。）に確実に加入すること。
- (シ) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- (ス) 農業機械等の導入又はリース導入を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。
- (セ) 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (ソ) スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
- (タ) トラクターを導入又はリース導入する場合にあっては、APIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は事業実施年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定することとする（農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）
- (チ) 事業実施主体の構成員が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (ツ) 事業実施主体の構成員が地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同法第19条第3項の地図をいう。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれる場合、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。）の2の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等を中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれる場合、又

は農地中間管理機構から農地を借り受けている場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

イ 農業機械等を導入する場合

(ア) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第26第3項に定める財産管理台帳の写しを地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(イ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

① 貸付けの方法及び貸付けの対象となる者（以下「利用者」という。）等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっては同様とする。

② 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担（事業費－助成金）/当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

③ 賃貸契約は契約書等により行うこととする。なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らの競争関係に制約を加えることがないよう留意するものとする。

(2) 農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組の場合

ア 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。

イ 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。

ウ 取組の内容が、地域におけるさとうきび増産プロジェクトに定められた取組であること。

エ 取組の内容が、さとうきびの増産や品質の向上に寄与すると認められること。

オ 取組が実施されることが確実と見込まれること。

第4 事務手続

1 募集方法等

(1) 農産局長（農林水産省農産局長をいう。以下同じ。）は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等（以下「事業公募要領」という。）を、農産局長が別に定める選定審査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

(2) 地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては地方農政局をいう。以下同じ。）は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局（農林水産省農産局をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受

益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を関係する地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては、採択優先順位の変更は行わないものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事業実施地区が所在する区域を管轄する地方農政局長等に交付等要綱第8第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。

3 事業実施計画の変更及び提出

事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、該当する場合は、別記様式第1号により、地方農政局長等に変更した事業実施計画を交付等要綱第14第1項に定める変更等承認申請書と併せて提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の3割を超える増減又は補助金の増を伴う事業費の増
- (4) 農業機械等の変更
- (5) 成果目標の変更

第5 助成等

1 補助対象経費

補助対象経費の積算等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び過大精算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- (1) 農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組

ア 農業機械等を導入する場合

(ア) 補助対象経費は、原則、新品の農業機械等の実勢価格とする。ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(イ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札によるもの

とする。

イ 農業機械等のリース契約を締結する場合

(ア) 補助対象経費は、リース契約（事業実施主体とリース事業者の2者間で締結する農業機械等の賃借に関する契約をいう。以下同じ。）に係る農業機械等の実勢価格（以下「リース物件価格」という。）及びリース契約に係る諸費用のうち次に掲げるもの（以下「リース諸費用」という。）とする。

- ① 保険料
- ② 固定資産税（償却資産）
- ③ 金利
- ④ その他農産局長が特に必要と認めるもの

(イ) 農業機械等の賃借を行う事業者（以下「リース事業者」という。）とのリース契約は、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。
- ② リース期間が4年以上で法定耐用年数以内であること。

(ウ) 本事業に係る補助金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格、リース諸費用及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リース契約の終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。

ただし、別添1の3に掲げる農業機械等の場合は、以下算式の6/10を1/2に置き換えて、計算するものとする。

- ① $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) + \text{リース諸費用}) \times 6/10 \text{以内}$
- ② $\text{リース料助成額} = ((\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) + \text{リース諸費用}) \times 6/10 \text{以内}$

(2) 農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組

補助対象経費は、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として別記9に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別記9の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

なお、資材・機材の共同購入については、購入伝票の確認をもって事業を実施したものみなすものとする。

- 2 第1の1の(1)から(8)までの取組（農業機械等の導入又はリース導入は除く。）の具体的な内容ごとに設定される補助率が、平成24年度にさとうきび等安定生産体制緊急確立事業により造成されたさとうきび増産基金の基金管理団体が当該事業に係る事業計画で定めている具体的な取組内容ごとの標準補助率（事業実施地区が鹿児島県内の場合には公益社団法人鹿児島県糖業振興協会が定めている補助率、事業実施地区が沖縄

県内の場合には公益社団法人沖縄県糖業振興協会が定めている補助率をいう。)に比べ過大とならないよう定めるものとする。

- 3 第1の1の(1)から(8)までに掲げる取組のうち、農業機械等の導入の場合は、農業機械等の実勢価格の6/10以内とし、リース導入の場合は、リース料の6/10以内とする。ただし、第1の2の(3)のイの(イ)に必要となる農業機械等の導入の場合は農業機械等の実勢価格の1/2以内とし、また、リース導入の場合はリース料の1/2以内とする。
- 4 第1の1の(9)に掲げる取組を行う場合については、補助対象となる面積は令和5年産以降の生産を行う面積とし、補助金の額は10a当たり1回200円とする。
- 5 第1の2の(4)に掲げる取組を行う場合については、事業実施主体の取組面積(直近年の収穫面積を上限)10a当たり1,200円を上限に支援するものとする。
- 6 事業実施主体は、共同購入した資材・機材の適正な使用を確認できる資料等を保管するものとし、地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施主体に当該資料を求めることができるものとする。
- 7 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。
 - (1) 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組
 - (2) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする取組
 - (3) 輪作体系・複合経営の確立に向けた取組を行う場合にあっては、需給調整を実施している品目の生産振興を対象とする取組
 - (4) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19条第1項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
 - (5) 不動産、船舶、飛行機、又は1件当たりの取得価格が50万円以上の機械若しくは器具等財産を取得する取組。ただし、農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は除く。
 - (6) 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組
- 8 7の(5)の規定にかかわらず、地方農政局長等が特に必要と認めたもの(干ばつ被害が発生する地域において、地域全体で取り組む灌水対策に必要となる50万円以上の器具(灌水タンク等)を取得等)については、本事業の補助対象とすることができる。
- 9 申請できない経費
 - (1) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費(月極の給与、賞与、退職金その他各種手当)
 - (2) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
 - (3) 農業機械等の導入又はリース導入に係る取組を実施する場合、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)
- 10 補助金の返還

地方農政局長等は、事業実施主体が、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めたときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずることができるものとする。

- (1) 本事業による事業実施計画に従って適切かつ効率的に実施されていないと判断される場合
- (2) 事業実施主体が事業を中止した場合
- (3) 地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 第8に定める事業評価等の報告を怠った場合

第6 事業の着手

事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとし、その申請は交付等要綱により行うものとする。

1 農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組

事業実施主体は、第1の事業の内容について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により地方農政局長等に届け出るものとする。地方農政局長等は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手する場合は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承の上で行うものとする。

また、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付等要綱第8第1項の規定による申請書に、あらかじめ地方農政局長等に届け出た交付決定前着手届を添付するものとする。

2 農業機械等の導入及びリース導入を伴わない取組

事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付等要綱第8第1項の規定による交付申請書に、着手年月日が分かる資料を添付するものとする。

第7 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、次に掲げる年度の7月末日までに、前年度における事業実施状況を別記様式第3号により地方農政局長等に報告し、併せて、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを提出するものとする。

- (1) 農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組については、事業実施年度の翌年度から成果目標年度の翌年度までの間、毎年度。
- (2) 農業機械等の導入の場合は事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、リース導入の場合は事業実施年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度までの間、毎年度。

- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対して改善の指導を行うなど必要な措置を講ずることができる。
- 3 地方農政局長等は、第5の9の場合について確認するため、事業実施主体等に対して実施状況の報告を求めることができるものとする。

第8 事業実施結果の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は、別記様式第4号に定める評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

(1) 点検評価

ア 地方農政局長等は、1の事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 地方農政局長等は、天災など外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 総合評価

地方農政局長等は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業及び社会環境の変化並びに天災等の外部的な要因を踏まえ、目標の達成度に加え、事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長等は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第5号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに農産局長に報告するとともに、公表するものとする。

第9 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等をいう。以下同じ。）が発生した場合、その知的財産は事業実施主体に帰属するものとする。ただし、知的財産権の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守することとする。

- 1 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく地方農政局長等に報告すること。
- 2 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で知的財産権の利用を国に許諾すること。
- 3 本事業実施期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用許諾をする場合には、事前に地方農政局長等と協議して承認を得ること。

第10 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間において、本事業の成果である知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を国に報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

実施要領別記 1 の第 1 の 1 の取組例

取組事項	取 組 例
(1) 担い手の育成・強化対策	就農相談会の開催、他産地・他産業との連携による労働力の融通、外国人労働者の受け入れ体制の整備（研修など）、研修会の開催等の担い手の育成、農地利用調整活動等の担い手への農地利用集積、複合経営の導入に向けた産地検討会や技術講習会、農業機械の補修・メンテナンス体制の構築に向けた講習会 等
(2) 農作業の受委託の推進	地域での合意形成、受託組織間の調整活動、春作業を適期適切に行うための作業受託組織の体制構築 等
(3) 地力増進対策	堆肥等の有機物の投入、緑肥施用、土壌改良資材の投入、深耕・心土破砕、土壌診断 等
(4) 機械化の推進	オペレーター及び作業員育成のための研修会の開催、資格取得支援、栽培管理機等の改良、農業機械等の保守管理の体制構築 等
(5) 自然災害による被害の軽減	共同かん水対策、点滴チューブ、かん水銃等の導入、採苗ほの設置、島内外からの代替苗の確保、防風・防潮林の整備の普及 等
(6) 種苗確保対策	優良品種採苗ほの設置、新品種の緊急増殖、地域の種苗体制の構築、側枝苗による種苗増殖、補植用一芽苗の利用推進、苗浸漬の推進 等
(7) 肥培管理対策	適期株出管理の推進、適期肥培管理の推進、マルチ栽培の推進（生分解性マルチの導入を含む。） 等
(8) 病虫害防除対策	病虫害の一斉防除・共同防除の推進（薬剤防除、フェロモンチューブ、フェロモントラップ・誘殺灯設置、一斉防除に係る砕土委託） 等
(9) 病虫害・難防除雑草の発生に備えた予防的取組	病虫害・難防除雑草の早期発見のために地域ぐるみで行うほ場確認 等

※（４）の取組のうち資格取得支援については事業終了後３年間はオペレーター等になることが確実に見込まれること。

実施要領別記 1 の第 1 の 1 の (1) から (8) までのうち農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組の内容

農業機械等名
1 農業機械等（さとうきび） （1）ケーンハーベスタ（収納袋を含む。） （2）株出管理作業機 （3）苗植付機 （4）乗用トラクター （5）防除用機械 （6）堆肥散布機、堆肥散布車（車と一体的なものに限る。） （7）肥料散布機 （8）耕うん用機械 （9）碎土整地用機械 （10）栽培管理用機械 （11）搬出・搬入機 （12）脱葉機 （13）散水車（車と一体的なものに限る。）
2 機材（さとうきびの干ばつ被害を軽減するものに限る。） （1）設置型農業用タンク （2）灌水ポンプ （3）灌水用機器（点滴チューブ、スプリンクラー、ろ過・淡水化装置等）
3 農業機械等（複合経営品目） 植付・播種、収穫・調製等の複合経営の実施に必要な農業機械等（品目特有のものに限る。）
4 その他の農業機械等 1 及び 2 に定める農業機械等のほか、地方農政局長等が地域の実情に鑑み、本事業の目的を達成するために特に必要と認めたものとする。

病虫害発生調査票（例）

調査実施者氏名			
調査ほ場			
所在地住所		県 郡 村 . . .	
調査面積	春植	a	
	株出	a	
	夏植	a	
	計	a	
病虫害発生の有無		有（病虫害名： ） 無	
食害・糞の有無		無 有（被害株数 ）	
幼虫の有無		無 有（寄生頭数 ）	
防除日時		月 日（ ） 時 分～ 時 分	
施用した 薬剤名	春植		
	株出		
	夏植		
	全作型		
調査回数		回目	1 ほ場当たり月 1 回 （最大 3 回）
調査日時		月 日（ ） 時 分～ 時 分	

雑草発生調査票（例）

調査実施者氏名			
調査ほ場			
所在地住所		県 郡 村 	
調査面積	春植	a	
	株出	a	
	夏植	a	
	計	a	
雑草発生の有無		有（雑草名： ） 無	
雑草の繁茂状況			
防除日時		月 日（ ） 時 分～ 時 分	
施用した 薬剤名又は 耕種的防除 の取組	春植		
	株出		
	夏植		
	全作型		
調査回数		回目	1 ほ場当たり月 1 回 （最大 3 回）
調査日時		月 日（ ） 時 分～ 時 分	

(別記2)

でん粉原料用かんしょ産地対策事業

第1 事業の内容

本事業は、でん粉原料用かんしょ等の生産性向上を目的とした、次に定める取組に必要な経費を助成するものとする。

1 新品種の早期普及

でん粉原料用かんしょの新品種である「こないしん」、「みちしずく」の早期普及を目的としたウイルスフリー苗等の購入・増殖、ほ場での種いも増殖及び農業者への配布に係る経費等。

2 ドローン等を使った防除技術の確立

最新技術の導入により効率的な防除技術を実施するために必要なドローン等の機械購入費用、当該実証を行うための会議・研修会等開催費、実証ほ設置費及びAI技術等を活用した葉色診断等による生育診断システム開発費等。

3 ほ場の地力対策

担い手農家等が離農農家等の農地にでん粉原料用かんしょを新たに植え付ける場合のほ場の土壌条件の整備に必要となる土壌診断費、堆肥及び土壌改良資材の購入費並びに深耕作業等の委託に必要な経費。

4 生分解性マルチの導入促進

でん粉原料用かんしょに係るマルチはぎ作業の省力化と廃プラスチック処理経費の削減を目的とした生分解性マルチの購入経費。

5 かんしょ生産省力機械の導入促進

かんしょ生産の省力化を図るための農業機械等を導入又はリース導入する場合に必要な経費。

なお、本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

(1) 事業の対象となる農業機械等

- ア プランター
- イ 防除用機械
- ウ 茎葉裁断機
- エ ハーベスタ
- オ 耕土改良・排水対策用機械
- カ マルチャー
- キ マルチはぎ機
- ク 育苗用機器（苗床造成機、一斉採苗機等）
- ケ 乗用トラクター

(2) (1)のケの導入については、以下に掲げる要件を全て満たす場合に限るものとする。

- ア 専ら、でん粉原料用かんしょの生産に使用すること。

イ (1)のイからキまでに掲げる農業機械のいずれかをけん引するためのものであり、当該機械とともに導入すること。

ウ 導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。

エ 乗用トラクター規格が、導入を予定する農業機械に対して適切なものであること。

6 「こないしん」及び「みちしずく」の生産拡大

「こないしん」及び「みちしずく」をでん粉原料用として生産・出荷するために必要な経費。

7 労働負荷軽減対策モデル実証

でん粉原料用かんしょ生産における作業の集約化及び作業受委託体制の構築に必要な次のアからエまでの取組に係る費用のうち、別表に掲げる経費。

ア 地域における検討会の開催に係る経費

イ 実証計画（地域で取り組む作業の集約化及び作業受委託に係る体制、成果目標、委託作業の内容・規模、事業の活用計画等の取組内容を記載したもの）の作成・実施、分析に係る経費

ウ 実証結果の普及に係る経費

エ 実証における作業委託に係る経費

第2 事業実施主体

交付等要綱別表1の事業種類2の事業内容(1)に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

2 第1の1から4まで及び6の事業については、事業実施主体欄の1から6までの者のみが実施できるものとする。

3 第1の7の事業については、事業実施主体欄の5のみが実施できるものとする。

4 事業実施主体欄の1、6及び12の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。

5 事業実施主体欄の5の者については、農業協同組合、地方公共団体等のでん粉原料用かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約があること。

6 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第3 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定するものとする。

(1) 作付面積を1%以上増加

(2) 10a当たりの労働時間を10%以上削減

(3) 10a当たり収量を2%以上増加

(4) 3月植え及び4月植えの作付面積を1%以上増加

なお、(1)、(3)及び(4)については、でん粉原料用かんしょに限り目標として設定することができるものとする。

2 目標年度

目標年度は、第1の1から4まで及び6については、事業実施年度の翌年度、第1の5及び7については、事業実施年度の翌々年度とする。

3 事業の対象地域

事業実施地区は、でん粉原料用かんしょに係る指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の指定地域をいう。以下同じ。）の区域内とする。

4 事業実施計画の採択要件

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。
- (4) 取組の内容が、受益地域におけるかんしょの生産性向上に寄与するものであること。
- (5) 事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。
- (6) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (7) 事業を実施する地域において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合又は策定に向けた協議が実施され策定が見込まれている場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (8) 第1の2、5及び7に取り組む場合は、以下のとおりとする。
 - ア 取組の内容が、既存の農業機械等の代替として、同種・同能力の農業機械等を再度導入するもの（いわゆる更新）ではないこと。
 - イ 受益戸数が3戸以上又は農業従事者が5名以上であること。なお、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず当該戸数又は人数に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、当該戸数又は人数を満たすよう努めるものとする。
 - ウ 農業機械等の能力・規模が、受益戸数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。
 - エ 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最小限なものであること。
 - オ 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、当該農業機械等の法定耐用年数の期間又はリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。
 - カ 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入すること。
 - キ 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
 - ク 農業機械等の導入又はリース導入を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。
 - ケ 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該補助事業の成果目標の達成状

況等を十分に考慮するものとする。

コ スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

サ 無人航空機（ドローン等）の導入に当たっては、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」等を遵守するものとする。

シ トラクターを導入又はリース導入する場合にあっては、API を自社の web サイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は事業実施年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定することとする（農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）

5 留意事項

農業機械等を導入する場合には、以下に留意するものとする。

- (1) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第 26 第 3 項に定める財産管理台帳の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

- (2) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法及び利用者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっては同様とする。

イ 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－補助金）/当該農業機械等の法定耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

ウ 賃貸契約は、書面をもって行うものとする。なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らとの競争関係に制約を加えることのないよう留意するものとする。

第 4 事務手続

1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、事業公募要領を委員会に諮るものとする。

- (2) 地方農政局長等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては採択優先順位の変更は行わないものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、地方農政局長等に交付等要綱第8第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。

3 事業実施計画の変更及び提出

事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、該当する場合は、別記様式第1号により、地方農政局長等に変更した事業実施計画を交付等要綱第14第1項に定める変更等承認申請書と併せて提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の3割を超える増減又は補助金の増を伴う事業費の増
- (4) 農業機械等の変更
- (5) 成果目標の変更

第5 助成等

- 1 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について及び過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。

2 補助対象経費は次のとおりとする。

- (1) 事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うものとする。
- (2) 第1の1から4まで、6及び7については、でん粉原料用かんしょの生産に係る取組のみ対象とする。
- (3) 第1の5については、導入の場合は購入価格、リース導入の場合はリース物件価格とする。

なお、購入契約及びリース契約は、事業費の低減を図るため一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 第4の2により提出された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。

イ リース導入の場合は、リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数）以内であること。

- (4) 第1の7のエについては、植付作業及び収穫作業に係る委託費とし、収穫作業を

委託した場合は、でん粉工場への出荷作業に係る委託費についても対象に含めることができる。

3 本事業の補助率については、次のとおりとする。

(1) 第1の1から5までについては、事業に要した経費の1/2以内とする。

ただし、第1の5のリース料助成額は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間/法定耐用年数）×1/2以内

イ リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1/2以内

(2) 第1の6については、10アール当たり7,000円とする。

(3) 第1の7のアからウまでについては、10/10以内とし、エについては、1/2以内とする。

4 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。

(1) 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組

(2) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしているかんしょを対象とする取組

(3) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の規定に基づくでん粉原料用いも交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組

(4) 事業実施主体の自己資金又は既に完了している取組

(5) 事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

(6) 補助対象経費に掛かる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

5 補助金の管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の管理（預金口座（無利息型）の管理、会計簿への記帳・整理、機械設備等財産の取得及び管理等）に当たって、次の点に留意するものとする。

(1) 適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。

(2) 補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受ける等により、適正な執行に努めること。

(3) 補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

6 機械の納入に当たっては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等

支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和４年４月１日付け３新食第２０８８号、３農産第２８９７号、３畜産第１９９１号農林水産省総括審議官、農産局長、畜産局長通知）」第１の６の（２）のイ 本対策における利益等排除についてを準用するものとする。

７ 補助金の返還

地方農政局長等は、事業実施主体について、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認める場合は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずることができるものとする。

- （１） 本事業において導入された資材及び農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合
- （２） リース契約を解約又は解除した場合
- （３） 事業実施主体又はリース事業者のいずれかが事業を中止した場合
- （４） 財産処分制限期間内において購入物件又はリース物件が消滅又は消失した場合
- （５） 地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- （６） 締結されたリース契約が、第５に定められたリース契約の条件に合致しないことが明らかとなった場合
- （７） 第８に定める事業評価等の報告を怠った場合

第６ 事業の着手

事業実施主体は、原則として、交付決定後に着手するものとし、その申請は交付等要綱により行うものとする。

事業実施主体は、第１の事業の内容について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第２号により地方農政局長等に届け出るものとする。地方農政局長等は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に 行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手する場合は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承の上で行うものとする。

また、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付等要綱第８第１項の規定による交付申請書に、あらかじめ地方農政局長等に届け出た交付決定前着手届を添付するものとする。

第７ 事業実施状況の報告

- １ 事業実施主体は、次に掲げる年度の７月末日までに前年度における事業実施状況を別記様式第３号により地方農政局長等に報告し、併せて、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを提出するものとする。

- （１） 第１の１から４まで、６及び７については、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度。

- (2) 第1の5については、リース導入の場合は事業実施年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度までの間、導入の場合は事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度。
- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対して改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第5の7に定める場合について確認するため、事業実施主体又はリース利用者に対して実施状況の報告を求めることができるものとする。

第8 事業実施結果の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は、別記様式第4号に定める評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

(1) 点検評価

- ア 地方農政局長等は、1の事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。
- イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。
- ウ 地方農政局長等は、天災など外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。
- エ 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 総合評価

地方農政局長等は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業及び社会環境の変化並びに天災等の外部的な要因を踏まえ、目標の達成度に加え、事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

- ア 地方農政局長等は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第5号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。
- イ 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業

評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに農産局長に報告するとともに、公表するものとする。

別表

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査用備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の備品については、見積書（該当する備品を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上）、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として依頼した専門的知見を有する外部有識者への旅費	
	専門員調査旅費	事業を実施するために直接必要な専門員が行う資料収集、各種調査等の実施に必要な経費	
	調査等旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要なとなる旅費・受講料等の経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金

		金	は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
使用料及び賃借料	会場借料	本事業を実施するために直接必要な検討会、技術講習会等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要なほ場、農業機械、分析機器、貯蔵施設、実験機器、事務機器、通信機器等の借上経費	・対象となる機械等の借上げを必要とする理由、期間等について明確にした上で実施すること。 ・借上げの際は、見積書（該当する機械等を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上）、カタログ等を添付すること。 ・ほ場の借上費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
需用費	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入経費	・新聞、定期刊行物、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な栽培実証、収穫物の品質評価等に必要な資材や原材料等の経費	・資材や原材料等は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）	・消耗品は受払簿で管理すること。

		又は一度の使用によって消費され、又はその効力を失う少額な物品の購入経費 ・CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・実証試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等	
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（協議会の構成員の民間企業等を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うにあたっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・事業そのもの又は本事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間団体等内部で社内発注を行う場合は、利潤を排除した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない調査・管理、分析、試験又は加工等を専ら行う経費	
雑役務費	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	

- 1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記欄の経費であっても、以下の場合にあっては認めないものとする。
 - （1）本事業で得られた成果物を有償で配布した場合
 - （2）補助事業の有無にかかわらず事業実施主体が具備すべき物品等の購入及びリース・レンタルの場合
- 3 補助事業を遂行するため売買、請負その他契約をする場合は一般競争入札を行うこと。ただし、

補助事業の運営上、一般競争入札が困難又は不適當である場合は、指名競争入札等を実施することができる。なお、入札が困難又は不適當な場合で、取得価格が50万円以上のものについては、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。

(別記 3)

かんしょ重要病害虫対策事業

第 1 事業の内容

本事業は、重要病害虫の防除を目的とした、次に定める取組に必要な経費を助成するものとする。

1 サツマイモ基腐病対策

サツマイモ基腐病の被害が発生したほ場を有する経営体が行う当該病害の防除のための以下の経費の一部を助成するものとする。

(1) ほ場の残渣処理

サツマイモ基腐病が発生したほ場における次期作についての当該病害のまん延リスクを最小限に抑えるため、当該病害に感染したつる、塊根その他の残渣を処理するための処理場所までの輸送費及び処理費。なお、処理費には腐熟促進剤の購入を含む。

(2) ウイルスフリー苗及び健全な種いもの利用

ウイルスフリー苗（ウイルスフリー苗から増殖された苗を含む。）及びサツマイモ基腐病に罹病していない種いもの購入費（補助の対象となる種いもの購入量は、作付面積 10a に対して 80 キログラム、価格は、キログラム当たり 270 円を上限とする。）並びに他地域からの輸送費。

(3) 苗及び苗床の消毒

健全なかんしょ苗を生産することを目的として、当該苗及び苗床を消毒するために必要な薬剤等の購入費。

(4) 種いも及び苗の罹病検査

次期作に使用する種いも及び苗がサツマイモ基腐病に感染していないことを確認するための検査費。

(5) トンネル栽培等早期栽培の推進

かんしょの梅雨明け後の栽培期間の短縮を目的に、令和 6 年 3 月 15 日までに植付けを行う早期栽培に必要なトンネル用資材の購入費。

(6) 防除用機械の導入

重要病害虫対策を図るために農業機械等を導入又はリース導入する場合に必要な経費。

なお、本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

ア 事業の対象となる農業機械等

(ア) 防除用機械

(イ) マルチャー

(ウ) 深耕プラウ（概ね 60 センチメートル以上の反転耕が可能なものに限る。）

(エ) 整地用機械（ロータリーを除く。）

(オ) レーザーレベラー

(カ) 乗用トラクター

(キ) 蒸熱処理装置

イ アの(イ)については(ア)と、(エ)については(ウ)と併せて導入するものに限る。

ウ アの(カ)の導入については、以下に掲げる要件を全て満たす場合に限るものとする。

(ア) 専らサツマイモ基腐病の防除に係る取組に使用すること。

(イ) アの(ウ)、(エ)又は(オ)をけん引するためのものであり、これらの機械と併せて導入すること。

(ウ) 導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。

(エ) 乗用トラクター規格が、導入を予定する機械に対して適切なものであること。

(7) 薬剤の散布

サツマイモ基腐病の防除効果があるとして農薬登録された薬剤の購入費及び散布を委託した場合の委託費。

(8) 堆肥の散布

堆肥の購入費及び散布を委託した場合の委託費。

(9) 被害が著しいほ場への対策

サツマイモ基腐病のまん延により、令和5年産の単位面積当たり収量が、サツマイモ基腐病の被害が発生していない直近の年産の単位面積当たり収量に比べ、3割以上減少したほ場（以下「被害が著しいほ場」という。）に使用する以下の資材等について支援する。

なお、被害が著しいほ場面積は、次式により算定するものとする。

- ・サツマイモ基腐病の被害が発生していない直近の年産の単位面積当たり収量
(A)：経営体ごとのかんしょ総出荷量（全ての用途）をかんしょ総作付面積で除した単位面積当たり収量

- ・令和5年産の単位面積当たり収量（B）：サツマイモ基腐病が発生したかんしょほ場の総出荷量（全ての用途）を当該ほ場のかんしょ総作付面積で除した単位面積当たり収量

- ・被害が著しいほ場面積： $1 - (B \div A) \geq 0.3$ 以上の経営体のうち、Bを算定した際に用いたほ場のかんしょ総作付面積

※Bから算出される被害面積は、ほ場ごとに算定することを基本とするが、ほ場ごとの算定が困難な場合については、経営体全体での算定でも可とする。

ア 土壌消毒

土壌消毒のための薬剤（殺センチュウ剤を除く。）の購入費。

イ 被覆資材の導入

土壌消毒に使用する被覆資材（生分解性マルチを除く。）の購入費。

ウ 他作物への転換

被害が著しいほ場について、当該被害が出た翌年産において、当該ほ場が所在する地域における一般的なかんしょ作付期間にかんしょ以外の作物を栽培しサツマイモ基腐病菌の密度を低減する取組（かんしょの再作付けを目的とするも

のに限る。)に係る経費。

エ 輪作の実証

輪作体系の対象となる他作物の導入実証に追加的に必要な農業機械の導入又はリース導入に係る経費(トラクターについては、輪作対象作物の生産に追加的に必要な作業機械を牽引する必要がある場合のみ対象とする。)

2 重要病害虫特別対策

1のほか、本取組の対象となる重要病害虫及びその防除に関する取組の具体的内容は、農産局長が別に定めるものとする。

第2 事業実施主体

交付等要綱別表1の事業種類2の事業内容(2)に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- 1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 事業実施主体欄の1及び6の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約があること。
- 3 事業実施主体欄の5の者については、農業協同組合、地方公共団体等のかんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約があること。
- 4 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第3 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

- (1) 重要病害虫が発生したほ場の10a当たり収量を10%以上増加
- (2) 重要病害虫が発生したほ場面積の割合を10ポイント以上削減

2 目標年度

目標年度は、事業の対象として作付けされたかんしょが収穫される年度とする。ただし、第1の1の(6)については事業実施年度の翌々年度、第1の1の(9)のウ及びエの事業については再作付けされたかんしょが収穫される年度とする。

3 事業の対象地域

事業実施地区は、でん粉原料用かんしょに係る指定地域の区域内にあって、かつ、サツマイモ基腐病の発生している地域とする。ただし、第1の2の取組に係る事業実施地区については、農産局長が別に定めるものとする。

4 事業実施計画の採択要件

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 取組の内容が、かんしょの生産性向上に寄与すると認められること。
- (4) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (5) 事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。
- (6) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受ける

ことが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

(7) 事業を実施する地域において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合又は策定に向けた協議が実施され策定が見込まれている場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

(8) 第 1 の 1 の（6）及び（9）のエに取り組む場合は、以下のとおりとする。

ア 取組の内容が、既存の農業機械等の代替として、同種・同能力の農業機械等を再度導入するもの（いわゆる更新）ではないこと。

イ 受益戸数が 3 戸以上又は農業従事者が 5 名以上であること。なお、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず当該戸数又は人数に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、当該戸数又は人数を満たすよう努めるものとする。

ウ 農業機械等の能力・規模が、受益戸数及び受益面積の範囲等に鑑みて適正であること。

エ 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最小限なものであること。

オ 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、当該農業機械等の法定耐用年数の期間又はリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。

カ 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入すること。

キ 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。

ク 農業機械等の導入又はリース導入を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。

ケ 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

コ スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

サ 無人航空機（ドローン等）の導入に当たっては、無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン等を遵守するものとする。

シ トラクターを導入又はリース導入する場合にあっては、API を自社の web サイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は事業実施年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定することとする（農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）

5 留意事項

農業機械等を導入する場合には、以下に留意するものとする。

- (1) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第 26 第 3 項に定める財産管理台帳の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

- (2) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法及び利用者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業費－補助金)/当該農業機械等の法定耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

ウ 賃貸契約は、書面をもって行うものとする。

なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らの競争関係に制約を加えることのないよう留意するものとする。

第 4 事務手続

1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、事業公募要領を委員会に諮るものとする。

- (2) 地方農政局長等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあつては採択優先順位の変更は行わないものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第 1 号により事業実施計画を作成し、地方農政局長等に交付等要綱第 8 第 1 項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。

3 事業実施計画の変更及び提出

事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、該当する場合は、別記様式第 1 号により、地方農政局長等に変更した事業実施計画書を交付等要綱第 14 第 1 項に

定める変更等承認申請書と併せて提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の3割を超える増減又は補助金の増を伴う事業費の増
- (4) 農業機械等の変更
- (5) 成果目標の変更

第5 助成等

- 1 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について及び過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。
- 2 補助対象経費は、事業の実施に直接必要な経費であって本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。
また、その経理に当たっては、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うものとする。
- 3 令和5年産におけるサツマイモ基腐病が発生したほ場において収穫作業が行われた日以降の取組のうち令和6年産に係る以下のもの（業者等に支払った領収書等証拠書類が保存されているものに限る。）については、令和6年産の営農開始に向けて緊急性が高いことに鑑み、交付決定の日にかかわらず、助成の対象とする。

- (1) ほ場の残渣処理
- (2) ウイルスフリー苗及び健全な種いもの利用
- (3) 苗及び苗床の消毒
- (4) 種いも及び苗の罹病検査
- (5) トンネル栽培等早期栽培の推進
- (6) 堆肥の散布
- (7) 被害が著しいほ場への対策のうち土壌消毒、被覆資材の導入

- 4 第1の1の(6)及び第1の1の(9)のエについては、導入の場合は購入価格、リース導入の場合はリース物件価格とする。

なお、購入契約及びリース契約は、事業費の低減を図るため一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第4の2により提出された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。
- (2) リース導入の場合は、リース期間が、4年以上で法定耐用年数以内であること。
- 5 本事業に係るリース料助成額は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

- (1) リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間/法定耐用年数）×1/2 以内
- (2) リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1/2 以内

- 6 第1の1の(1)から(8)まで及び(9)のア及びイについては、令和6年産のかんしょ作付けに向けた取組とする。

7 本事業の補助率については次のとおりとする。

(1) 第1の1の(9)のウについては、かんしょ以外の作物作付面積 10a 当たり 30,000 円とする。

(2) 第1の1の(9)のウ以外の取組については、事業に要した経費の 1/2 以内とする。

(3) 第1の2の取組については、農産局長が別に定めるものとする。

8 事業実施主体は、事業が適正に行われたことが確認できる資料（伝票、領収書、写真等）を保管するものとし、地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施主体に当該資料を求めることができるものとする。

9 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。

(1) 第1の1の(1)については、ほ場残渣と分別したポリマルチの処理費用

(2) 第1の1の(9)のウ及びエに取り組むほ場は、第1の1に掲げる(1)、(9)のウ及びエを除く全ての取組

(3) 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組

(4) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしているかんしょを対象とする取組

(5) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の規定に基づくでん粉原料用いも交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組

(6) 事業実施主体の自己資金又は既に完了している取組

(7) 自家労賃の補てんに当たる取組

(8) 事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

(9) 補助対象経費に掛かる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

10 機械の納入に当たっては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」第1の6の(2)のイ 本対策における利益等排除について準用するものとする。

11 補助金の管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の管理（預金口座（無利息型）の管理、会計簿への記帳・整理、機械設備等財産の取得及び管理等）に当たって、次の点に留意するものとする。

(1) 適正化法、適正化法施行令及び農林畜水産業関係補助金等交付規則等の法令に基づき、適正な執行に努めること。

(2) 補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受ける等により、適正な執行に努めること。

(3) 補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

12 補助金の返還

地方農政局長等は、事業実施主体について、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合は、補助金の

一部若しくは全部を減額し、又は既に交付された助成金の一部若しくは全部について、返還を求めることができるものとする。

- (1) 本事業において導入された資材又は農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合
- (2) リース契約を解約又は解除した場合
- (3) 事業実施主体又はリース事業者が事業を中止した場合
- (4) 財産処分制限期間内において購入物件又はリース物件が消滅又は消失した場合
- (5) 締結されたリース契約が、第5に定められたリース契約の条件に合致しないことが明らかとなった場合
- (6) 地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (7) 第8に定める事業評価等の報告を怠った場合

第6 事業の着手

事業実施主体は、原則として、交付決定後に着手するものとし、その申請は交付等要綱により行うものとする。

事業実施主体は、第1の事業の内容について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により地方農政局長等に届け出るものとする。地方農政局長等は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手する場合は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承の上で行うものとする。

また、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付等要綱第8第1項の規定による交付申請書に、あらかじめ地方農政局長等に届け出た交付決定前着手届を添付するものとする。

第7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、次に掲げる年度の7月末日までに、前年度における事業実施状況を別記様式3号により地方農政局長等に報告し、併せて、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを提出するものとする。
 - (1) 第1の1の(6)及び第1の1の(9)のエについては、リース導入の場合は事業実施年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度までの間、導入の場合は事業実施年度の翌年度から目標年度までの間毎年度。
 - (2) (1)以外の取組については、目標年度の翌年度までの間毎年度。
- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対して改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第5の12に掲げる経費ではないことを確認するため、事業実施主体又はリース利用者に対して実施状況の報告を求めることができるものとする。

第8 事業実施結果の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は、別記様式第4号に定める評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

(1) 点検評価

ア 地方農政局長等は、1の事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 地方農政局長等は、天災など外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 総合評価

地方農政局長等は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業及び社会環境の変化並びに天災等の外部的な要因を踏まえ、目標の達成度に加え、事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長等は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第5号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに農産局長に報告するとともに、公表するものとする。

第9 その他

事業実施主体は、購入したマルチを使用する生産者に対し、「園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針（平成7年10月23日食品流通局長通知）」に基づき、使用済マルチを適正に処理するよう指導するものとする。

(別記 4)

砂糖製造業等生産性向上緊急支援事業
(分みつ糖工場生産性向上支援事業)

第 1 事業の内容

1 分みつ糖工場の省力化・効率化支援

本事業は、立地条件から労働力確保が難しい離島等において、さとうきびの収穫時期に作業が集中することにより、長時間労働が常態化している分みつ糖工場の労働効率を向上させ安定的な操業体制の確立を図るため、次に掲げる取組を実施するために必要な経費を助成するものとする。

(1) 検討会の開催

分みつ糖工場の労働効率の向上を実効性のあるものにするための課題の抽出、課題の解決指針の策定、持続可能な将来像の検討、事業報告書の作成等を行うため、製糖業関係者に加え、学識経験者等をはじめとする外部有識者、生産者及び地方自治体関係者により構成される検討会を開催する。

(2) 先進企業・産地等現地調査の実施

分みつ糖製造業や類似産業における労働効率の向上に向けた先進的な取組に加え、企業と産地の協力体制及び他産地や他産業における先進的な省力化の取組等に関する情報を収集するため調査を実施する。

(3) 労働効率向上計画の作成とその試行

労働生産性の向上に向けて課題を抱える工場を対象に、専門家やコンサルタントを派遣し、工場の人員配置や設備等の操業体制、職員の技能向上及び産地との協力のあり方、離島間の糖業の連携等労働生産性の向上に必要な検討・検証を行い、それに基づき労働効率向上計画（以下「向上計画」という。）を作成の上、当該向上計画をモデル的取組として試行する。

向上計画においては、事業実施年度の翌々年度を目標とし、時間外労働削減及び労働生産性向上に関する年度ごとの目標（例：分みつ糖工場の1人当たり時間外労働を削減等）を設定し、今後の操業体制に向けた年度ごとの実施計画を作成する。

(主な向上計画の内容例)

- ・ 労働生産性の向上に関する目標の達成に必要な人員数の正確な把握及び具体的な対応策の立案
- ・ 天候の影響を最大限抑えつつ長時間労働を是正できる原料輸送体制の確立
- ・ 製糖時期を延長した操業体制
- ・ 省力化できる工程の改修計画 等

(4) 人材募集の実施

地方自治体等との連携を図りつつ、人材募集イベントの実施・参加、他産地や他産業と協力した人材確保に向けた調整、外国人・女性等の円滑な採用に向けた対応などの更なる人材確保及び多能工の育成などの人材育成に向けた取組を行う。

(5) マニュアルの作成等

本事業を実施する上で蓄積された知見等を関係者間で共有・普及するため、分み

つ糖工場の労働効率・生産性向上に関するマニュアルを作成し、関係者に配布する。

2 原料糖輸送の効率化支援

本事業は、原料糖の複数工場、離島間での相積み出荷による輸送回数の削減など効率的な物流に向けた関係者による調査、検証を行い、効率的な輸送システムを構築するための取組を支援する。

(1) 検討会の開催

原料糖の複数工場、離島間での相積方法、受入調整、各島での日程調整等効率的な輸送システムを構築するため、原料糖工場や精製糖工場に加え、農業者の組織する団体、学識経験者、生産者及び地方自治体関係者により構成される検討会を開催する。

(2) 現地調査の実施

原料糖工場間の連携、原料糖工場と精製糖工場との連携、大型輸送船による受入体制など、効率的な物流体制構築のために必要な調査を実施する。

(3) 原料輸送効率化計画の作成とその試行

専門家やコンサルタントを派遣し、原料糖工場間の協力のあり方、離島間の糖業の連携、複数工場・離島間での相積み出荷によるコスト削減効果等効率的な輸送システム構築に必要な検討・検証を行い、それに基づき原料糖輸送効率化計画（以下「輸送効率化計画」という。）を作成の上、当該計画をモデル的取組として試行する。

輸送効率化計画においては、事業実施年度の翌々年度を目標とした海上輸送コストを削減させる目標を設定する。

(主な輸送効率化計画の内容例)

- ・ 原料糖の離島間での共同配送による輸送回数の削減、海上輸送コストの削減など効率的な原料輸送体制の確立。

(4) マニュアルの作成等

本事業を実施する上で蓄積された知見等を関係者間で共有・普及するため、原料糖輸送における効率的な物流体制の構築に関するマニュアルを作成し、関係者に配布する。

第2 事業実施主体

交付等要綱別表1の事業種類3の事業内容（1）に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- 1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 事業実施主体欄の1の者については、製糖企業のほか農業協同組合、地方公共団体等のさとうきびの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること。
- 3 事業実施主体欄の1及び2の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること。
- 4 事業実施主体欄の2の者については、さとうきびの製糖業を振興する団体であること。
- 5 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第3 事業の実施要件

1 成果目標

事業の内容の第1の1の事業の成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

- ① 分みつ糖工場の労働生産性の2%以上の向上
- ② 分みつ糖工場の製糖期間中の1人当たり時間外労働時間の5%以上の削減

事業の内容の第1の2の事業の成果目標は、原料糖の輸送コストを5%以上削減し、効率的な輸送体系を構築することとする。

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

3 事業の対象地域

事業実施地区は、さとうきびに係る指定地域の区域内とする。

4 事業実施計画の採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (4) 第1の1の事業にあっては、取組の内容が、分みつ糖工場の労働効率の向上や安定的な人材の確保に寄与すると認められること。
- (5) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

第4 事務手続

1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等を委員会に諮るものとする。
- (2) 地方農政局等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を関係する地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては、採択優先順位の変更は行わないものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通

知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

1 により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第 1 号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事業実施地区が所在する区域を管轄する地方農政局長等に交付等要綱第 8 第 1 項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。

3 事業実施計画の変更及び提出

事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、該当する場合は、別紙様式第 1 号により、地方農政局長等に変更した事業実施計画を交付等要綱第 14 第 1 項に定める変更等承認申請書と併せて提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の 3 割を超える増減又は補助金の増を伴う事業費の増
- (4) 成果目標の変更

第 5 助成等

- 1 補助対象経費は、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として別記 9 に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別記 9 の費目ごとに整理するとともに、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

なお、資材・機材の共同購入については、購入伝票の確認をもって事業を実施したものとし、みなすものとする。

- 2 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について及び過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。
- 3 事業実施主体は、資材・機材の使用を確認できる資料等を保管するものとし、地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施主体に当該資料を求めることができるものとする。
- 4 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。
 - (1) ほかの助成により実施中又は実施予定となっている取組
 - (2) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
 - (3) 不動産、船舶、飛行機又は 1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械若しくは器具等財産を取得する取組

5 補助金の返還

地方農政局長等は、事業実施主体について、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付された補助金の一部若しくは全部について返還を求めることができるものとする。

- (1) 本事業による取組が事業実施計画に従って適切かつ効率的に実施されていないと判断される場合

- (2) 事業実施主体が事業を中止した場合
- (3) 地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 第8に定める事業評価等の報告を怠った場合

第6 事業の着手

事業実施主体は、原則として、交付決定後に着手するものとし、その申請は交付等要綱により行うものとする。

事業実施主体は、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合は、交付決定前に着手することができるものとし、当該場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により地方農政局長等に届け出るものとする。地方農政局長等は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手する場合は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承の上で行うものとする。

また、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付等要綱第8第1項の規定による交付申請書に、あらかじめ地方農政局長等に届け出た交付決定前着手届を添付するものとする。

第7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から成果目標年度の翌年度までの間、毎年度、7月末日までに、前年度における事業実施状況を別記様式第3号により地方農政局長等に報告し、併せて、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを提出するものとする。
- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される等の場合には、事業実施主体に対して改善の指導を行うなど必要な措置を講ずることができる。

第8 事業実施結果の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は、別記様式第4号に定める評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。なお、第3の1の①の成果目標を設定している場合は、以下の算定式により、価格補正を行った上で、評価を行うものとする。ただし、あらかじめ価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じない場合又は価格変動の主たる要因が当該産地によることが明らかな場合は、価格補正を行わないものとする。

$$\text{労働生産性} = (\text{目標年度の実績の販売単価} \times \text{補正係数} \times \text{目標年度の実績の数量}) \div \text{労働時間}$$

補正係数＝地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価
÷ 地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価

2 地方農政局長等による事業評価

（１）点検評価

ア 地方農政局長等は、１の事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 地方農政局長等は、天災など外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

（２）総合評価

地方農政局長等は、（１）の点検評価の実施に当たっては、地域農業及び社会環境の変化並びに天災等の外部的な要因を踏まえ、目標の達成度に加え、事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

（３）評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長等は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第５号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に１年間目標年度を延長し、再度１の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の１０月末日までに農産局長に報告するとともに、公表するものとする。

第９ 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権が発生した場合、その知的財産は事業実施主体に帰属するものとする。ただし、知的財産権の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守することとする。

- 1 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく地方農政局長等に報告すること。
- 2 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で知的財産権の利用を国に許諾すること。

- 3 本事業実施期間中及び本事業終了後 5 年間に於いて、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用許諾をする場合には、事前に国と協議して承認を得ること。

第 10 収益状況の報告及び収益納付

本事業の実施期間中及び本事業終了後 5 年間に於いて、本事業の成果である知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を地方農政局長等に報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(別記 5)

砂糖製造業等生産性向上緊急支援事業
(国内産いもでん粉工場生産性向上支援事業)

第 1 事業の内容

本事業は、地域経済を支える重要な産業である国内産いもでん粉製造業において、一般の働き方改革の動向を踏まえ、国内産いもでん粉工場の労働効率を向上させ安定的な操業体制の確立を図るため、次に掲げる取組に必要な経費を助成するものとする。

1 省力化・効率化・グリーン化機器等の導入

国内産いもでん粉の製造に係る機器のうち、省力化・効率化・グリーン化に資する製造管理機器及びソフトウェアの導入・改造

2 労働効率向上調査等

国内産いもでん粉製造事業者、物流事業者、実需者、学識経験者等により構成される検討会の開催及び効率的な輸送体制の確立を図るために必要な調査・実証

第 2 事業実施主体

交付等要綱別表 1 の事業種類 3 の事業内容 (2) に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- 1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること。
- 3 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第 3 事業の実施要件

1 成果目標

- (1) 第 1 の 1 の取組を実施する場合は、国内産いもでん粉工場の労働生産性を 2 % 以上向上することとする。
- (2) 第 1 の 2 の取組を実施する場合は、国内産いもでん粉の荷役作業時間を 10 % 以上削減することとする。

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

3 事業実施計画の採択要件

事業実施計画の採択要件は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1 の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (4) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

4 留意事項

事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として、本事業により機器等の財産を

取得する場合については、次によるものとする。

- (1) 貸付けの方法、利用者等の決定又は変更については、地方農政局長等と協議するものとする。
- (2) 利用者については、原則として、国内産いもでん粉製造事業者に限るものとする。
- (3) 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- (4) 賃借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らの競争関係に制約を加えることのないよう留意するものとする。

第4 事務手続

1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、事業公募要領を委員会に諮るものとする。
- (2) 地方農政局長等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては採択優先順位の変更は行わないものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事業実施地区が所在する区域を管轄する地方農政局長等に交付等要綱第8第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。

3 事業実施計画の変更及び提出

事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、該当する場合は、別記様式第1号により、地方農政局長等に変更した事業実施計画を交付等要綱第14第1項に定める変更等承認申請書と併せて提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の3割を超える増減又は補助金の増に伴う事業費の増

(4) 施設及び設備の変更

(5) 成果目標の変更

第5 助成等

1 補助対象経費は、次に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

(1) 第1の1の取組

補助対象経費は、国内産いもでん粉の製造に係る機器のうち、省力化・効率化・グリーン化に資する製造管理機器及びソフトウェアの導入・改造に要する経費とする。

(2) 第1の2の取組

補助対象経費は、検討会の開催等に要する経費並びに労働効率向上のための調査に必要な旅費、謝金、作業機械等の借上費及び流通資材等の購入に要する経費とする。また、その経理に当たっては、別記9の費目ごとに整理するものとする。

2 補助の対象となる第1の1の省力化・効率化・グリーン化に資する機器の導入については、次に掲げる基準をみたすものとする。

(1) 原則として新品であり、耐用年数がおおむね5年以上のものであること

(2) 既存の機器の代替としての同種・同能力のものの再導入（いわゆる更新）ではないこと

3 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について及び過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。

4 次に掲げる経費は、補助対象外とする。

(1) 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組に要する経費

(2) 施設の附帯施設のみの整備のための経費

(3) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費

(4) 事業実施主体の自己資金又は既に完了している取組

(5) 本対策の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

(6) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

5 補助金の管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の管理（預金口座（無利息型）の管理、会計簿への記帳・整理、機械設備等財産の取得及び管理等）に当たって、次の点に留意するものとする。

(1) 適正化法、適正化法施行令及び農林畜水産業関係補助金等交付規則等の法令に基づき、適正な執行に努めること。

(2) 補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受ける等により、適正な執行に努めること。

(3) 補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ

最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

6 補助金の返還

地方農政局長等は、事業実施主体について、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付された助成金の一部若しくは全部について返還を求めることができるものとする。

- (1) 本事業による取組が事業実施計画に従って適切かつ効率的に実施されていないと判断される場合
- (2) 事業実施主体が事業を中止した場合
- (3) 地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 第8に定める事業評価等の報告を怠った場合

第6 事業の着手

事業実施主体は、原則として、交付決定後に着手するものとし、その申請は交付等要綱により行うものとする。

事業実施主体は、第1の事業の内容について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により地方農政局長等に届け出るものとする。地方農政局長等は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手する場合は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承の上で行うものとする。

また、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付等要綱第8第1項の規定による交付申請書に、あらかじめ地方農政局長等に届け出た交付決定前着手届を添付するものとする。

第7 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、7月末日までに前年度における事業実施状況を別記様式第3号により地方農政局長等に報告し、併せて、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを提出するものとする。
- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対して改善の指導を行うなど必要な措置を講ずることができる。

第8 事業実施結果の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は、別記様式第4号に定める評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

とする。

2 地方農政局長等による事業評価

(1) 点検評価

- ア 地方農政局長等は、1 の事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。
- イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。
- ウ 地方農政局長等は、天災など外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。
- エ 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 総合評価

地方農政局長等は、(1) の点検評価の実施に当たっては、地域農業及び社会環境の変化並びに天災等の外部的な要因を踏まえ、目標の達成度に加え、事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

- ア 地方農政局長等は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第5号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。
- イ 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに農産局長に報告するとともに、公表するものとする。

(別記 6)

砂糖製造業等生産性向上緊急整備事業
(分みつ糖工場生産性向上整備事業)

第 1 事業の内容

本事業は、国内の分みつ糖工場の労働生産性向上に向け、国内産糖の製造に係る施設・設備等について以下の整備に必要な経費を助成する。

- ① 省力化・効率化に向けた機能高度化を目的とした設備及び季節工宿舍等施設の整備（既存施設・設備の改良を含む。）
- ② 省力化・効率化に向けた作業工程の再構築を目的とした施設・設備の整備

第 2 事業実施主体

交付等要綱別表 1 の事業種類 4 の事業内容（1）に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- 1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 事業実施主体欄の 1 及び 3 の者については代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること。
- 3 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第 3 事業の実施要件

1 成果目標

- ① 第 1 の①に掲げる整備事業については、成果目標は、分みつ糖工場の労働生産性の 2 %以上の向上とする。
- ② 第 1 の②に掲げる整備事業については、次のアからウまでのいずれかの取組から設定すること。
 - ア 生産コスト又は集出荷・加工コストの 10%以上の削減
 - イ 販売額又は所得額の 10%以上の増加
 - ウ 労働生産性の 10%以上の向上

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度（複数年度の事業にあつては事業最終年度とする）の翌々年度とする。

3 事業実施期間

事業実施期間は、以下のとおりとする。

- ① 第 1 の①の取組については、交付決定の日から令和 6 年 3 月末までとする。
- ② 第 1 の②の取組については、事業実施計画に記載した事業実施年度から 10 年以内とし、全体事業計画に定めた期間内とする。ただし、翌年度以降の事業実施については、当該事業経費に係る予算が確保できた場合に事業継続ができるものとする。

4 事業の対象地域

事業実施地区は、さとうきびに係る指定地域の区域内とする。

5 事業実施計画の採択要件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 整備を予定している設備が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (4) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (5) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (6) 第1の②の取組については、全体事業計画に次の項目がすべて記載されていること。
 - ① 複数年度の事業の全体計画
 - ② 年度別計画（個々の建物、設備等ごとに整理。個々の建物や設備等毎の事業費等を記載。）
- (7) 第1の②の取組については、地域の課題を踏まえ、製糖業者、県及び市町村等地元関係者が十分調整等を行った地域一体の計画であって、地方公共団体が一定程度費用負担を行うことが確実であること。

第4 事務手続

1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等を委員会に諮るものとする。
- (2) 地方農政局等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県及び市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあつては採択優先順位の変更は行わないものとする。

また、第1の②の取組について、事業実施主体が既に採択となった事業実施計画に基づき、前年度から継続して事業を実施する場合にあつては、当該事業実施計画を優先的に採択するものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該実施主体の主たる事

務所が存在する区域を管轄する地方農政局長等に交付等要綱第8第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- 3 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、該当する場合は、別記様式第1号により、地方農政局長等に変更した事業実施計画書を交付等要綱第14第1項に定める変更等承認申請書と併せて提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 施設及び設備の変更
- (4) 事業費の3割を超える増減又は補助金の増を伴う事業費の増
- (5) 成果目標の変更

4 費用対効果分析

- (1) 本事業による設備等の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である設備等の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならないものとする。ただし、北大東島及び南大東島（以下「遠隔離島」という。）に所在する分みつ糖工場の設備等を整備の対象とする国内産糖業者の場合であって、立地条件により建設コストが相当程度増加することが明らかな場合は、費用対効果（投資効率）の算定を要さない。
- (2) 本事業における費用対効果については、別記6-1「分みつ糖工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施手法」に定める手法又は「産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）」の共通7「費用対効果分析について」により算出し、事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

第5 助成等

- 1 補助対象経費は、以下のとおりとする。

(1) 第1の①の取組

国内の分みつ糖の製造に係る機器及び設備等のうち、省力化・効率化に資する既存設備の改良及び季節工用宿舍等の導入に要する経費。

なお、分みつ糖製造に係る機器及び設備等とは、受入、洗浄、製造、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、制御、配管、給水、ボイラー、換気・空調、分析等に係る設備、その他国内産糖製造に必要な設備並びにそれらを覆うために必要な建築物及び制御室（機械設備を集中的に管理運営するために必要な建築物）のことをいう。

(2) 第1の②の取組

次に掲げるものとし、その取扱いは、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」

(令和4年4月1日付け3新食農2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官(新事業・食品産業)、農産局長、畜産局長通知(以下「事務取扱」という。))を準用するものとする。

① 分みつ糖製造に必要な機器・設備の製造及びそれらの設置並びにそれらを覆うために必要な建築物及び制御室(機械設備を集中的に管理運営するために必要な建築物)にかかる工事費(製造請負工事費及び機械器具費を含む。)

② 実施設計費

③ 工事雑費

2 補助の対象となる施設設備等は、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(令和3年6月15日閣議決定)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(2) 施設の整備に対する助成は、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること(いわゆる更新)は、助成の対象外とするものとする。

(3) 成果目標の達成に必要な改修(能力の増強、耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設(土地は含めないものとする。))の取得を含む。以下「改修等」という。)経費については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

(ア) 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し改修等の方が経済的に優れていること。

(イ) 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上かつ内部施設の法定耐用年数以上であること。

(ウ) 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

(4) 施設規模及び能力の決定に当たっては、需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。

3 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、その目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。

4 次に掲げる経費は交付の対象外とする。

- (1) 事業実施主体の自己資金若しくは他の助成により実施中の取組又は既に終了している取組に要する経費
- (2) 施設用地の整地や改良などの整備
- (3) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費
- (4) 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの
- (5) 国内産糖の製造以外に使用可能な汎用性の高いものの導入(例:運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)
- (6) 対象施設等以外の資産形成(直接的なものに限る。)(例:農地等不動産の取得に対する助成)
- (7) 他の国の補助金を受けた(又は受ける予定の)経費

5 補助金の返還

地方農政局長等は、本事業において導入した施設等が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合、本要領に定める要件を満たさないことが補助金交付後に判明した場合等にあつては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第6 事業の着手

事業実施主体は、原則として、交付決定後に着手するものとし、その申請は交付等要綱により行うものとする。

事業実施主体は、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合は、交付決定前に着手することができるものとし、当該場合にあつては、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により地方農政局長等に届け出るものとする。地方農政局長等は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手する場合は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承の上で行うものとする。

また、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付等要綱第8第1項の規定による交付申請書に、あらかじめ地方農政局長等に届け出た交付決定前着手届を添付するものとする。

第7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、本対策の実施初年度から目標年度までの間、毎年度、別記様式第3号により、地方農政局長等に報告し、併せて、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを提出するものとする。
- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対して改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

- 3 地方農政局長等は事業実施主体に対し、1及び2に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

第8 事業実施結果の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は、別記様式第4号に定める評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

(1) 点検評価

ア 地方農政局長等は、1の事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 地方農政局長等は、天災など外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 総合評価

地方農政局長等は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業及び社会環境の変化並びに天災等の外部的な要因を踏まえ、目標の達成度に加え、事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長等は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第5号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに農産局長に報告するとともに、公表するものとする。

第9 実施に係る留意事項等

- (1) 第1の②の施設等の整備に当たっては、事務手続は事務取扱を準用するものとし、事業実施主体は、あらかじめ県等と調整を図るものとする。

- (2) 施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。
- (3) 施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。
- (4) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合であっても同様とする。

イ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

ウ 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- (5) 本事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、第7に定める事業実施状況の報告にあわせて、保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

(6) 施設の管理運営

① 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。

② 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、県知事が適当と認める事業実施主体以外の者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営を委託することができるものとする。

③ 指導監督

地方農政局長等及び県知事は、整備事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等及び県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

④ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

- (7) 事業実施主体及び事業の受益者は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとする。

分みつ糖工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施手法

第1 趣旨

分みつ糖工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施に当たっては、第2から第4までに定める手法により行うものとする。

第2 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

- 2 妥当投資額の算定は、次の(1)から(4)までにより行うものとする。

- (1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

- (2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第3に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

- (3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$ （別表1参照）

i ＝割引率＝0.04

n ＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、財務省令及び農林畜産業関係補助金等交付規則別表に定めるところによる。

- (4) 算定の基礎とする数値は、事業実施計画の内容と整合性のとれたものでなければならない。

- 3 総事業費は、効果の発生に係る施設等の省力化のための整備の投下資金の総額とする。

第3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

- 1 分みつ糖製造の省力化に係る効果

- (1) 効果の内容

分みつ糖製造の省力化に係る効果は、次のア及びイに掲げる効果をいう。

ア 製造コスト削減効果

省力化のための設備導入により、工場の稼働率等が向上し、製造コストが削減する効果

イ 設備維持管理コスト削減効果

省力化のための設備導入により、修繕費等の設備の維持管理コストが削減される効果

- (2) 算出方法

分みつ糖製造の省力化に係る効果の年効果額は、次のア及びイによる算定する年効

果額の合計額とする。

ア 製造コスト削減効果

現在の分みつ糖の年間 1 トン当たりの製造コストと整備後の分みつ糖の年間 1 トン当たりの製造コストの差とする。

イ 施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費の差とする。

2 その他の効果

1 に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき地方農政局長等が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる（様式は任意とする）。

第 4 費用対効果（投資効率）算定の様式

費用対効果（投資効率）算定に当たっては、第 2 及び第 3 に定めるところに従い、別記様式第 6 号別添 1 により行うものとする。

別表 1

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0. 2 2 4 6	3 3	0. 0 5 5 1
6	0. 1 9 0 8	3 4	0. 0 5 4 3
7	0. 1 6 6 6	3 5	0. 0 5 3 6
8	0. 1 4 8 5	3 6	0. 0 5 2 9
9	0. 1 3 4 5	3 7	0. 0 5 2 2
1 0	0. 1 2 3 3	3 8	0. 0 5 1 6
1 1	0. 1 1 4 2	3 9	0. 0 5 1 1
1 2	0. 1 0 6 6	4 0	0. 0 5 0 5
1 3	0. 1 0 0 1	4 1	0. 0 5 0 0
1 4	0. 0 9 4 7	4 2	0. 0 4 9 5
1 5	0. 0 8 9 9	4 3	0. 0 4 9 1
1 6	0. 0 8 5 8	4 4	0. 0 4 8 7
1 7	0. 0 8 2 2	4 5	0. 0 4 8 3
1 8	0. 0 7 9 0	4 6	0. 0 4 7 9
1 9	0. 0 7 6 1	4 7	0. 0 4 7 5
2 0	0. 0 7 3 6	4 8	0. 0 4 7 2
2 1	0. 0 7 1 3	4 9	0. 0 4 6 9
2 2	0. 0 6 9 2	5 0	0. 0 4 6 6
2 3	0. 0 6 7 3	5 1	0. 0 4 6 3
2 4	0. 0 6 5 6	5 2	0. 0 4 6 0
2 5	0. 0 6 4 0	5 3	0. 0 4 5 7
2 6	0. 0 6 2 6	5 4	0. 0 4 5 5
2 7	0. 0 6 1 2	5 5	0. 0 4 5 2
2 8	0. 0 6 0 0	6 0	0. 0 4 4 2
2 9	0. 0 5 8 9	8 0	0. 0 4 1 8
3 0	0. 0 5 7 8	9 0	0. 0 4 1 2
3 1	0. 0 5 6 9	1 0 0	0. 0 4 0 8
3 2	0. 0 5 5 9		

(別記 7)

砂糖製造業等生産性向上緊急整備事業
(国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業)

第 1 事業の内容

本事業は、国内産いもでん粉工場の労働生産性の向上、効率的な輸送体系の確立、衛生管理の高度化、輸出の拡大等を促進するため、施設の新設や既存施設等の改修に必要な経費を助成するものとする。

第 2 事業実施主体

交付等要綱別表 1 の事業種類 4 の事業内容 (2) に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- 1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること。
- 3 法人等が暴力団員でないこと。

第 3 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から 1 つ以上設定することとする。

- (1) 国内産いもでん粉工場の労働生産性の 2 % 以上向上
- (2) 国内産いもでん粉の荷役作業時間を 10 % 以上削減
- (3) 国内産いもでん粉工場の HACCP 等認定 (民間認証を含む。) の取得又は HACCP に沿った衛生管理の実施
- (4) 国内産いもでん粉工場におけるでん粉出荷量に占める輸出量の 2 % 以上増加

2 目標年度

目標年度は、事業実施の翌々年度とする。

3 事業実施計画の採択要件

事業実施計画の採択要件は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、1 の成果目標に沿っていること。
- (2) 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。
- (3) 整備を予定している設備が、1 の成果目標の達成に直結するものであること。
- (4) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (5) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

4 留意事項

- (1) 本事業の施設整備等に当たっては、環境汚染、騒音その他の公害・衛生問題等に留意するものとする。
- (2) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として、本事業により設備

等の財産を取得する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法及び利用者等の決定又は変更については、地方農政局長等と協議するものとする。

イ 利用者については、原則として、国内産いもでん粉製造事業者に限るものとする。

ウ 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担（事業費－交付金）/当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

エ 賃借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らの競争関係に制約を加えることのないよう留意するものとする。

第4 事務手続

1 募集方法等

（1）農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、事業公募要領を委員会に諮るものとする。

（2）地方農政局長等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

（3）農産局長は、（2）により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあつては採択優先順位の変更は行わないものとする。

（4）地方農政局長等は、（3）による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長等に交付等要綱第8第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する道県又は市町村と調整を図るものとする。

3 事業実施計画の変更及び提出

事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、該当する場合は、別記様式第1号により、地方農政局長等に変更した事業実施計画書を交付等要綱第14第1項に定める変更等承認申請書と併せて提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の3割を超える増減又は補助金の増に伴う事業費の増
- (4) 施設及び設備の変更
- (5) 成果目標の変更

4 費用対効果分析

- (1) 本事業による設備等の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である設備等の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならないものとする。
- (2) 本事業における費用対効果については、別記7-1「国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施手法」により算出し、事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。
- (3) 上記に定めるほか、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」の別紙1「費用対効果分析指針（産地基幹施設等支援）」を準用して定量的に費用対効果分析を行い、本事業により整備する設備等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるよう留意するものとする。

第5 助成等

- 1 補助対象経費は、以下のいもでん粉の製造等に係る設備のうち、労働生産性の向上、効率的な輸送体系の確立、衛生管理の高度化及び輸出の拡大等に向けた施設の新設や既存施設の改修等のために必要な経費を助成とする。
 - (1) 製造施設
受入、洗浄、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・污水处理、電気・動力制御、給水、ボイラー、換気・空調・集塵等に係る設備及び機器
 - (2) 排水処理等施設
沈砂池、嫌気池、曝気池、貯留池等の設備及び機器
 - (3) 上屋等
製造施設等を覆うために必要な建築物
- 2 1の施設等は、次に掲げる基準を満たすものとする。
 - (1) 原則として新品であり、耐用年数がおおむね5年以上のもの。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築又は併設、合体施工又は直営施工、古品又は古材の利用等を推進するものとする。
なお、この場合の古品及び古材については、新資材との一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。
 - (2) 既存設備等の代替としての同種・同能力のものの再導入（いわゆる更新）ではないこと。
- 3 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について及び過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。
- 4 次に掲げる経費は、本事業の対象としない。

- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により実施中又は実施予定となっている取組に要する経費。
- (2) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費。
- (3) 本対策の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費。
- (4) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額。

5 補助金の管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の管理（預金口座（無利息型）の管理、会計簿への記帳・整理、機械設備等財産の取得及び管理等）に当たって、次の点に留意するものとする。

- (1) 適正化法、適正化法施行令及び農林畜水産業関係補助金等交付規則等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- (2) 補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受ける等により、適正な執行に努めること。
- (3) 補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

6 補助金の返還

地方農政局長等は、本事業において導入した施設等が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第6 事業の着手

事業実施主体は、原則として、交付決定後に着手するものとし、その申請は交付等要綱により行うものとする。

事業実施主体は、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合は、交付決定前に着手することができるものとし、当該場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により地方農政局長等に届け出るものとする。地方農政局長等は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手する場合は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承の上で行うものとする。

また、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付等要綱第8第1項の規定による交付申請書に、あらかじめ地方農政局長等に届け出た交付決定前着手届を添付するものとする。

第7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、7月末までに前年度における実施状況を、別記様式第3号により、地方農政局長等に報告し、併せて、農林水産業・食品産業の現場の作業安全のための規範に係るチェックシートを提出するものとする。
- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対して改善の指導を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

第8 事業実施結果の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は、別記様式第4号に定める評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

(1) 点検評価

ア 地方農政局長等は、1の事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 地方農政局長等は、天災など外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 総合評価

地方農政局長等は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業及び社会環境の変化並びに天災等の外部的な要因を踏まえ、目標の達成度に加え、事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長等は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第5号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに農産局長に報告するとと

もに、公表するものとする。

国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施手法

第 1 趣旨

国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施に当たっては、第 2 から第 4 までに定める手法により行うものとする。

第 2 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

- 2 妥当投資額の算定は、次の (1) から (4) までにより行うものとする。

(1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。廃用損失額がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

(2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第 3 に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

(3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1 + i)^n\} \div \{(1 + i)^n - 1\}$ (別表 1 参照)

i＝割引率＝0.04

n＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、財務省令及び交付規則別表に定めるところによる。

(4) 算定の基礎とする数値は、事業実施計画の内容と整合性のとれたものでなければならない。

- 3 総事業費は、効果の発生に係る労働生産性の向上等のための整備の投下資金の総額とする。

第 3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

- 1 いもでん粉製造の労働生産性の向上、効率的な輸送体系の確立、衛生管理高度化及び輸出拡大に係る効果

(1) 効果の内容

いもでん粉製造の労働生産性の向上に係る効果はア及びイ、効率的な輸送体系の確立に係る効果はア、イ、オ及びカ、衛生管理の高度化に係る効果はア、イ及びウ、輸出拡大に係る効果はア、イ及びエに掲げる効果をいう。

ア 製造コスト削減効果

設備改修・整備により、工場の稼働率が向上し、製造コストが削減される効果

イ 設備維持管理コスト削減効果

設備改修・整備により、修繕費等の設備の維持管理コストが削減される効果

ウ 品質向上効果

- 設備改修・整備により、でん粉の品質が向上し、工場の販売額が増加する効果
- エ 輸出増加効果
- 設備改修・整備により、輸出向けでん粉の生産量が増加し、工場等の販売額が増加する効果
- オ 生産力維持効果
- 当該設備を改修・整備しなかった場合に見込まれる工場等の所得の減少が阻止されることに関する効果
- カ 物流コスト抑制効果
- 当該設備を改修・整備しなかった場合に見込まれる工場等の物流コストの増加が抑制されることに関する効果

(2) 算出方法

いもでん粉製造の向上に係る効果の年効果額は、次のアからカまで及び2により算定する年効果額の合計額とする。

ア 製造コスト削減効果

現在のいもでん粉の1トン当たり製造コストと整備後のいもでん粉の1トン当たり製造コストの差に目標年度におけるいもでん粉の年間製造数量を乗じた額

イ 施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費の差

ウ 品質向上効果

現在のいもでん粉の1トン当たり販売価格と整備後のいもでん粉の1トン当たり販売価格の差に目標年度におけるいもでん粉の年間製造数量を乗じた額

エ 輸出増加効果

現在のいもでん粉の1トン当たり国内向け販売価格と整備後のいもでん粉の1トン当たり輸出向け販売価格の差に目標年度におけるいもでん粉の年間輸出量を乗じた額

オ 生産力維持効果

現在のいもでん粉の取扱量と整備しなかった場合のいもでん粉の取扱量の差に現在のいもでん粉販売単価及び所得率を乗じた額から製造コスト削減効果（労働費）との重複を除いた額

カ 物流コスト抑制効果

現在の物流コストと整備しなかった場合の物流コストの差から製造コスト削減効果（労働費）及び生産力維持効果との重複を除いた額

2 その他の効果

1の(1)に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき地方農政局長等が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる（様式は任意とする）。

第4 費用対効果（投資効率）算定の様式

費用対効果（投資効率）算定に当たっては、第2及び第3に定めるところに従い、別記様式第6号別添2により行うものとする。

別表 1

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0. 2 2 4 6	3 3	0. 0 5 5 1
6	0. 1 9 0 8	3 4	0. 0 5 4 3
7	0. 1 6 6 6	3 5	0. 0 5 3 6
8	0. 1 4 8 5	3 6	0. 0 5 2 9
9	0. 1 3 4 5	3 7	0. 0 5 2 2
1 0	0. 1 2 3 3	3 8	0. 0 5 1 6
1 1	0. 1 1 4 2	3 9	0. 0 5 1 1
1 2	0. 1 0 6 6	4 0	0. 0 5 0 5
1 3	0. 1 0 0 1	4 1	0. 0 5 0 0
1 4	0. 0 9 4 7	4 2	0. 0 4 9 5
1 5	0. 0 8 9 9	4 3	0. 0 4 9 1
1 6	0. 0 8 5 8	4 4	0. 0 4 8 7
1 7	0. 0 8 2 2	4 5	0. 0 4 8 3
1 8	0. 0 7 9 0	4 6	0. 0 4 7 9
1 9	0. 0 7 6 1	4 7	0. 0 4 7 5
2 0	0. 0 7 3 6	4 8	0. 0 4 7 2
2 1	0. 0 7 1 3	4 9	0. 0 4 6 9
2 2	0. 0 6 9 2	5 0	0. 0 4 6 6
2 3	0. 0 6 7 3	5 1	0. 0 4 6 3
2 4	0. 0 6 5 6	5 2	0. 0 4 6 0
2 5	0. 0 6 4 0	5 3	0. 0 4 5 7
2 6	0. 0 6 2 6	5 4	0. 0 4 5 5
2 7	0. 0 6 1 2	5 5	0. 0 4 5 2
2 8	0. 0 6 0 0	6 0	0. 0 4 4 2
2 9	0. 0 5 8 9	8 0	0. 0 4 1 8
3 0	0. 0 5 7 8	9 0	0. 0 4 1 2
3 1	0. 0 5 6 9	1 0 0	0. 0 4 0 8
3 2	0. 0 5 5 9		

(別記 8)

砂糖製造等生産性向上緊急整備事業
(かんしょ重要病虫害対策整備事業)

第 1 事業の内容

本事業は、サツマイモ基腐病等の対策のため、健全な苗及び種いもを供給することを目的に、施設の新設や既存施設等の改修に必要な経費を助成するものとする。

第 2 事業実施主体

交付等要綱別表 1 の事業種類の事業内容 (3) に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- 1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 事業実施主体欄の 1 及び 6 の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約があること。
- 3 事業実施主体欄の 5 の者については、農業協同組合、地方公共団体等のかんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約があること。
- 4 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第 3 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から 1 つ以上設定することとする。

- (1) 重要病虫害が発生したほ場の 10a 当たり収量を 10%以上増加
- (2) 重要病虫害が発生したほ場面積の割合を 10 ポイント以上削減

2 目標年度

目標年度は、事業実施の翌々年度とする。

3 事業の対象地域

事業実施地区は、でん粉原料用かんしょに係る指定地域の区域内とする。

4 事業実施計画の採択要件

事業実施計画の採択要件は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、1 の成果目標に沿っていること。
- (2) 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。
- (3) 整備を予定している設備が、1 の成果目標の達成に直結するものであること。
- (4) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (5) 事業を実施する地域において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合又は策定に向けた協議が実施され策定が見込まれている場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

5 留意事項

本事業の施設整備等に当たっては、環境汚染、騒音その他の公害・衛生問題等に留意するものとする。

第4 事務の実施手続

1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、事業公募要領を委員会に諮るものとする。
- (2) 地方農政局長等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあつては採択優先順位の変更は行わないものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長等に交付等要綱第8第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する道県又は市町村と調整を図るものとする。

3 事業実施計画の変更及び提出

事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、該当する場合は、別記様式第1号により、地方農政局長等に変更した事業実施計画書を交付等要綱第14第1項に定める変更等承認申請書と併せて提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の3割を超える増減又は補助金の増に伴う事業費の増
- (4) 施設及び設備の変更
- (5) 成果目標の変更

4 費用対効果分析

- (1) 本事業による設備等の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である設備等の導入効

果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならないものとする。

- (2) 本事業における費用対効果については、別記8-1「かんしょ重要病害虫対策整備事業に係る費用対効果分析の実施手法」により算出し、事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。
- (3) 上記に定めるほか、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」の別紙1「費用対効果分析指針（産地基幹施設等支援）」を準用して定量的に費用対効果分析を行い、本事業により整備する設備等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるよう留意するものとする。

第5 助成等

- 1 補助対象経費は、以下の苗及び種いもの供給等に係る設備のうち、重要病害虫の対策に向けた施設の新設や既存施設の改修等のために必要な経費を助成とする。

- (1) 種子種苗生産供給施設

- 組織培養（ウイルスフリー苗を含む。）、苗・種いもの生産、種いもの保管・貯蔵等に係る設備及び機器

- (2) 病害虫まん延防止施設

- 種いもの消毒等に係る設備及び機器

- 2 1の施設等は、次に掲げる基準をみたすものとする。

- (1) 原則として新品であり、耐用年数がおおむね5年以上のもの。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築又は併設、合体施工又は直営施工、古品又は古材の利用等を推進するものとする。

- なお、この場合の古品及び古材については、新資材との一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

- (2) 既存設備等の代替としての同種・同能力のものの再導入（いわゆる更新）ではないこと。

- 3 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について及び過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。

- 4 次に掲げる経費は、本事業の対象としない。

- (1) 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により実施中又は実施予定となっている取組に要する経費
 - (2) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費
 - (3) 施設用地の整備や改良などの整備のための経費
 - (4) 本対策の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

- 5 補助金の管理

- 事業実施主体は、交付を受けた補助金の管理（預金口座（無利息型）の管理、会計簿への記帳・整理、機械設備等財産の取得及び管理等）に当たって、次の点に留意するものとする。

- (1) 適正化法、適正化法施行令及び農林畜水産業関係補助金等交付規則等の法令に基

づき、適正な執行に努めること。

- (2) 補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受ける等により、適正な執行に努めること。
- (3) 補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

6 補助金の返還

地方農政局長等は、本事業において導入した施設等が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第6 事業の着手

事業実施主体は、原則として、交付決定後に着手するものとし、その申請は交付等要綱により行うものとする。

事業実施主体は、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合は、交付決定前に着手することができるものとし、当該場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により地方農政局長等に届け出るものとする。地方農政局長等は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手する場合は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承の上で行うものとする。

また、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付等要綱第8第1項の規定による交付申請書に、あらかじめ地方農政局長等に届け出た交付決定前着手届を添付するものとする。

第7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、本事業の実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、7月末までに前年度における実施状況を、別記様式第3号により、地方農政局長等に報告し、併せて、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを提出するものとする。
- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対して改善の指導を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

第8 事業実施結果の評価

- 1 事業評価の実施

事業実施主体は、別記様式第4号により自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

(1) 事業評価

ア 地方農政局長等は、1の事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画書等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ イにより地方農政局長等から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長等は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第5号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに農産局長に報告するとともに、公表するものとする。

かんしょ重要病害虫対策整備事業に係る費用対効果分析の実施手法

第 1 趣旨

かんしょ重要病害虫対策整備事業に係る費用対効果分析の実施に当たっては、第 2 から第 4 までに定める手法により行うものとする。

第 2 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

- 2 妥当投資額の算定は、次の（１）から（４）までにより行うものとする。

（１）妥当投資額は、次式により算定するものとする。廃用損失額がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

（２）妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第 3 に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

（３）妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$ （別表 1 参照）

i ＝割引率＝0.04

n ＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、財務省令及び交付規則別表に定めるところによる。

（４）算定の基礎とする数値は、事業実施計画の内容と整合性のとれたものでなければならない。

- 3 総事業費は、効果の発生に係る重要病害虫の対策のための整備の投下資金の総額とする。

第 3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

- 1 重要病害虫の対策による効果

（１）効果の内容

ア 生産コスト削減効果

設備改修・整備により、病害虫被害が軽減し、生産コストが削減される効果

イ 生産力増加効果

設備改修・整備により、作付面積や単収が増加し、生産量が増加する効果

ウ 品質向上効果

設備改修・整備により、品質が向上し、所得が増加する効果

エ 被害防止生産安定効果

設備改修・整備により、重要病害虫による減収量が低下し、所得が増加する効果

(2) 算出方法

重要病害虫の対策による効果の年効果額は、次のアからエまで及び2により算定する年効果額の合計額とする。

ア 生産コスト削減効果

現在のかんしょの生産コストと整備後の生産コストの差に年間生産量を乗じた額

イ 生産力増加効果

現状のかんしょの生産量と整備後の生産量の差に販売価格を乗じた額

ウ 品質向上効果

現在のかんしょの販売価格と整備後の販売価格の差に年間生産量を乗じた額

エ 被害防止生産安定効果

現在の重要病害虫によるかんしょの減収量と整備後の減収量の差に販売価格を乗じた額

2 その他の効果

1の(1)に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき地方農政局長等が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる(様式は任意とする)。

第4 費用対効果(投資効率)算定の様式

費用対効果(投資効率)算定に当たっては、第2及び第3に定めるところに従い、別記様式第6号別添3により行うものとする。

別表 1

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0. 2 2 4 6	3 3	0. 0 5 5 1
6	0. 1 9 0 8	3 4	0. 0 5 4 3
7	0. 1 6 6 6	3 5	0. 0 5 3 6
8	0. 1 4 8 5	3 6	0. 0 5 2 9
9	0. 1 3 4 5	3 7	0. 0 5 2 2
1 0	0. 1 2 3 3	3 8	0. 0 5 1 6
1 1	0. 1 1 4 2	3 9	0. 0 5 1 1
1 2	0. 1 0 6 6	4 0	0. 0 5 0 5
1 3	0. 1 0 0 1	4 1	0. 0 5 0 0
1 4	0. 0 9 4 7	4 2	0. 0 4 9 5
1 5	0. 0 8 9 9	4 3	0. 0 4 9 1
1 6	0. 0 8 5 8	4 4	0. 0 4 8 7
1 7	0. 0 8 2 2	4 5	0. 0 4 8 3
1 8	0. 0 7 9 0	4 6	0. 0 4 7 9
1 9	0. 0 7 6 1	4 7	0. 0 4 7 5
2 0	0. 0 7 3 6	4 8	0. 0 4 7 2
2 1	0. 0 7 1 3	4 9	0. 0 4 6 9
2 2	0. 0 6 9 2	5 0	0. 0 4 6 6
2 3	0. 0 6 7 3	5 1	0. 0 4 6 3
2 4	0. 0 6 5 6	5 2	0. 0 4 6 0
2 5	0. 0 6 4 0	5 3	0. 0 4 5 7
2 6	0. 0 6 2 6	5 4	0. 0 4 5 5
2 7	0. 0 6 1 2	5 5	0. 0 4 5 2
2 8	0. 0 6 0 0	6 0	0. 0 4 4 2
2 9	0. 0 5 8 9	8 0	0. 0 4 1 8
3 0	0. 0 5 7 8	9 0	0. 0 4 1 2
3 1	0. 0 5 6 9	1 0 0	0. 0 4 0 8
3 2	0. 0 5 5 9		

(別記 9) (別記 1 のうち農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組、別記 4、別記 5 のうち労働効率向上調査等の取組関係)

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上。該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	講習会受講費	事業を実施するために直接必要な資格取得に要する講習会の受講等経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために	

		直接必要な実験機器、事務機器及びほ場等の借上経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献の購入経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の購入経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され又はその効用を失う少額の物品の購入経費 ・CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査研修旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各	

		種調査、打合せ、成果発表及び研修会の受講等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供及び資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する民間団体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・ 雇用通知書等により本事業に従事したことを明らかにすること。 ・ 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施及び取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 事業そのもの又は、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。ただし、別記4第1の1の（4）の人材育成のための研修等を委託により行う場合はこの限りではない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。 ・ 補助金の額の50%未満とすること。ただし、別記4の取組においては、この限りではない。

役務費		事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果としては成り立たない調査・管理、分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書等に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接雇用した者に支払う通勤手当等経費	

- 1 上記の経費であっても以下の場合にあつては認めないものとする。
- (1) 別記1の第1の2の(3)のイの(ア)の取組については、通常の営農行為に要する経費(肥料や農薬等)等、複合経営の導入に向けた検討会や技術講習会以外に要する経費
 - (2) 別記5の第1の2の取組については、本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
 - (3) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルをした場合
- 2 別記1の第1の2の(3)のアの(エ)に掲げる取組については、別記1の第5の2に規定する補助率に関わらず、1/2以内とする。

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇年度甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業（〇〇〇〇〇※1）の事業実施計画の提出
（変更）について

〇年度において、甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業（〇〇〇〇〇※1）を実施したい※2の
で、甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け5農産第〇〇〇〇号農
産局長通知）別紙〇※3の第4の1※2の規定により別添※4のとおり、関係書類を添えて提出する。

〔※5 なお、別添資料については、事業公募要領に基づき提出した事業実施計画から変更はありません。〕

※1 交付等要綱別表1の事業内容の欄に掲げる事業名を記載すること。

※2 実施要領に定める重要な変更による事業実施計画の変更の場合は、「を実施したいので」を「の事業実施計画を変更
したいので」と、「第4の1」を「第4の3」と記載すること。また、別添に「変更の理由」を明記するとともに、交
付等要綱第8第1項に定める交付申請書と併せて提出した事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と、変更後の事
業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう変更内容を記載すること。

※3 該当する事業の別紙番号を記載すること。

※4 該当する事業ごとに以下の資料を添付すること。

別添1：さとうきび生産性向上緊急支援事業

別添2：でん粉原料用かんしょ産地対策事業

別添3：かんしょ重要病害虫対策事業

別添4：分みつ糖工場生産性向上支援事業

別添5：国内産いもでん粉工場生産性向上支援事業

別添6：分みつ糖工場生産性向上整備事業

別添7：国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業

別添8：かんしょ重要病害虫対策整備事業

※5 事業実施計画の内容が、事業公募要領に基づき提出した事業実施計画の記載内容と相違ない場合には、上に示した
〔 〕内の文言を記載することにより、別添の添付を省略することができる。なお、事業公募要領に基づき提出した
事業実施計画の記載内容から変更があるときは、〔 〕内の文言は削除し、変更箇所を加筆修正した資料を添付する
こと。

※6 別添で規定した添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL
を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

実施の有無	取組内容
	実施要領別記1第1の1の(2)～(98)のうち 農業機械等の導入又はリース導入 のみの取組

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
さとうきび生産性向上緊急支援事業

事業実施計画書

事業実施年度 令和○年度（補正予算）
事業実施主体 事業者
事業実施地 市町村名
事業実施地 区名

第1 事業目的

①さとうきびの生産振興を図る上での産地の課題について【必須記載】

②産地の課題解決に向け本事業（農業機械の導入又はリース導入）をどのように活用し、また、どのような産地の姿を目指していくのか【必須記載】

③その他【任意記載：①②以外で特筆することがあれば記載。ただし、既存の機械等がありながら、新たに導入する場合はその理由を記載すること。】

第2 事業計画総括表

県名及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	目 標	目 標 数 値			受 益		事業内容 (農業機械等リース費用、規格、能力等) 及び 事業量 (単価、台数、面積等)	総事業費 (A+B+C)	負担区分			完了年月日	備考
			現状 (年度)	目標 (年度)	増減 (増減率等)	戸数	面積			国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)		
		生産量を5%以上増加	t	t	%	戸 (年度)	ha (年度)	台 (円/台)	円	円	円	円		
		作付面積を1%以上増加	ha	ha	%	(現状) 戸	(現状) ha		円	円	円	円		
		作型別栽培の10a当たり収量を5%以上増加(〇〇栽培)	t/10a	t/10a	%	(65歳未満) 人								
		10a当たりの労働時間を10%以上削減	h/10a	h/10a	%									
		土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上増加	ha (件)	ha (件)	ポイント									
合 計														

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1第3の1の(1)のア～オに掲げる目標を記入すること(「目標」を2つ以上設定することも可能)。
- 2 「目標数値」の欄の目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。
- 3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。また、土壌診断及び土づくりの実施面積割合については、両取組の合算値でも可能とする。
- 4 「目標数値」の欄に記載した現状及び目標並びに「受益」の欄に記載した戸数及び面積の数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
- 5 「受益」の欄については、目標年度の戸数及び面積を記入すること。また、65歳未満の者が事業の受益者として含まれている場合は、そのことが確認できる資料を添付すること。
- 6 「事業内容」の欄については、実施要領別記1第1の1(2)～(8)に掲げる取組及びそれぞれに必要な事業量(単価、台数、面積等)について記入すること。
なお、実施要領別記1第5の1(1)のア、イに掲げる実勢価格及びリース諸費用を記入すること(対象となる農業機械等ごとにそれぞれ記入すること。)
- 7 「負担区分」の欄については、国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(B)及び(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。
- 8 「備考」の欄に総事業費に対する国庫補助金の割合を記入すること。県、市町村等の事業実施主体以外の団体が別途負担する場合には、「備考」の欄に、その団体名及び補助率を記入すること。
- 9 「備考」の欄には、仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、「備考」の欄に合計額(「除税額〇円 うち国費〇円」)を記入すること。

第3 目標数値の具体的な内容

成果目標						
目標数値	現状値： (○年度)		目標値： (○年度)		増減（増減率等）：	
目標数値決定の考え方	事業評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法）					
1) 現状	1) 現状値の算出方法					
2) 事業内容	2) 目標値の算出方法					
3) 事業成果	3) 検証方法（実績値の算出方法）					

- (注) 1 「成果目標」が複数ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。
2 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記載すること。
3 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。

第4 事業実施計画の詳細

1 事業実施主体の構成、受益する農家又は受益農業従事者の状況

事業実施主体の構成			受益する農家又は受益農業従事者の状況	
名 称（設立年月日）	構成員の名称又は氏名	備考	人・農地プランの 中心経営体の位置づけ	備考
		・さとうきび増産計画又は フォローアップに導入予定機 械等の位置づけの有無 (有・無) ・みどりの食料システム法に 基づく計画認定の有無 (有・無) ・地域計画のうち目標地図の 位置づけの有無 (有・無)	・経営体名 (○年○月認定済) ・経営体名 (○年○月認定予定)	

2 導入又はリース導入する農業機械等の内容

(1) 規模決定の根拠

--

- (注) 事業の規模を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械等の具体的な数値を用いて記載すること。

(2) 農業機械等の保管・設置場所

農業機械等名	農業機械等の保管・設置場所	導入時期	備考
		年 月	

(3) 農業機械等の利用計画

	農業機械等名 (型 式)	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	オペレーター数 (人)	台数 (台)	備考
本事業で導入する農業機械等						
既存の農業機械 (収穫)						
既存の農業機械 (植付)						
既存の農業機械 (株出)						
既存の農業機械等 (その他)						

- (注) 1 「本事業で導入する農業機械等」の「備考」の欄に事業の管理に当たる責任者を記入すること。
 2 「既存の農業機械 (収穫、植付、株出)」には、事業実施主体が所有するさとうきびの収穫、植付又は株出に係る農業機械等について記入すること。「備考」の欄に導入年と導入手法 (自己資金又は国庫補助、県補助、市町村補助等の別) を記入すること。該当するものが無い場合、「無 (今回導入予定、〇〇組合 (〇〇地区) に委託、人力作業)」等を記入すること。
 3 「既存の農業機械等 (その他)」は、上記以外の農業機械等を国庫補助事業で導入 (リース含む) した場合記入し、併せて「備考」の欄に導入年と導入手法 (国庫補助のみ) を記入すること。

(4) 機械化一貫体系

作業	機械作業体制の有無	機械作業主体	適期作業に向けた考え方
収穫			
植付			
株出管理			
その他 ()			

- (注) 1 「機械作業体制の有無」の欄には、受益地区における当該作業について機械による作業体制が整備されている場合には「有 (使用機械名)」、本事業で整備される場合は「有 (本事業で導入予定)」、整備されていない場合は「無」と記載すること。
 2 「機械作業主体」の欄には、「機械作業を行う主体名 (地区名)」を記載すること。なお、事業実施主体以外が機械を所有している場合、所有していることが把握できる書類 (当該作業を実施する生産組合等の機械管理台帳等) を添付すること。
 3 「適期作業に向けた考え方」欄には、今回導入する農業機械等を用いて、適期植付作業、適期株出管理作業等を行うためにどのような体制で行うかを記載すること。

(5) 動産保険等の内容

--

(6) 農業機械の納入業者又はリース事業者の選定方法の計画

納入業者又はリース事業者の選定方法	一般競争入札・指名競争入札における競争見積（いずれかに○）
指名競争入札の場合における競争見積の場合の指名業者選定の考え方	

(7) 前処理施設又は精脱葉施設等の設置場所

施設等名（処理量：最大トン/日）	所有者・設置場所	導入時期	備考
		年 月	

(注) 1 ケーンハーベスタを導入する場合、含みつ糖のみを生産する地区の事業実施主体は記載すること。

2 設置場所が分かる地図を添付すること。

(8-1) 農業機械等の購入助成額

農業機械等名（型式）				備 考
購入価格（消費税抜き）	①		(円)	
購入価格（消費税込み）	②		(円)	
購入助成額（国庫補助金）	③		(円)	
消費税	④		(円)	

(注) 1 「（購入助成額（国庫補助金）」の欄には、処分益を控除した上で②×6/10以内の額を記入すること。

2 「備考」の欄には、本事業の実施による下取り等により処分益が発生する場合は、その額（消費税込み）を記入すること。

なお、仕入れに係る消費税相当額については、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円のうち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、事業（農業機械の導入）を行うに当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名（制度・その他）」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。

3 複数の農業機械等を購入する場合は、欄を適宜追加して記載すること。

4 納入事業者の見積書の写し（2社以上）等を添付すること。

(8-2) 農業機械等のリース料助成額

農業機械等名 (型式)						備 考
リース期間	開始日～終了日 (※1)		～		(日)	
	リース借受日から〇年間 (※2)				(年)	
リース物件取得予定価格 (消費税抜き)	①				(円)	
リース期間終了後の残存価格 (消費税抜き)	②				(円)	
リース諸費用 (消費税抜き)	③				(円)	(リース諸費用内訳)
リース料助成額 (注2)	④				(円)	保険料： 円 固定資産税： 円
消費税	⑤				(円)	金利： 円
事業実施主体負担リース料 (消費税込み) ①－②＋③－④＋⑤					(円)	

- (注) 1 ※1 及び ※2 については、いずれかを記入すること。
 2 リース料助成額④は、A、Bいずれか小さい額を記入すること (千円未満は切り捨て)。
 A： (①× (リース期間/法定耐用年数) + ③) × 6/10以内
 B： ((①－②) + ③) × 6/10以内
 3 複数の農業機械等をリースする場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 4 リース事業者の見積書の写し (2社以上)、機械納入業者の見積書の写し (2社以上) 等を添付すること。

(9) オープンAPIへの対応 (トラクターを導入又はリース導入する場合)

導入又はリース導入するトラクターのメーカーが、APIを自社webサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備しているかどうか確認の上、以下の該当する□にチェック。 ☐ 整備している (又は整備する見込みである) ☐ 整備していない 【参考】APIを自社webサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー (令和4年11月1日時点農林水産省調べ) 国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社 海外メーカー：AGCO Corporation (Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company (John Deere)、SDF group (SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

- (注) 農機データを取得するシステムを備えたトラクターを製造していないメーカーの製品を導入する場合は、これに当たらない。
 整備していないにチェックがついた場合は、整備しているメーカーのトラクターに変更すること。農機データを取得するシステムを備えたトラクターを製造し、データを連携できる環境を整備していないメーカーのトラクターの導入を希望する場合は、別途その理由書を添付するものとする。

第5 関係する県、市町村からの意見又は連絡状況

※当該取組について意見を記載。 記載した県又は市町村の所属課名を記載。

第6 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C)	負担区分			備考
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (農業機械等の導入又はリース導入のみの取組)	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「備考」の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」）

第7 収支予算（又は積算）

1 収入の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (農業機械等の導入又はリース導入のみの取組)	円	円	円	円	
合 計					

第8 その他関係資料

○ 農業機械等の導入又はリース導入のみの取組

- 成果目標に係る受益農家、受益面積等が分かる資料を添付すること。
- 関係する県、市町村において、過去（耐用年数の範囲内）、国庫事業により導入した農業機械等の実績及び地区を示した資料を添付すること。
なお、対象となる農業機械等は、今回導入するものと同種のものとする。
- 国庫補助事業により農業機械等のリース導入に対する支援を受け、評価年を迎えている場合は、農畜産業機械等リース支援事業（地域作物支援型）実施要領（以下「実施要領」という。）別記第5号及び5号別添（事業評価シート）等を添付すること（他事業の場合は、準ずるものを添付すること）。評価年を迎えていない場合は、実施要領別記様式第1号及び別記様式第4号に 準じて作成したものを添付すること。
なお、実績等の数字が把握できる資料も合わせて添付すること。
- 堆肥散布車及び散水車を導入する場合は、1年間の使用計画を送付すること。
- さとうきび増産計画又は年次計画（フォローアップ）、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画及び人・農地プランの中心経営体の位置付けが確認できる資料を添付すること。

実施の有無	取組内容
	実施要領別記第1の1の(1)のうち 複合経営品目に係る 農業機械等の導入又はリース導入 のみの取組

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
さとうきび生産性向上緊急支援事業
(複合経営品目に係る農業機械等の
導入又はリース導入)

事業実施計画書

事業実施年度 令和○年度（補正予算）
事業実施主体
県・市町村名
地区名

第1 事業実施主体におけるさとうきび生産に係る現状等

	栽培面積				さとうきびの 栽培面積割合		備考
	さとうきび		(複合経営品目)				
現 状		a		a	#DIV/0!	%	
取 組 後		a		a	#DIV/0!	%	

- (注) 1 現状の栽培面積については、事業実施主体の直近年の栽培面積を記載すること。なお、新規に取り組む場合は、予定している栽培面積を記載し、備考欄に（予定面積）と記載すること
- 2 「複合経営品目（ ）」については、具体的な品目名を記載すること。
複合経営品目が複数ある場合は、欄を追加して記載すること。
- 3 取組後の栽培面積については、目標年度における事業実施主体の栽培面積を記載すること。
- 4 取組後の「さとうきび栽培面積割合」については、50%以上であること。

第2 事業目的

①さとうきびの生産振興を図る上で、複合経営に取り組むことの必要性について【必須記載】
※ 複合経営を導入により、核となるさとうきび栽培の経営安定化に、どう寄与するのかという観点から記載すること。

②本事業を活用して、どのような機械を導入（又はリース導入）するのか。また、本機械を導入する理由について【必須記載】

③その他【任意記載：①②以外で特筆することがあれば記載。ただし、既存の機械等がありながら、新たに導入する場合はその理由を記載すること。】

第3 事業計画総括表

県名及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	目 標	目 標 数 値			受 益		事業内容 (農業機械等リース費用、規格、能力等) 及び 事業量 (単価、台数、面積等)	総事業費 (A+B+C)	負担区分			完了年月日	備考
			現状 (年度)	目標 (年度)	増減 (増減率等)	戸数	面積			国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)		
		複合経営における農産物の販売金額を3%以上増加	円	円	%	戸 (年度)	ha (年度)			円	円	円	円	
		生産量を5%以上増加	t	t	%	(現状) 戸	(現状) ha			円	円	円	円	
		作付面積を1%以上増加	ha	ha	%	(65歳未満) 人								
		作型別栽培の10a当たり収量を5%以上増加(〇〇栽培)	t/10a	t/10a	%									
		10a当たりの労働時間を10%以上削減	h/10a	h/10a	%									
合 計														

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1第3の1の(1)のア～エに掲げる目標を1つ記入するとともに、併せてクの目標を記入すること。
- 2 「目標数値」の欄の目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。
- 3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。
- 4 「目標数値」の欄に記載した現状及び目標並びに「受益」の欄に記載した戸数及び面積の数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
- 5 「受益」の欄については、事業実施主体における複合経営品目の目標年度の戸数及び面積を記入すること。
また、65歳未満の者が事業の受益者として含まれている場合は、そのことが確認できる資料を添付すること。
- 6 「事業内容」の欄については、実施要領別記1第1の1(1)に掲げる取組及びそれぞれに必要な事業量(単価、台数、面積等)について記入すること。
なお、実施要領別記1第5の1(1)のア、イに掲げる実勢価格及びリース諸費用を記入すること(対象となる農業機械等ごとにそれぞれ記入すること。)
- 7 「負担区分」の欄については、国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(B)及び(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。
- 8 「備考」の欄に総事業費に対する国庫補助金の割合を記入すること。県、市町村等の事業実施主体以外の団体が別途負担する場合には、「備考」の欄に、その団体名及び補助率を記入すること。
- 9 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、「備考」の欄に合計額(「除税額〇円 うち国費〇円」)を記入すること。

第4 目標数値の具体的な内容

成果目標	複合経営における農産物の販売金額を3%以上増加					
目標数値	現状値： (○年度)		目標値： (○年度)		増減（増減率等）：	
目標数値決定の考え方	事業評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法）					
1) 現状	1) 現状値の算出方法					
2) 事業内容	2) 目標値の算出方法					
3) 事業成果	3) 検証方法（実績値の算出方法）					

(注) 1 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるの
2 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。

成果目標						
目標数値	現状値： (○年度)		目標値： (○年度)		増減（増減率等）：	
目標数値決定の考え方	事業評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法）					
1) 現状	1) 現状値の算出方法					
2) 事業内容	2) 目標値の算出方法					
3) 事業成果	3) 検証方法（実績値の算出方法）					

(注) 1 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるの
2 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。

第5 事業実施計画の詳細

1 事業実施主体の構成、受益する農家又は受益農業従事者の状況

事業実施主体の構成			受益する農家又は受益農業従事者の状況	
名 称（設立年月日）	構成員の名称又は氏名	備考	人・農地プランの 中心経営体の位置づけ	備考
		・さとうきび増産計画又は フォローアップに導入予定機 械等の位置づけの有無 (有・無) ・みどりの食料システム法に 基づく計画認定の有無 (有・無) ・地域計画のうち目標地区の 位置づけの有無 (有・無)	・経営体名 (○年○月認定済) ・経営体名 (○年○月認定予定)	

2 導入又はリース導入する農業機械等の内容

(1) 規模決定の根拠

--

(注) 事業の規模を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械等の具体的な数値を用いて記載すること。

(2) 農業機械等の保管・設置場所

農業機械等名	農業機械等の保管・設置場所	導入時期	備考
		年 月	

(3) 農業機械等の利用計画と整備状況

	農業機械等名 (型 式)	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	オペレーター数 (人)	台数 (台)	備考
本事業で導入する農業機械等						
既存の農業機械等（複合経営品目）						
既存の農業機械等（さとうきび）						

- (注) 1 「本事業で導入する農業機械等」の「備考」の欄に事業の管理に当たる責任者を記入すること。
 2 「既存の農業機械」には、事業実施主体が所有する複合経営品目、さとうきびに係る農業機械等について記入すること。
 「備考」の欄に導入年と導入手法（自己資金又は国庫補助、県補助、市町村補助等の別）を記入すること。
 3 農業機械等については、機械ごとに記載するものとし、複数ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 4 共通で使う機械については、主で使う品目に分類して記載すること。

(4) 動産保険等の内容

--

(5) 農業機械の納入業者又はリース事業者の選定方法の計画

納入業者又はリース事業者の選定方法	一般競争入札・指名競争入札における競争見積（いずれかに○）
指名競争入札の場合における競争見積の場合の指名業者選定の考え方	

(6-1) 農業機械等の購入助成額

農業機械等名（型式）				備 考
購入価格（消費税抜き）	①		（円）	
購入価格（消費税込み）	②		（円）	
購入助成額（国庫補助金）	③		（円）	
消費税	④		（円）	

(注) 1 「（購入助成額（国庫補助金）」の欄には、処分益を控除した上で②×1/2以内の額を記入すること。

2 「備考」の欄には、本事業の実施による下取り等により処分益が発生する場合は、その額（消費税込み）を記入すること。

なお、仕入れに係る消費税相当額については、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円のうち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、事業（農業機械の導入）を行うに当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名（制度・その他）」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。

3 複数の農業機械等を購入する場合は、欄を適宜追加して記載すること。

4 納入事業者の見積書の写し（2社以上）等を添付すること。

(6-2) 農業機械等のリース料助成額

農業機械等名 (型式)							備 考
リース期間	開始日～終了日 (※1)			～		(日)	
	リース借受日から○年間 (※2)					(年)	
リース物件取得予定価格 (消費税抜き)		①				(円)	
リース期間終了後の残存価格 (消費税抜き)		②				(円)	
リース諸費用 (消費税抜き)		③				(円)	(リース諸費用内訳)
リース料助成額 (注2)		④				(円)	保険料： 円 固定資産税： 円
消費税		⑤				(円)	金利： 円
事業実施主体負担リース料 (消費税込み) ①－②＋③－④＋⑤					(円)		

- (注) 1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。
2 リース料助成額④は、A、Bいずれか小さい額を記入すること (千円未満は切り捨て)。
A: $(① \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) + ③) \times 1/2$ 以内
B: $((① - ②) + ③) \times 1/2$ 以内
3 複数の農業機械等をリースする場合は、欄を適宜追加して記載すること。
4 リース事業者の見積書の写し (2社以上)、機械納入業者の見積書の写し (2社以上) 等を添付すること。

第6 関係する県、市町村からの意見又は連絡状況

※当該取組について意見を記載。 記載した県又は市町村の所属課名を記載。

第7 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C)	負担区分			備考
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (複合経営品目に係る農業機械等の導入又は リース導入のみの取組)	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「備考」の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」）

第8 収支予算（又は積算）

1 収入の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (複合経営品目に係る農業機械等の導入又は リース導入のみの取組)	円	円	円	円	
合 計					

第9 その他関係資料

○ 農業機械等の導入又はリース導入のみの取組

- 成果目標に係る受益農家、受益面積等が分かる資料を添付すること。
- 関係する県、市町村において、過去（耐用年数の範囲内）、国庫事業により導入した農業機械等の実績及び地区を示した資料を添付すること。
なお、対象となる農業機械等は、今回導入するものと同種のものとする。
- 国庫補助事業により農業機械等のリース導入に対する支援を受け、評価年を迎えている場合は、農畜産業機械等リース支援事業（地域作物支援型）実施要領（以下「実施要領」という。）別記第5号及び5号別添（事業評価シート）等を添付すること（他事業の場合は、準ずるものを添付すること）。評価年を迎えていない場合は、実施要領別記様式第1号及び別記様式第4号に準じて作成したものを添付すること。
なお、実績等の数字が把握できる資料も合わせて添付すること。
- みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画及び人・農地プランの中心経営体の位置付けが確認できる資料を添付すること。

実施の有無	取組内容
	実施要領別記1第1の1の(2)から(109)のうち 農業機械等の導入又はリース導入 を伴わない取組

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
さとうきび生産性向上緊急支援事業

事業実施計画書

事業年度
事業主
事業体
事業名

令和○年度（補正予算）

第1 事業目的

- ①さとうきびの生産振興を図る上での産地の課題について【必須記載】
- ②産地で定められているさとうきび増産プロジェクトの取組について【必須記載】
- ③産地の課題解決に向け本事業（農業機械の導入又はリース導入を伴わない取組）をどのように活用し、また、どのような産地の姿を目指していくのか【必須記載】
- ④その他【任意記載：①②③以外で特筆することがあれば記載】

第2 事業計画総括表

県名及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	目 標	目 標 数 値			受 益		事業内容 工種、施設区分、構造、規格、能力等 及び事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等)	総事業費 (A+B+C)	負担区分			補助率	完了 年月日	備考
			現状 (年度)	目標 (年度)	増減 (増減率等)	戸数	面積			国庫 補助金 (A)	事業実施 主体 (B)	その他 (C)			
		生産量を平年水準以上に増加	t	t	%	戸 (年度)	ha (年度)	3 地力増進対策 ・有機肥料の投入に係る助成(〇円/ha) 〇〇t	円	円	円	円	%		
		作付面積を1%以上増加	ha	ha	%	(現状) 戸	(現状) ha	6 種苗確保対策 ・優良品種採苗圃の設置(農林〇号)							
		作型別栽培の10a当たり収量を5%以上増加(〇〇栽培)	t/10a	t/10a	%										
		10a当たりの労働時間を10%以上削減	h/10a	h/10a	%										
		土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上増加	ha (件)	ha (件)	ポイント										
合 計															

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1第3の1の(1)のア～オに掲げる目標を記入すること(「目標」を2つ以上設定することも可能)。
- 2 「目標数値」の欄の目標年度は事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とする。ただし、さとうきびの栽培上の特性と取組内容を鑑みて、やむを得ない場合は、事業実施年度の翌々年度とすることができるものとする。
- 3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。現状値については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。ただし、生産量の現状値については、平年水準(7年中庸5年平均)を用いるものとするが、直近のデータの生産量が平年水準を上回っている場合には、当該生産量又は島ごとのさとうきび増産プロジェクトにおいて目標と掲げる生産量のうちいずれが多い方を現状値とする。また、土壌診断及び土づくりの実施面積割合については、両取組の合算値でも可能とする。
- 4 「目標数値」の欄に記載した現状及び目標並びに「受益」の欄に記載した戸数及び面積の数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
- 5 「受益」の欄については、目標年度の戸数及び面積を記入すること。
- 6 「事業内容」の欄については、実施要領別記1第1の1(2)～(9)に掲げる取組及びそれぞれに必要な事業量(単価、回数、基数、台数、面積等)について記入すること。
- 7 「負担区分」の欄については、国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(B)及び(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。
- 8 「備考」の欄には、事業区分ごと及び事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、「備考」の欄に合計額(「除税額〇円 うち国費〇円」)を記入すること。

第3 事業の成果目標

成果目標						
目標数値	現状値： (○年度)		目標値： (○年度)		増減（増減率等）：	
目標数値決定の考え方	事業評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法）					
1）現状	1）現状値の算出方法					
2）事業内容	2）目標値の算出方法					
3）事業成果	3）検証方法（実績値の算出方法）					

- (注) 1 「成果目標」が複数ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。
2 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記載すること。
3 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。

第4 事業実施計画の詳細

1 事業実施主体の概要

名称 (設立年月日)	所在地	構成員	
		氏名	所属・職名

2 協力機関

区分	組織名	担当業務
地方公共団体		
民間団体		

(注) 事業実施主体の構成員に含まれている組織は除くこと。

3 事業内容及び実施体制

地区名	取組項目	実施体制	実施時期	事業量 (作型ごとの単価、回数、面積、台数等)	備考

(注) 1 「地区名」及び「取組項目」の欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。

2 「事業量」の欄には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

4 費目別積算根拠

取組項目			事業費 (円)		積算根拠 (作型ごとの単価、人数、回数、面積、台数等)	対象農 家戸数 (戸)	対象 面積 (ha)	備考
				うち国庫補助 金 (円)				
費目		小 計						
費目		小 計						
費目		小 計						
費目		小 計						
費目		小 計						
合 計								

(注) 1 実施する取組項目のみを記入し、実施しない取組項目は削除すること。

2 「取組項目」、「費目」の欄等が足りない場合には、適宜追加して記入すること。

3 「費目」の欄は、実施要領別記9に規定している費目とし、費目単位で金額を整理すること。
「積算根拠」の欄には、施用量・単価、記帳手当、謝金の時間単価等について具体的に記入すること。

4 「対象面積」及び「対象農家戸数」の欄の合計については、延べではなく、実際の面積及び農家戸数とすること。

第5 関係する県、市町村からの意見又は連絡状況

※当該取組について意見を記載。
記載した県又は市町村の所属課名を記載。

第6 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C)	負担区分			備考
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (農業機械等の導入又はリース導入を伴わない 取組)	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「備考」の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」）

第7 収支予算（又は積算）

1 収入の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (農業機械等の導入又はリース導入を伴わない 取組)	円	円	円	円	
合 計					

第8 その他関係資料

- 1 受益地区におけるさとうきび増産プロジェクト
- 2 定款、寄附行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）
- 3 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- 4 事業実施地区の地図（取組を実施したほ場、取組内容等が分かるもの）
- 5 取組のスケジュールが分かる資料
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める資料

実施の有無	取組内容
	実施要領別記1第1の1の(1)のうち 農業機械等の導入又はリース導入 を伴わない取組

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
さとうきび生産性向上緊急支援事業
(担い手・作業受託組織の育成・強化対策)

事業実施計画書

事業実施年度 令和○年度（補正予算）
事業実施主体
県・市町村名
地区名

第1 事業目的

- ①産地の生産体制を支える担い手・作業受託組織の育成・強化を図る上での課題について【必須記載】
- ②産地で定められているさとうきび増産プロジェクトにおける担い手・作業受託組織の育成・強化に係る取組について【必須記載】
- ③担い手・作業受託組織の育成・強化を図る上での課題の解決に向け本事業（農業機械の導入又はリース導入を伴わない取組）をどのように活用し、また、どのような産地の姿を目指していくのか【必須記載】
- ④その他【任意記載：①②③以外で特筆することがあれば記載】

第2 事業計画総括表

県名及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	目 標	目 標 数 値			受 益		事業内容 工種、施設区分、構造、規格、能力等 及び事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等)	総事業費 (A+B+C)	負担区分			補助率	完了 年月日	備考
			現状 (年度)	目標 (年度)	増減 (増減率等)	戸数	面積			国庫 補助金 (A)	事業実施 主体 (B)	その他 (C)			
		生産量を平年水準以上に増加 作付面積を1％以上増加 作型別栽培の10a当たり収量を5％以上増加(〇〇栽培) 10a当たりの労働時間を10％以上削減 土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上増加 担い手に係る作付面積を1％以上増加 担い手・作業受託組織の育成や強化、複合経営の普及に資する検討会を1回以上開催	t ha t/10a h/10a (件) ha ha — 回	t ha t/10a h/10a (件) ha ha 回	% % % ポイント % 回	戸 (年度) (現状) 戸	ha (年度) (現状) ha	1 担い手・作業受託組織の育成・強化 ・研修会の開催 ・担い手への農地利用集積の取組 ・就農相談会の開催 ・他産地・他産業との連携による労働力確保 ・外国人労働者の受入体制整備 ・担い手・作業受託組織が収穫作業の受託を円滑に行うために必要となる作業員・オペレーター確保の取組 2 複合経営の導入による担い手の経営安定 ・産地検討会の開催 ・技術講習会の開催	円	円	円	円	%		
合 計															

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1第3の1の(1)のA～キに掲げる目標を記入すること(「目標」を2つ以上設定することも可能)。
- 2 「目標数値」の欄の目標年度は事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とする。ただし、さとうきびの栽培上の特性と取組内容を鑑みて、やむを得ない場合は、事業実施年度の翌々年度とすることができるものとする。
- 3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。現状値については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。ただし、生産量の現状値については、平年水準(7年中庸5年平均)を用いるものとするが、直近のデータの生産量が平年水準を上回っている場合には、当該生産量又は島ごとのさとうきび増産プロジェクトにおいて目標と掲げる生産量のうちいずれが多い方を現状値とする。また、土壌診断及び土づくりの実施面積割合については、両取組の合算値でも可能とする。
- 4 「目標数値」の欄に記載した現状及び目標並びに「受益」の欄に記載した戸数及び面積の数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
- 5 「受益」の欄については、目標年度の戸数及び面積を記入すること。
- 6 「事業内容」の欄については、実施要領別記1第1の1(1)に掲げる取組及びそれぞれに必要な事業量(単価、回数、基数、台数、面積等)について記入すること。
- 7 「負担区分」の欄については、国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(B)及び(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。
- 8 「備考」の欄には、事業区分ごと及び事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、「備考」の欄に合計額(「除税額〇円 うち国費〇円」)を記入すること。

第3 事業の成果目標

成果目標						
目標数値	現状値： (○年度)		目標値： (○年度)		増減（増減率等）：	
目標数値決定の考え方	事業評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法）					
1）現状	1）現状値の算出方法 2）目標値の算出方法 3）検証方法（実績値の算出方法）					
2）事業内容						
3）事業成果						

- （注） 1 「成果目標」が複数ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 2 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記載すること。
 3 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。

第4 事業実施計画の詳細

1 事業実施主体の概要

名称 (設立年月日)	所在地	構成員	
		氏名	所属・職名

2 協力機関

区分	組織名	担当業務
地方公共団体		
民間団体		

（注）事業実施主体の構成員に含まれている組織は除くこと。

3 事業内容及び実施体制

地区名	取組項目	実施体制	実施時期	事業量 (作型ごとの単価、回数、面積、台数等)	備考

- (注) 1 「地区名」及び「取組項目」の欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。
 2 「事業量」の欄には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

4 費目別積算根拠

取組項目			事業費 (円)	積算根拠 (作型ごとの単価、人数、回数、面積、台数等)	対象農 家戸数 (戸)	対象 面積 (ha)	備考
			うち国庫補助 金 (円)				
費目							
		小 計					
費目							
		小 計					
費目							
		小 計					
費目							
		小 計					
費目							
		小 計					
合 計							

- (注) 1 実施する取組項目のみを記入し、実施しない取組項目は削除すること。
 2 「取組項目」、「費目」の欄等が足りない場合には、適宜追加して記入すること。
 3 「費目」の欄は、実施要領別記9に規定している費目とし、費目単位で金額を整理すること。
 「積算根拠」の欄には、施用量・単価、記帳手当、謝金の時間単価等について具体的に記入すること。
 4 「対象面積」及び「対象農家戸数」の欄の合計については、延べではなく、実際の面積及び農家戸数とすること。

第5 関係する県、市町村からの意見又は連絡状況

※当該取組について意見を記載。
 記載した県又は市町村の所属課名を記載。

第6 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C)	負担区分			備考
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組 (担い手・作業受託組織の育成・強化対策))	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「備考」の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」）

第7 収支予算（又は積算）

1 収入の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組 (担い手・作業受託組織の育成・強化対策))	円	円	円	円	
合 計					

第8 その他関係資料

- 1 受益地区におけるさとうきび増産プロジェクト
- 2 定款、寄附行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）
- 3 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- 4 事業実施地区の地図（取組を実施したほ場、取組内容等が分かるもの）
- 5 取組のスケジュールが分かる資料
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める資料

実施の有無	取組内容
	実施要領別記第1の1の(1)から(108)のうち 農業機械等の導入又はリース導入 を伴わない取組（低糖度対策）

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
さとうきび生産性向上緊急支援事業
（低糖度対策に係る取組）

事業実施計画書

事業実施年度 令和〇年度（補正予算）
事業実施主体 事業実施主体
県・市町村名
地区名

第1 事業実施地区におけるさとうきび生産に係る現状等

収穫面積	平年糖度	低糖度対策の取組面積	上限単価	補助金上限
ha	度	ha	2,000 円/10a	0 円

- (注) 1 「収穫面積」については、直近年（令和3年産）の収穫面積とする。
- 2 「平年糖度」については、過去7年（平成27年産から令和3年産）中庸5年平均糖度とする。
- 3 「平年糖度」が13.1度を下回っている場合、低糖度対策に係る取組を行うことができるものとする。
- 4 「低糖度対策の取組面積」については、延べ面積ではなく実面積とし、収穫面積の範囲内となっていること。

第2 事業目的

①産地における低糖度に係る課題について【必須記載】
②産地で定められているさとうきび増産プロジェクトにおける低糖度対策の位置付けについて【必須記載】
③本事業をどのように活用し、産地の低糖度対策に取組むこととするのか【必須記載】
④その他【任意記載：①②③以外で特筆することがあれば記載】

第3 事業計画総括表

県名及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	目 標	目 標 数 値			受 益		事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等 及び事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等)	総事業費 (A+B+C)	負担区分			補助率	完了 年月日	備考
			現状	目標 (年度)	増加度数	戸数	面積			国庫 補助金 (A)	事業実施 主体 (B)	その他 (C)			
		糖度を平年水準 以上に増加	度	度	度	戸 (年度)	ha (年度)	3 地力増進対策 ・有機肥料の投入に係る 助成 (○円/ha) ○○ t 春植 ha 6 種苗確保対策 ・優良品種採苗圃の設置 (農林○号) 春植 ha	円	円	円	円	%		
合 計															

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1第3の1の(1)のケに掲げる目標を記入するものとし、「目標数値」の「現状」欄については、第1の「平年糖度」を記載すること。
- 2 「目標数値」の欄の目標年度は事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とする。ただし、さとうきびの栽培上の特性と取組内容を鑑みて、やむを得ない場合は、事業実施年度の翌々年度とすることができるものとする。
- 3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。
- 4 「受益」の欄に記載した戸数及び面積の数値の根拠が確認できる資料を添付すること。また、「現状」の面積については、第1の「低糖度対策の取組面積」であること。
- 5 「受益」の欄については、目標年度の戸数及び面積を記入すること。
- 6 「事業内容」の欄については、実施要領別記1第1の1(1)～(8)に掲げる取組及びそれぞれに必要な事業量(単価、回数、基数、台数、面積等)について記入すること。また、低糖度対策に資する取組であること。
- 7 「負担区分」の欄については、国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(B)及び(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。また、国庫補助金については、第1の「補助金上限」の範囲内であること。
- 8 「備考」の欄には、事業区分ごと及び事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額○円 うち国費○円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、「備考」の欄に合計額(「除税額○円 うち国費○円」)を記入すること。

第4 事業の成果目標

成果目標						
目標数値	現状値：		目標値： (○年度)		増加度数：	
目標数値決定の考え方	事業評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法）					
1) 現状	1) 現状値の算出方法 2) 目標値の算出方法 3) 検証方法（実績値の算出方法）					
2) 事業内容						
3) 事業成果						

- (注) 1 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、低糖度対策として、どのような取組を行うことにより、どれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記載すること。
- 2 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。
- 3 低糖度対策の取組については、「平成29年産に発生したさとうきびの低糖度の原因及び対策に係る研究（イノベーション創出強化研究推進事業（研究開発ステージ）」の「研究の主要な成果」における「栽培管理における着目すべき有益な技術的方策」に沿った取組、又はその他の研究成果によって効果が確認された取組とすること。なお、その他の研究成果によって効果が確認された取組を行う場合は、根拠として当該取組による効果が確認できる論文等の資料を添付すること。

第5 事業実施計画の詳細

1 事業実施主体の概要

名称 (設立年月日)	所在地	構成員	
		氏名	所属・職名

2 協力機関

区分	組織名	担当業務
地方公共団体		
民間団体		

(注) 事業実施主体の構成員に含まれている組織は除くこと。

3 事業内容及び実施体制

地区名	取組項目	実施体制	実施時期	事業量 (作型ごとの単価、回数、面積、台数等)	備考

(注) 1 「地区名」及び「取組項目」の欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。

2 「事業量」の欄には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

4 費目別積算根拠

取組項目			事業費（円）		積算根拠 （作型ごとの単価、人数、回数、面積、台数等）	対象農 家戸数 （戸）	対象 面積 （ha）	備考
			うち国庫補助 金（円）					
費 目								
		小　　計						
費 目								
		小　　計						
費 目								
		小　　計						
費 目								
		小　　計						
費 目								
		小　　計						
費 目								
		小　　計						
合　　計								

(注) 1 実施する取組項目のみを記入し、実施しない取組項目は削除すること。

2 「取組項目」、「費目」の欄等が足りない場合には、適宜追加して記入すること。

3 「費目」の欄は、実施要領別記 9 に規定している費目とし、費目単位で金額を整理すること。
「積算根拠」の欄には、施用量・単価、記帳手当、謝金の時間単価等について具体的に記入すること。

4 「対象面積」及び「対象農家戸数」の欄の合計については、延べではなく、実際の面積及び農家戸数とすること。

第6 関係する県、市町村からの意見又は連絡状況

※当該取組について意見を記載。 記載した県又は市町村の所属課名を記載。
--

第7 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C)	負担区分			備考
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組(低糖度対策))	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「備考」の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」)

第8 収支予算(又は積算)

1 収入の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組(低糖度対策))	円	円	円	円	
合 計					

第9 その他関係資料

- 1 受益地区におけるさとうきび増産プロジェクト
- 2 定款、寄附行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算(又は収支決算)
- 3 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- 4 事業実施地区の地図(取組を実施したほ場、取組内容等が分かるもの)
- 5 取組のスケジュールが分かる資料
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める資料

実施の有無	取組内容
	実施要領別記第1の1の(1)から(108)のうち 農業機械等の導入又はリース導入 を伴わない取組（作型・品種転換対策）

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
さとうきび生産性向上緊急支援事業
（作型・品種転換対策に係る取組）

事業実施計画書

事業実施年度 令和〇年度（補正予算）
事業実施主体
県・市町村名
地 区 名

第1 事業実施地区におけるさとうきび生産に係る現状等

株出栽培面積	作型・品種転換対策 の取組面積	上限単価	補助金上限
ha	ha	3,000 円/10a	0 円

- (注) 1 「株出栽培面積」については、直近年（令和3年産）の収穫面積とする。
2 「作型・品種転換対策の取組面積」については、延べ面積ではなく実面積とし、株出栽培面積の1割の範囲内となっていること。

第2 事業目的

- ①産地における作型・品種構成に係る課題について【必須記載】
②産地で定められているさとうきび増産プロジェクトにおける作型・品種転換に係る位置付けについて【必須記載】
③本事業をどのように活用し、産地の作型・品種転換に取組むこととするのか【必須記載】
④その他【任意記載：①②③以外で特筆することがあれば記載】

第3 事業計画総括表

県名及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	目 標	目 標 数 値			受 益		事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等 及び事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等))	総事業費 (A+B+C)	負担区分			補助率	完了 年月日	備考
			現状 (年度)	目標 (年度)	増減 (増減率等)	戸数	面積			国庫 補助金 (A)	事業実施 主体 (B)	その他 (C)			
		新植作付面積の 増加	ha	ha	%	戸 (年度)	ha (年度)	3 地力増進対策 ・有機肥料の投入に係る 助成 (〇円/ha) 〇〇 t 春植 ha 6 種苗確保対策 ・優良品種採苗圃の設置 (農林〇号) 春植 ha	円	円	円	円	%		
合 計															

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1第3の1の(1)のロに掲げる目標を記入するものとし、「目標数値」の「現状」欄について、新植作付面積割合を選択する場合は、直近年の面積に対する新植面積の割合を記入するものとする。
2 「目標数値」の欄の目標年度は事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とする。ただし、さとうきびの栽培上の特性と取組内容を鑑みて、やむを得ない場合は、事業実施年度の翌々年度とすることができるものとする。
3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。
4 「受益」の欄に記載した戸数及び面積の数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
5 「受益」の欄については、目標年度の戸数及び面積を記入すること。
6 「事業内容」の欄については、実施要領別記1第1の1(1)～(8)に掲げる取組及びそれぞれに必要な事業量(単価、回数、基数、台数、面積等)について記入すること。また、作型・品種転換対策に資する取組であること。
7 「負担区分」の欄については、国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(B)及び(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。また、国庫補助金については、第1の「補助金上限」の範囲内であること。
8 「備考」の欄には、事業区分ごと及び事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、「備考」の欄に合計額(「除税額〇円 うち国費〇円」)を記入すること。

第4 事業の成果目標

成果目標						
目標数値	現状値： (○年度)		目標値： (○年度)		増加ポイント：	
目標数値決定の考え方	事業評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法）					
1) 現状	1) 現状値の算出方法 2) 目標値の算出方法 3) 検証方法（実績値の算出方法）					
2) 事業内容						
3) 事業成果						

(注) 1 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、作型・品種転換対策として、どのような取組を行うことにより、どれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記載すること。
2 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。

第5 事業実施計画の詳細

1 事業実施主体の概要

名称 (設立年月日)	所在地	構成員	
		氏名	所属・職名

2 協力機関

区分	組織名	担当業務
地方公共団体		
民間団体		

(注) 事業実施主体の構成員に含まれている組織は除くこと。

3 事業内容及び実施体制

地区名	取組項目	実施体制	実施時期	事業量 (作型ごとの単価、回数、面積、台数等)	備考

(注) 1 「地区名」及び「取組項目」の欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。

2 「事業量」の欄には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

4 費目別積算根拠

取組項目			事業費（円）		積算根拠 （作型ごとの単価、人数、回数、面積、台数等）	対象農 家戸数 （戸）	対象 面積 （ha）	備考
			うち国庫補助 金（円）					
費 目								
		小　　計						
費 目								
		小　　計						
費 目								
		小　　計						
費 目								
		小　　計						
費 目								
		小　　計						
費 目								
		小　　計						
合　　計								

(注) 1 実施する取組項目のみを記入し、実施しない取組項目は削除すること。

2 「取組項目」、「費目」の欄等が足りない場合には、適宜追加して記入すること。

3 「費目」の欄は、実施要領別記 9 に規定している費目とし、費目単位で金額を整理すること。
「積算根拠」の欄には、施用量・単価、記帳手当、謝金の時間単価等について具体的に記入すること。

4 「対象面積」及び「対象農家戸数」の欄の合計については、延べではなく、実際の面積及び農家戸数とすること。

第6 関係する県、市町村からの意見又は連絡状況

※当該取組について意見を記載。 記載した県又は市町村の所属課名を記載。
--

第7 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C)	負担区分			備考
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組(作型・品種転換対策))	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「備考」の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」)

第8 収支予算(又は積算)

1 収入の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組(作型・品種転換対策))	円	円	円	円	
合 計					

第9 その他関係資料

- 1 受益地区におけるさとうきび増産プロジェクト
- 2 定款、寄附行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算(又は収支決算)
- 3 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- 4 事業実施地区の地図(取組を実施したほ場、取組内容等が分かるもの)
- 5 取組のスケジュールが分かる資料
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める資料

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業
かんしょ生産性向上緊急支援事業
(でん粉原料用かんしょ産地対策事業)

事業実施計画書

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	
県・市町村	
地区名	

第1 事業実施地区におけるでん粉原料用かんしょ等に係る現状、課題、取組内容

1 現状値	かんしょ作付面積：	ha	うちでん粉原料用：	ha	うち焼酎用：	ha	うち青果用：	ha
-------	-----------	----	-----------	----	--------	----	--------	----

2 課題、取組内容

第2 事業計画総括表

事業実施 主体名	成果目標	受 益		事 業 内 容	事業量 (規格、台数、面積等)	総事業費	負担区分			完了年月日	備考
		戸数	面積				国庫補助金	事業実施主体	その他		
	作付面積を 1 %以上増加	【目標年度】 (年度) 戸	【目標年度】 (年度) ha	1 新品種の早期普及	本ば作付予定面積 ha	円	円	円	円		
	10a当たり労働 時間を10%以上削減	【現状】 (年度) 戸	【現状】 (年度) ha	2 ドローン等を使った 防除技術の確立	実証ほ設置面積 ha						
	10 a 当たり収 量を2 %以上 増加			3 ほ場の地力対策	作付増加面積 ha						
	3 月及び4 月 植えの作付面 積を1 %以上 増加			4 生分解性マルチの導 入促進	対象面積 ha						
				5 かんしょ生産省力機 械の導入促進	(機械名) (規格等) (購入・リース) (台数)						
				6 「こないしん」の生 産拡大	本ば作付予定面積 ha						
				7 労働負荷軽減対策モ デル実証	実証ほ設置面積 ha						
合 計											

(注) 1 「事業内容」の欄の1～4及び6、7のメニューは、でん粉原料用かんしょのみが補助対象。
2 「成果目標」の欄には、実施要領別記2の第3の1に掲げる目標を1つ以上記入すること。
3 「受益」の欄の事業の目標年度は、実施要領別記2の第1の1から4まで及び6が事業実施年度の翌年度、第1の5及び7が事業実施年度の翌々年度とすること。
4 「負担区分」の欄には、国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を事業実施主体及びその他に記載し、事業実施主体以外の団体が別途費用を負担する場合には、「備考」の欄にその団体名及び補助率を記入すること。
5 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」）を記入すること。

第3 成果目標の設定

成果目標	(作付面積を1%以上増加、10a当たり労働時間を10%以上削減、10a当たり収量を2%以上増加、3月及び4月植えの作付面積を1%以上増加)												
目標数値 (複数選択の場合は 行を追加)	現状(令和 年度) :				目標(令和 年度) :				増減率: %減少又は増加				
	(第1の5もしくは7の事業を取り組む場合)				目標(令和 年度) :				増減率: %減少又は増加				
事業評価の検証方法 (現状値及び目標値 の算出方法)													
みどりの食料システ ム法に基づく計画認 定の有無	有 ・ 無		地域計画策定の有無		有 ・ 無								
ポイントの合計	成果目標ポイント		特別加算ポイント		加算ポイント							合計	
					①		②		③		④		⑤

(注) 1 「成果目標」の欄には、実施要領別記2の第3の1に掲げる成果目標を1つ以上記入すること。
2 事業の目標年度は、実施要領別記2の第1の1から4まで及び6については、事業実施年度の翌年度、第1の5及び7については、事業実施年度の翌々年度とすること。
3 「目標数値」の欄には、具体的な目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近のデータとし、根拠が確認できる資料を添付すること。
4 「事業評価の検証方法」の欄には、具体的な検証方法を記入すること。

第4 事業実施主体の概要

名称 (設立年月日)	所在地	構成員	
		氏名	所属・職名

第5 事業費の積算根拠

事業項目	積算根拠	備考（添付書類の番号等）
1 新品種の早期普及		
2 ドローン等を使った防除技術の確立		
3 ほ場の地力対策		
4 生分解性マルチの導入促進		
5 かんしょ生産省力機械の導入促進		
6 「こないしん」の生産拡大		
7 労働負荷軽減対策モデル実証		

（注）1 事業に取り組まない事業項目については、表から削除してください。

2 記入スペースが不足する場合は、適宜スペースを拡張して使用してください。

第6 モデル実証の内容等（7に取り組む場合）

1 検討会の構成

所属・役職	氏 名	備 考

(注) 構成員の行は適宜追加すること。「所属・役職名」及び「氏名」の欄については、会員ごとに記入すること。なお、当該内容が分かる資料の添付に替えることも可能とする。

2 全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 の 内 容	備 考
(年度)		
月	例) 検討会の開催 (○月、○月 ○回)	
月	例) 取組の実証 (○月～○月、○ha)	
月	例) 実証結果の分析 (○月中)	
月	例) 成果報告会 (○月)	

(注) 「取組の内容」の欄には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。なお、当該内容が分かる資料の添付に替えることも可能とする。

第7 導入機械の規模決定根拠等

1 規模決定の根拠

機械の種類	受益面積 (ha) ①	導入機械の1時間当たり作業能力 (ha/時間) ②	一日当たり作業可能時間 (時間/日) ③	1作期当たり作業可能日数 (日) ④	年間作業可能面積 (ha) ⑤=②×③×④	必要台数 (台) ①÷⑤	備考
					0	#DIV/0!	
	②、③、④の算出根拠						
					0	#DIV/0!	
	②、③、④の算出根拠						
					0	#DIV/0!	
	②、③、④の算出根拠						

2 導入機械等保管場所

農業機械等名	農業機械等の保管・設置場所	導入時期	備考
		年 月	

3 動産保険等の内容

--

4 農業機械のリース事業者選定方法の計画

リース事業者選定方法

(注) 一般競争入札、指名競争入札等、リース事業者の選定方法の計画を記載

5 リース料助成額

農業機械等名（型式）							備 考
リース期間	開始日～終了日（※1）			～		（日）	
	リース借受日から〇年間（※2）					（年）	
リース物件取得予定価格（消費税抜き）		①				（円）	消費税： 円
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）		②				（円）	
リース料助成申請額（注2）		③				（円）	（リース諸費用内訳）
リース諸費用（金利・保険料・消費税等）		④				（円）	保険料： 円 固定資産税： 円
機械利用者負担リース料（税込み）		⑤				（円）	金利： 円 消費税： 円

- (注) 1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。
2 リース料助成申請額③は、A、Bいずれか小さい額を記入すること（千円未満は切り捨て）。
A：（①×（リース期間/法定耐用年数））×1／2以内
B：（①－②）×1／2以内
3 複数の農業機械等をリースする場合は、欄を適宜追加して記載すること。
4 機械納入業者の見積書の写し（2社以上）、リース期間、残価設定額、リース諸費用、リース料金等が確認できる資料の写し等を添付すること。

6 オープンAPIへの対応（トラクターを導入又はリース導入する場合）

導入又はリース導入するトラクターのメーカーが、APIを自社webサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備しているかどうか確認の上、以下の該当する□にチェック。

☐ 整備している（又は整備する見込みである）

☐ 整備していない

【参考】APIを自社webサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー（令和4年11月1日時点農林水産省調べ）

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

(注) 農機データを取得するシステムを備えたトラクターを製造していないメーカーの製品を導入する場合は、これに当たらない。
整備していないにチェックがついた場合は、整備しているメーカーのトラクターに変更すること。農機データを取得するシステムを備えたトラクターを製造し、データを連携できる環境を整備していないメーカーのトラクターの導入を希望する場合は、別途その理由書を添付するものとする。

第8 関係する県、市町村からの意見又は連携状況

第9 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C)	負担区分			備考
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
かんしょ生産性向上緊急支援事業	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「備考」の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」）を記入すること。

第10 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算 (又は本年度精算額)	前年度予算 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算 (又は本年度精算額)	前年度予算 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
かんしょ生産性向上緊急支援事業	円	円	円	円	
合 計					

第 1 1 添付資料

- (1) 事業実施主体の定款、寄附行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）を添付すること。
- (2) 事業費の積算根拠添付資料を添付すること。
- (3) 導入農業機械の規模決定根拠資料、カタログ等を添付すること。
- (4) みどりの食料システム法に基づく認定計画がある場合は、環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかを添付すること。
- (5) 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）が策定されている場合は、それがわかる資料を添付すること。
- (6) その他地方農政局長等が必要と認める資料を添付すること。

第 1 2 かんしょ生産省力機械の導入促進参加農家一覧

	導入機械名	型式・規格・能力	導入台数（台）	受益経営体名	受益面積(ha)	うちでん粉原料用かんしょ（ha）	オペレーター	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								

- (注) 1 「備考」の欄については、受益農家のうち課税売上高が1千万円以上の受益農家には○を記入すること。
- 2 様式が不足する場合は、適宜欄を追加して記入すること。
- 3 「オペレーター」欄は、オペレーターに○を付すこと。

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業
かんしょ生産性向上緊急支援事業
(かんしょ重要病害虫対策事業)

事業実施計画書

事業実施年度

令和○年度

事業実施主体

県・市 町 村

地 区 名

第1 事業の目的

--

第2 実施地区における現状

かんしょ作付面積：	ha	サツマイモ基腐病発生ほ場面積：	ha	うち収量3割以上減ほ場面積：	ha
うち青果用：	ha	うち青果用：	ha	うち青果用：	ha
うち焼酎用：	ha	うち焼酎用：	ha	うち焼酎用：	ha
うちでん粉原料用：	ha	うちでん粉原料用：	ha	うちでん粉原料用：	ha

第3 事業計画総括表

都道府県 名及び市 町村名	事業実施 主体名及 び地区名	成果目標	目標数値			用途	受益		事業内容及 事業量（規格、台数、面積等）	事業費	負担区分			完了予 定日	備考											
			現状	目標	増減率		戸数	面積			国庫補助金	事業実施主 体	その他													
		重要病害虫が 発生したほ場 の10a当たり 収量を10%以 上増加 重要病害虫が 発生したほ場 面積の割合を 10ポイント以 上削減	(○年度)	(○年度)			【目標年度】 (○年度) 戸	【目標年度】 (○年度) ha	事業内容 ほ場の残渣処理	事業量 (単価、戸数、量、面積等)	円	円	円	円												
									ウイルスフリー苗及び健全な種いもの利用 ・ ウイルスフリー苗 ・ 種いも	(単価、本数、個数、量等)																
									苗及び苗床の消毒	(単価、資材名、量等)																
									種いも及び苗の罹病検査	(単価、検体数)																
									トンネル栽培等早期栽培の推進	(単価、面積、資材名等)																
									防除用機械の導入	(単価、機械名、台数等)																
									薬剤の散布	(単価、薬剤名、面積等)																
									堆肥の散布	(単価、資材名、面積等)																
									被害が著しいほ場への対策																	
									土壌消毒	(単価、薬剤名、面積等)																
									被覆資材の導入	(単価、資材名、面積等)																
									他作物への転換	(品目、面積等)																
									輪作の実証	(品目、単価、機械名、台数等)																
									合計																	

(注) 1 「成果目標」の欄には、実施要領別記3第3の1に掲げる目標を1つ以上記入すること。

2 「目標数値」の欄には、具体的な数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近のデータとし、根拠が確認できる資料を添付すること。

3 事業の目標年度は、事業の対象として作付けされるかんしょが収穫される年度とすること。ただし、実施要領別記3の第1の1の(6)については事業実施年度の翌々年度、第1の1の(9)のウ及びエの事業については再作付けされたかんしょが収穫される年度とすること。

4 「負担区分」の欄については、国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を事業実施主体及びその他に記載し、事業実施主体以外の団体が別途費用を負担する場合には「備考」の欄にその団体名及び補助率を記入すること。

5 「備考」の欄については、事業区分ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、備考の欄に合計額（「除税額〇円 うち国費〇円」）を記入すること。

第4 事業の成果目標

1 事業実施地区における被害状況と対策

病害虫被害の種類	被害状況と対策

- (注) 1 「病害虫被害の種類」の欄には、事業の対象となる病害虫名を記載すること。
2 「被害状況と対策」の欄には、事業実施地区における現在の被害状況等を踏まえ、どのような対策を行うのか、具体的に記述すること。

2 具体的な成果目標

成果目標	(重要病害虫が発生したほ場の10a当たり収量の10%増加、重要病害虫が発生したほ場面積の割合を10ポイント以上削減)		
目標値	現状値(○年度) :	○ t /10a又は○%	目標値(○年度) :
	(防除用機械の導入に取り組む場合)	○ t /10a又は○%	増減率 :
	(多作物への転換または輪作の実証に取り組む場合)	○ t /10a又は○%	増減率 :
目標数値決定根拠			
具体的な取組	(取組例) ○被害が著しいほ場を対象とした取組のうち次期作への対策 ・ 土壌消毒剤の購入費 (○ha) ・ 土壌消毒に使用する被覆資材の購入費 (○ha)		
事業評価の検証方法 (実績値の算出方法)	○年産の実績により検証。		
みどりの食料システム法 に基づく計画認定の有無	有 ・ 無	地域計画策定の有無	有 ・ 無

- (注) 1 「具体的な取組」の欄については、目標に対応した具体的な値、取組内容、予定規模を記入すること。
2 「事業評価の検証方法」の欄については、具体的な検証方法を記入すること。

第5 事業実施主体

1 事業実施主体の概要

名称 (設立年月日)	所在地	構成員	
		氏名	所属・職名
〇〇生産組合 (○年○月○日)		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	J A〇〇事業本部 本部長 〇〇でん粉工場 代表

2 協力機関

区分	組織名	担当業務
地方公共団体	〇〇県	
民間団体	〇〇組合	

- (注) 事業実施主体の構成員に含まれている組織は除くこと。

第6 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組の内容
(年度) 月 月 月 月	

(注) 「取組の内容」の欄には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

第7 事業内容及び事業費等

(単位：千円)

事業項目	事業費	積算根拠 (単価×数量等)		備考
		うち国費		
1 ほ場の残渣処理				
2 ウイルスフリー苗及び健全な種いもの利用				
3 苗及び苗床の消毒				
4 種いも及び苗の罹病検査				
5 トンネル栽培等早期栽培の推進				
6 防除用機械の導入				
7 薬剤の散布				
8 堆肥の散布				
9-1 土壌消毒				
9-2被覆資材の導入				
9-3他作物への転換				
9-4輪作の実証				
合 計				

(注) 1 事業に取り組まない事業項目については、表から削除すること。
2 備考欄には想定している被害規模等を記載すること。

第8 導入機械の規模決定根拠等（防除用機械の導入、輪作の実証の対策）

1 規模決定の根拠

機械の種類	受益面積 (ha) ①	導入機械の1時間当たり作業能力 (ha/時間) ②	一日当たり作業可能時間 (時間/日) ③	1作期当たり作業可能日数 (日) ④	年間作業可能面積 (ha) ⑤=②×③×④	必要台数 (台) ①÷⑤	備考
					0	#DIV/0!	
	②、③、④の算出根拠						
					0	#DIV/0!	
	②、③、④の算出根拠						

2 導入機械等保管場所

農業機械等名	農業機械等の保管・設置場所	導入時期	備考
		年 月	

3 動産保険等の内容

--

4 農業機械のリース事業者等選定方法の計画

リース事業者等選定方法

(注) 一般競争入札、指名競争入札等、リース事業者の選定方法の計画を記載すること。

5 リース料助成額

農業機械等名（型式）						備 考	
リース期間	開始日～終了日（※1）		～		（日）		
	リース借受日から〇年間（※2）				（年）		
リース物件取得予定価格（消費税抜き）		①			（円）	消費税：	円
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）		②			（円）		
リース料助成申請額（注2）		③			（円）	（リース諸費用内訳）	
リース諸費用（金利・保険料・消費税等）		④			（円）	保険料：	円 固定資産税：
機械利用者負担リース料（税込み）		⑤			（円）	金利：	円 消費税：

- (注) 1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。
- 2 リース料助成申請額③は、A、Bいずれか小さい額を記入すること（千円未満は切り捨て）。
- A：（①×（リース期間/法定耐用年数））×1／2以内
- B：（①－②）×1／2以内
- 3 複数の農業機械等をリースする場合は、欄を適宜追加して記載すること。
- 4 機械納入業者の見積書の写し（2社以上）、リース期間、残価設定額、リース諸費用、リース料金等が確認できる資料の写し等を添付すること。

6 オープンAPIへの対応（トラクターを導入又はリース導入する場合）

導入又はリース導入するトラクターのメーカーが、APIを自社webサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備しているかどうか確認の上、以下の該当する□にチェック。

☐ 整備している（又は整備する見込みである）

☐ 整備していない

【参考】

APIを自社webサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー（令和4年11月1日時点農林水産省調べ）

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

（注）農機データを取得するシステムを備えたトラクターを製造していないメーカーの製品を導入する場合は、これに当たらない。
整備していないにチェックがついた場合は、整備しているメーカーのトラクターに変更すること。農機データを取得するシステムを備えたトラクターを製造し、データを連携できる環境を整備していないメーカーのトラクターの導入を希望する場合は、別途その理由書を添付するものとする。

第9 経費の配分及び負担区分

事業名	総事業費 (A+B+C)	負担区分			備考
		国庫補助金(A)	事業実施主体(B)	その他(C)	
かんしょ重要病害虫対策事業	円	円	円	円	
合 計					

（注）「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

第10 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備考
			増	減	
国庫補助金 その他	円	円	円	円	
合 計					

（2）支出の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

第11 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- (1) 定款、寄附行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）を添付すること。
- (2) 事業費の積算根拠添付資料を添付すること。
- (3) 導入農業機械の規模決定根拠資料、カタログ等を添付すること。
- (4) みどりの食料システム法に基づく認定計画がある場合は、環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかを添付すること。
- (5) 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）が策定されている場合は、それがわかる資料を添付すること。
- (6) その他地方農政局長等が必要と認める資料を添付すること。

第12 受益農家一覧

1 被害が著しいほ場を対象とした取組

	受益 経営体	サツマイモ基腐病の被害がなかった 直近の年産			当年産				次年産				備考	
		作付面積	総出荷量	10a当たり収 量 (A)	総作付 面積	被害が著しいほ場（30%以上の減収）			取組面積					
						作付面積	出荷量	10a当たり収 量 (B)	減収率 (1-(B÷A))×100	土壌 消毒	被覆資材導 入	他作物 への転換		輪作の実証
1		a	kg	kg/10a #DIV/0!	a	a	kg	kg/10a #DIV/0!	% #DIV/0!	a	a	a	a	
2				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
3				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
4				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
5				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
6				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
7				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
8				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
9				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
10				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
合計		0	0		0	0	0			0	0	0	0	

- (注) 1 「備考」の欄については、課税売上高が1千万円以上の者には○を記入すること。
2 農家数が10人を超える場合は、適宜欄を追加して記入すること。

2 機械の導入（防除用機械の導入、輪作の実証の対策）

	導入機械名	型式・規格・能力	導入台数（台）	受益経営体名	受益面積(ha)	うちでん粉原料用かんしょ（ha）	オペレーター	備考
1								
2								
3								

- (注) 1 「備考」の欄については、受益農家のうち課税売上高が1千万円以上の受益農家には○を記入すること。
2 様式が不足する場合は、適宜欄を追加して記入すること。
3 「オペレーター」欄は、オペレーターに○を付すこと。

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
砂糖製造業等生産性向上緊急支援事業
(分みつ糖工場生産性向上支援事業のうち分みつ糖工場の省力化・効率化
支援)

事業実施計画書

事業実施年度
事業実施主体
県・市町村名

年度

第3 事業実施の詳細

1 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組の内容
(年度) 月 月 月	

2 事業内容

(1) 検討会の開催

ア 検討会の構成

検討会名	氏名	所属・役職名	備考

(注) 「所属・役職名」及び「氏名」の欄については、会員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考
年 月				

(注) 開催する検討会ごとに記入すること。

(2) 先進企業・産地等現地調査の実施

調査時期	調査場所	調査内容	備考
年 月			

(注) 調査ごとに調査先の選定理由を別途添付すること。

(3) 労働効率向上計画の作成とその試行

ア 労働効率向上計画の作成とその試行への参加者

工場診断士・コンサルタント等名	参加者名	参加者数	備考

イ 労働効率向上計画の作成

作 成 時 期	計 画 内 容	備 考
年 月	1 現状調査 2 業務分析 3 適正人員算定 4 3年後の成果目標（年度毎）	

（注）必要に応じて計画内容を加除の上作成すること。

ウ 労働効率向上計画に記載する試行の概要

試 行 内 容	試 行 場 所	試行面積又は数量	備 考

エ 試行（実証）グループの構成

○労働効率向上技術に係る実証への参加者や実証方法を考慮し、どのような実証グループ構成とするか。（できるだけ具体的に記入）

（注）当該内容が分かる資料（ポンチ絵等）の添付に替えることも可能とする。

オ 試行（実証）の方法

○実証の実施方法について

○実証の効果を高める工夫について（具体的な工夫があれば記入）

○実証効果の普及を高める工夫について（具体的な工夫があれば記入）

カ 労働効率向上に資する機器の導入実証

実 施 時 期	導入機器名	実 証 内 容 及 び 方 法	備考
年 月			

(注) 1：導入機器ごとに記入すること。「導入機器名」の欄については、機材名、メーカー、型式を作成する者を記入すること。「備考」の欄に保管・設置場所を記入すること。
2：「実証内容及び方法」の欄には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。なお、当該内容が分かる資料の添付に替えることも可能とする。

キ 労働効率向上に資する機器の導入可能性評価

開 催 時 期	開 催 場 所	評 価 内 容 及 び 方 法	備考
年 月			

(注) 1：導入機器ごとに記入すること。なお、「評価内容及び方法」の欄については、実施方法、調査対象者及び員数、主な評価項目等を記入すること。
2：「試作内容及び方法」の欄には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。なお、当該内容が分かる資料の添付に替えることも可能とする。

(4) 人材募集の実施

取 組 時 期	取 組 場 所	範 囲	取 組 内 容	備考
年 月				

(注) 人材募集の取組ごとに記入すること。

(5) マニュアルの作成等

マニュアルの名称	作 成 時 期	作 成 部 数	予 定 配 布 先	内 容	備 考
		部			

第4 事業実施経費

(1) 事業内容別の内訳

事業内容	費目	細目	単価 (円) ①	員数 ② (人数、回数等)	金額 (円) (①×②)	備考
ア 検討会の開催						
計						
イ 先進企業・産地等現地調査						
計						
ウ 労働効率向上計画の作成とその試行						
計						
エ 人材募集の実施						
計						
オ マニュアルの作成等						
計						
総 計						

(注) 1: 「費目」の欄及び「細目」の欄については、実施要領(別記9)に規定している費目及び細目を記入すること。

2: 「備考」の欄については、単価、員数等の根拠(資料名等)、経費の必要性等を具体的に記入すること。

3: 適宜、行を追加して記入すること。

(2) 設備備品費内訳

ア 主な現有設備

設備名	仕様 製造会社名 形式	用途	使用 年数	主として 使用する者	所有機関	備考

イ リース・レンタルにより調達する主な設備

設備名	仕様 製造会社名 形式	用途	金額	主として 使用する者	設置場所	リース・レンタル 予定時期
						年 月

ウ 購入予定の主な備品等

備品名	仕 様 製造会社名 形 式	用 途	金 額	主として 使用する者	設置場所	納入予定時期
						年 月

第5 事業実施体制

申請者 (事業代表 者)	氏 名	
	所属機関	
	職 名	
	所在地	〒
	T E L	
	F A X	
	メールアドレス	
	過去の類似 事業の実績	
	当該事業に関する 知見・知識	
共同機関	大学	
	独法等	
	民間企業	
	公益法人	
	その他	

事業責任者	氏名	
	所属機関	
	氏名	
	所在地	〒
	当該事業に関する 知見・知識	
会計担当者	氏名	
	所属機関	
	職名	
	所在地	〒
	会計に関する 知見・知識	

- (注) 1 事業実施体制が分かる図を添付すること。
2 「過去の類似事業の実績」の欄については、事業名、実施時期及び概要を記入すること。
3 「事業責任者」の欄については、調査、実証、試験等を行う実施責任者を記入すること。

第6 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備考
			増	減	
国庫助成金 その他	円	円	円	円	
合 計	0	0			

（2）支出の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備考
			増	減	
分みつ糖工場生産性向上支援事業のうち 分みつ糖工場の省力化・効率化支援	円	円	円	円	
合 計	0	0			

(注) : 「区分」の欄については、実施する事業名のみを記入し、実施しない事業名は削除すること。

第7 みどりの食料システム法との連携

みどりの食料システム法に基づく計画認定の有無 (有 ・ 無)

第8 添付書類 (添付しない書類名は削除すること。)

- (1) 団体の運営等に係る規約等 (協議会の場合は、役員名簿、構成員名簿を含む。) 及び収支予算 (又は収支決算)
- (2) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書 (案) (又は写し)
- (3) 本事業で取り組む内容の実証機器等の概要が分かる資料、見積書
- (4) みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合又は令和6年までに認定を受けることが見込まれる場合は、そのことが確認できる資料
- (5) その他、地方農政局長等が必要と認める資料

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
砂糖製造業等生産性向上緊急支援事業
(分みつ糖工場生産性向上支援事業のうち原料糖輸送の効率化支援)

事業実施計画書

事業実施年度	年度
事業実施主体	
県・市町村名	
地区名	

第1 事業計画総括表
1 事業概要等

事業概要	事業費 (A+B+C) 円	負担区分			備考
		国庫補助金 (A) 円	事業実施主体 (B) 円	その他 (C) 円	
1 検討会の開催 2 現地調査の実施 3 原料糖輸送効率化計画の作成とその試行 4 マニュアルの作成等					
合 計					

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。
2：国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を（B）及び（C）に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

2 事業完了予定（又は完了 年 月 日

第2 事業の目的及び成果目標
1 事業の目的

（注）本事業で取り組む内容の現状と課題についても記載すること。

2 具体的な成果目標

成果目標	・原料糖輸送コストの低減				
成果目標の具体的な内容	・原料糖の輸送コストを令和〇年度と比較して、5 %以上削減させる。				
成果目標の具体的な数値	現状値	項 目		目標年度	項 目
	(〇年度)	原料糖輸送コスト計 (〇社)	円	(〇年度)	原料糖輸送コスト計 (〇社) 円

注1：「成果目標の具体的な数値」の欄の「現状値」及び「目標年度」の欄には、項目名及び数値を記入すること。

第3 事業実施の詳細
1 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 の 内 容
(年度) 月 月 月	

2 事業内容
(1) 検討会の開催
ア 検討会の構成

検 討 会 名	氏 名	所 属 ・ 役 職 名	備 考

(注) 「所属・役職名」及び「氏名」の欄については、会員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開 催 時 期	開 催 場 所	参 集 範 囲	検 討 内 容	備考
年 月				

(注) 開催する検討会ごとに記入すること。

(2) 現地調査の実施

調 査 時 期	調 査 場 所	調 査 内 容	備考
年 月			

(注) 調査毎に調査先の選定理由を別途添付すること。

(3) 原料糖輸送効率化計画の作成とその試行

ア 原料糖輸送効率化計画の作成

作成時期	計画内容	備考
年 月	1 現状調査 2 業務分析 3 令和○年度の目標（共同配送による輸送回数の削減、輸送コストの削減等）	

（注）必要に応じて計画内容を加除の上作成すること。

イ 原糖輸送効率化計画に記載する試行の概要

試行内容	試行工場	数量(規模、回数等)	備考

ウ 試行（実証）グループの構成

○原料糖輸送効率化に係る実証への参加者や実証方法を考慮し、どのような実証グループ構成とするか。（できるだけ具体的に記入）
--

※別紙ポンチ絵等で提示することも可とする。

エ 試行（実証）の方法

○実証の実施方法について

○実証の効果を高める工夫について（具体的な工夫があれば記入）

○実証効果の普及を高める工夫について（具体的な工夫があれば記入）

オ 原料糖輸送効率化に資する機器の導入実証

実 施 時 期	導入機器名	実 証 内 容 及 び 方 法	備 考
年 月			

注１：導入機器ごとに記入すること。「導入機器名」の欄は、機材名、メーカー、型式を作成する者を記入すること。「備考」の欄に保管・設置場所を記入すること。
２：「実証内容及び方法」の欄には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

カ 原料糖輸送効率化に資する機器の導入可能性評価

開 催 時 期	開 催 場 所	評 価 内 容 及 び 方 法	備 考
年 月			

注１：導入機器ごとに記入すること。なお、「評価内容及び方法」の欄は、実施方法、調査対象者及び員数、主な評価項目等について記入すること。

（４）マニュアルの作成等

マニュアルの名称	作 成 時 期	作 成 部 数	予 定 配 布 先	内 容	備 考
		部			

第4 事業実施経費
(1) 事業内容別の内訳

事業内容	費目	細目	単価 (円) ①	員数 ② (人数、回数等)	金額 (円) (①×②)	備考
ア 検討会の開催						
計						
イ 現地調査の実施						
計						
ウ 原料糖輸送効率化計画の 作成とその試行						
計						
エ マニュアルの作成等						
総 計						

注1：「費目」「細目」欄は、実施要領（別記9）に規定している費目、細目とすること。
2：「備考」欄には、単価、員数等の根拠（資料名等）、経費の必要性等を具体的に記載すること。
3：適宜、行を追加して記入すること。

(2) 設備備品費内訳
ア 主な現有設備

設備名	仕様 製造会社名 形 式	用 途	使用 年数	主として 使用する者	所有機関	備 考

イ リース・レンタルにより調達する主な設備

設備名	仕様 製造会社名 形 式	用 途	金 額	主として 使用する者	設置場所	リース・レンタル 予 定 時 期
						年 月

ウ 購入予定の主な備品等

備品名	仕 様 製造会社名 形 式	用 途	金 額	主として 使用する者	設置場所	納入予定時期
						年 月

第5 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏 名	
	所属機関	
	職 名	
	所在地	〒
	T E L	
	F A X	
	メールアドレス	
	過去の類似 事業の実績	
	当該事業に関する 知見・知識	
共同機関	大学	
	独法等	
	民間企業	
	公益法人	
	その他	

事業責任者	氏名	
	所属機関	
	氏名	
	所在地	〒
	当該事業に関する 知見・知識	
会計担当者	氏名	
	所属機関	
	職名	
	所在地	〒
	会計に関する 知見・知識	

- (注) 1 事業実施体制が分かる図を添付すること。
 2 過去の類似事業の実績の欄には、事業名、実施時期及び概要を記入すること。
 3 事業責任者の欄は、調査、実証、試験等を行う実施責任者について記入すること。

第6 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備考
			増	減	
国庫助成金 その他	円	円	円	円	
合 計	0	0			

（2）支出の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備考
			増	減	
分みつ糖工場生産性向上支援事業のうち 原料糖輸送の効率化支援	円	円	円	円	
合 計	0	0			

（注）：「区分」の欄については、実施する事業名のみを記入し、実施しない事業名は削除すること。

第7 みどりの食料システム法との連携

みどりの食料システム法に基づく計画認定の有無 （ 有 ・ 無 ）

第8 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- （1）団体の運営等に係る規約等（協議会の場合は、役員名簿、構成員名簿を含む。）及び収支予算（又は収支決算）
- （2）本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- （3）本事業で取り組む内容の実証機器等の概要が分かる資料、見積書
- （4）みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合又は令和6年までに認定を受けることが見込まれる場合は、そのことが確認できる資料
- （5）その他、地方農政局長等が必要と認める資料

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
砂糖製造業等生産性向上緊急支援事業
(国内産いもでん粉工場生産性向上支援事業)

事業実施計画書

事業実施年度	年度
事業実施主体	
県・市町村名	
地区名	

第1 事業計画総括表

1 事業概要等

事業概要	地区数	事業費 (A+B+C)	負担区分			備考
			国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
		円	円	円	円	
合 計						

(注) 1 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を (B) 及び (C) に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

3 事業実施主体が事業協同組合又は協同組合連合会である場合は、組合に加入するでん粉製造事業者のでん粉工場ごとに地区数を1とし、一つのでん粉製造事業者が複数の事業を実施する場合は、地区数の計は重複してカウントしないものとする。

2 事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(注) 事業期間については、事業開始日から完了予定日 (年月日) を記入すること。

第2 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

2 具体的な成果目標

成果目標の内容	基準年度	年度	目標年度	年度	目 標	(例) ・ いもでん粉工場の労働生産性を2%以上向上 等
現 状						
事後評価の 検証方法	(例) ○年度と○年度の労働者1人1時間当たりの生産額を比較することにより目標達成の検証を行う。 等					

(注) 1 「目標」欄については、事業評価が可能な数値目標を記入すること。

2 「現状」欄については、「目標」に対して比較可能な現在の状況、課題、問題点等を記入すること。

第3 事業実施の詳細

1 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組の内容
(年度) 月 月 月	

2 事業内容等

(1) 省力化・効率化機器の導入

都道府県 名 地区名	事業の内容	事業量（回数、面積、台数等）等	備考
	(例) 監視カメラの整備	〇台（〇工場設置）	

(注) 「事業の内容」及び「事業量」の欄については、には具体的な取組内容を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。

(2) 労働効率向上調査等の実施

ア 事業内容

都道府県 名 地区名	事業の内容	事業量（回数、面積、台数等）等	備考
	(例) 検討会の開催	〇回	
	〇〇をリース導入し、〇〇の検証	〇回	

(注) 「事業の内容」及び「事業量」の欄については、具体的な取組内容を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。

検討会を開催する場合は、構成員の「所属・役職名」及び「氏名」が分かる資料を添付すること。

イ 調査等のグループ構成及び方法

○調査等のグループ構成について（具体的に記入）

○調査等の方法について（具体的に記入）

※別途ポンチ絵等で添付することも可とする。

第4 事業実施経費

(1) 事業内容別の内訳

事業内容	金額(円)	費目内訳・積算根拠	備考(経費の必要性)
合 計	0	—	

(注) 「事業内容」の欄については、機器の導入は機器、調査の実施は公募要領の別添の費目ごとに金額を整理すること。
「費目内訳・積算根拠」の欄については、単価等を具体的に記入すること。

(2) 設備備品費内訳
ア 購入予定の主な備品等

備品名	仕 様 製造会社名 形 式	用 途	金 額	主として 使用する者	設置場所	納入予定時期
						年 月

(注) 購入する備品ごとに記入し、必要に応じて補足資料を添付すること。

イ リース予定の主な備品等

備品名	仕 様 製造会社名 形 式	用 途	金 額	主として 使用する者	設置場所	納入予定時期
						年 月

(注) リース導入する備品ごとに記入し、必要に応じて補足資料を添付すること。

第5 業者選定方法の計画（契約による購入等の業者選定。）

契約対象物等名	業者選定方法

(注) 「業者選定方法」の欄については、一般競争入札、指名競争入札等の選定方法の計画を記入すること。

第6 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏 名	
	所属機関	
	職 名	
	所在地	〒
	T E L	
	F A X	
	メールアドレス	
	過去の類似事業の実績	
	当該事業に関する知見・知識	
個別事業者 の概要	氏名	
	所属機関	
	氏名	
	所在地	〒
	当該事業に関する知見・知識	

(注) 1 過去の類似事業の実績の欄については、事業名、実施時期及び概要を記入すること。

2 事業実施主体に加入する個別事業者が事業を実施する場合のみ記入することとし、事業を実施した全ての事業者が複数いる場合は、必要に応じて追記すること。

第7 経費の配分及び負担区分

事業内容	総事業費		負担区分			備 考
	(A) + (B) + (C)		国庫補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	
	円	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	円	

第8 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備考
			増	減	
国庫助成金 その他	円	円	円	円	
合 計	0	0			

（2）支出の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備考
			増	減	
国内産いもでん粉工場生産性 向上支援事業	円	円	円	円	
合 計	0	0			

（注） 「区分」の欄については、実施する事業名のみを記入し、実施しない事業名は削除すること。

第9 みどりの食料システム法との連携

みどりの食料システム法に基づく計画認定の有無 （ 有 ・ 無 ）

第10 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- （1）団体の運営等に係る規約等（協議会の場合は、役員名簿、構成員名簿を含む。）及び収支予算（又は収支決算）
- （2）本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- （3）補助事業の実施場所に係る付近見取図、器具等の購入がある場合は施設の平面図及び導入器具の配置図。
- （4）契約による購入、請負等がある場合は、その見積書（原則2社以上）を添付すること。
- （5）みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画の認定を受けている、又は令和5年までに認定を受ける見込みである場合は、そのことが確認できる資料
- （6）その他、地方農政局長等が必要と認める資料

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
砂糖製造業等生産性向上緊急整備事業
(分みつ糖工場生産性向上整備事業)

事業実施計画書

事業実施年度
事業実施主体
県・市町村名

年度

1 事業実施主体の概要

(1) 名称、住所及び代表者の氏名	
(2) 役員の氏名及び役職名	
(3) 事業の目的	

2 事業の概要

(1) 事業の内容及び実施方法	
(2) 事業の効果	
(3) 事業のスケジュール	
(4) 取組を実施する産地の範囲	

(5) 推進体制	
(6) 地域農業の現状、課題と対応方針、目標及びその実現のために地域の関係者が果たす役割	

(注) 2事業の概要の(3)、(4)及び(5)については、「別記6 老朽化著しい分みつ糖工場の施設・設備の整備」にかかる事業を行う場合のみ記入することとし、その他の場合は記入欄を削除する。

3 事業計画

(1) 工場概要

工場名	工場概要				直近3年の製造実績		
	住所	工場面積 m ²	日産処理能力 t	年間処理能力 t	〇〇年度 t	〇〇年度 t	〇〇年度 t
計							

(2) 具体的な成果目標

成果目標の内容	基準年度	年度	目標年度	年度
成果目標及びその設定 の考え方				
現 状				
事後評価の検証方法				

(3-1) 事業の内容<単年>

① 概要

事業年度	年度
------	----

No.	工場名	機械名	処理能力	規格・形式	設置 台数	総事業費 (円)	負担区分（円）					貸付けの詳細			竣工予定 年月日
							国庫補助金	都道府県	市町村費	その他 （自己資金含む）		貸付機関名	貸付 時期	償還 年数	
										うち貸付金					
1															
2															
3															
4															
5															
6															
合計						-	-	-	-	-					

② 規模決定根拠

No.	総事業費 (円)	内訳・積算根拠	経費の必要性	備考
1	0			
2	0			
3	0			
4	0			
5	0			
6	0			

(注1) 「内訳・積算根拠」には、機器名称、単価等について具体的に記入すること。

(注2) 事業計画が複数年度にわたる場合は、本用紙に各年度ごとの計画について記入すること。

(注3) 事業計画が単年度の場合は本用紙を記入し、(3-2)については記入せず削除すること。

(3-2) 事業の内容<全体>

① 概要

事業年度	～ 年度
------	------

No.	工場名	機械名	処理能力	規格・形式	設置 台数	総事業費 (円)	負担区分（円）					貸付けの詳細			竣工予定 年月日
							国庫補助金	都道府県	市町村費	その他 （自己資金含む）		貸付機関名	貸付 時期	償還 年数	
										うち貸付金					
1															
2															
3															
4															
5															
6															
合計						-	-	-	-	-					

② 規模決定根拠

No.	総事業費 (円)	内訳・積算根拠	経費の必要性	備考
1	0			
2	0			
3	0			
4	0			
5	0			
6	0			

(注1) 「内訳・積算根拠」には、機器名称、単価等について具体的に記入すること。

(注2) 事業計画が複数年度にわたる場合は、本用紙に事業全体の計画について記入すること。

(注3) 事業計画が単年度の場合は本用紙については記入せず削除すること。

(4-1) 経費の配分及び負担区分<単年>

事業年度	年度						
事業内容	総事業費		負担区分				備 考
	(A) + (B) + (C) + (D)		国庫補助金 (A)	都道府県 (B)	市町村費 (C)	その他 (自己資金含む) (D)	
合 計	-	-	-	-	-	-	

(5) 収支予算

①収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金					
2 その他					
合 計					

②支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
合 計					

(6) みどりの食料システム法との連携

みどりの食料システム法に基づく計画認定の有無 (有 ・ 無)

(注1) 事業計画が複数年度にわたる場合は、本用紙に各年度ごとの計画について記入すること。

(注2) 事業計画が単年度の場合は本用紙を記入し、(4-2)については記入せず削除すること。

(4-2) 経費の配分及び負担区分<全体>

事業年度	～	年度					
事業内容	総事業費		負担区分				備 考
	(A) + (B) + (C) + (D)		国庫補助金 (A)	都道府県 (B)	市町村費 (C)	その他 (自己資金含む) (D)	
合 計	-	-	-	-	-	-	

(5) 収支予算

①収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金					
2 その他					
合 計					

②支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
合 計					

(6) みどりの食料システム法との連携

みどりの食料システム法に基づく計画認定の有無 (有 ・ 無)

(注1) 事業計画が複数年度にわたる場合は、本用紙に事業全体の計画について記入すること。

(注2) 事業計画が単年度の場合は本用紙については記入せず削除すること。

4 専門用語の説明

これまでの記述内容に関して専門用語がある場合は下記に説明を記載すること。

用 語	説 明

5 添付書類 （添付書類名を記載すること。）

- 1 財産管理台帳
- 2 施設等の設計図（平面図及び立面図）
- 3 施設に関する運営管理規程
- 4 費用対効果分析
- 5 事業実施計画に記載した事業費の算出根拠（概算設計書、見積書等）
- 6 みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合又は令和6年までに認定を受けることが見込まれる場合は、そのことが確認できる資料
- 7 その他地方農政局等が必要と認める資料

甘味資源作物生産体制強化緊急対策事業のうち
砂糖製造業等生産性向上緊急整備事業
(国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業)

事業実施計画書

事業実施年度
事業実施主体
県・市町村名

年度

1 事業実施主体の概要

(1) 名称、住所及び代表者の氏名	
(2) 役員の氏名及び役職名	
(3) 事業の目的及び主な内容	

2 事業の概要

(1) 事業の内容及び実施方法	
(2) 事業の効果	
(3) 事業のスケジュール	

3 事業計画

(1) 工場概要

工場名	工場概要				直近3年の製造実績		
	住所	工場面積	日産処理能力	年間処理能力	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
		m ²	t	t	t	t	t
計							

(2) 具体的な成果目標

成果目標の内容	基準年度	年度	目標年度	年度	目標	
現 状						
事後評価の検証方法						

別記様式第 1 号別添 7

① 概要

No.	機械名	処理能力	規格・形式	設置 台数	総事業費 (円)	負担区分（円）		貸付けの詳細			竣工予定 年月日	
						国庫補助金	自己資金	貸付機関名	貸付 時期	償還 年数		
							うち貸付金					
1												
2												
3												
4												
5												
6												
合計					0	0	0	0				

② 規模決定根拠

No.	総事業費 (円)	内訳・積算根拠	経費の必要性	備考
1	0			
2	0			
3	0			
4	0			
5	0			
6	0			

注：「内訳・積算根拠」には、機器名称、単価等について具体的に記入すること。

別記様式第1号別添7

(4) 経費の配分及び負担区分

事業内容	総事業費		負担区分			備 考
	(A) + (B) + (C)		国庫補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	
	円	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	円	

(注) 国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(B)及び(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

(5) 収支予算

①収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金					
2 その他					
合 計					

②支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業					
合 計					

(6) みどりの食料システム法との連携

みどりの食料システム法に基づく計画認定の有無

(有 ・ 無)

別記様式第 1 号別添 7

これまでの記述内容に関して専門用語がある場合は下記に説明を記載すること。

用 語	説 明

別記様式第 1 号別添 7

- 1 財産管理台帳
- 2 施設に関する運営管理規程
- 3 費用対効果分析
- 4 事業実施計画に記載した事業費の算出根拠（概算設計書、見積書等）
- 5 みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画の認定を受けている、又は令和 5 年までに認定を受ける見込みである場合は、そのことが確認できる資料

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
砂糖製造業等生産性向上緊急整備事業
(かんしょ重要病害虫対策整備事業)

事業実施計画書

事業実施年度

令和○年度

事業実施主体

県・市町村名

地区名

別記様式第 1 号別添 8

1 事業実施主体・実施地区の概要

(1) 名称、住所及び代表者の氏名						
(2) 役員の氏名及び役職名						
(3) 事業の目的及び主な内容						
(4) 実施地区におけるかんしょの現状 (○年度)	かんしょ作付面積：	ha	サツマイモ基腐病 発生ほ場面積：	ha	うち収量3割以上減 ほ場面積：	ha
	うち青果用：	ha	うち青果用：	ha	うち青果用：	ha
	うち焼酎用：	ha	うち焼酎用：	ha	うち焼酎用：	ha
	うちでん粉原料用：	ha	うちでん粉原料用：	ha	うちでん粉原料用：	ha

2 事業の概要

(1) 事業の内容及び実施方法	
(2) 事業の効果	
(3) 事業のスケジュール	

別記様式第1号別添8

3 事業計画

(1) 施設概要

施設名		施設概要							
		住所		施設面積		生産・処理能力		受益見込面積	
				㎡		本・トン		ha	
直近3年の実績									
○年度			○年度			○年度			
生産・処理量	受益農家戸数	受益面積	生産・処理量	受益農家戸数	受益面積	生産・処理量	受益農家戸数	受益面積	
本・トン	戸	ha	本・トン	戸	ha	本・トン	戸	ha	
取組後									
事業実施年（○年度）			2年目（○年度）			3年目（○年度）			
生産・処理量	受益農家戸数	受益面積	生産・処理量	受益農家戸数	受益面積	生産・処理量	受益農家戸数	受益面積	
本・トン	戸	ha	本・トン	戸	ha	本・トン	戸	ha	

(注) 新設施設の場合、「直近3年の実績」は「－」と記載すること。

(2) 具体的な成果目標

成 果 目 標						
現状値及び目標値	現状値（○年度）		現況値（過去3年の状況）			
	トン/10a 又は%	○年度	○年度		○年度	
		トン/10a 又は%	トン/10a 又は%	トン/10a 又は%	トン/10a 又は%	
	目標値（○年度）		目標値 決定根拠			
	トン/10a 又は%					
事後評価の検証方法						

別記様式第1号別添8

① 概要

No.	装置・設備	処理能力	規格・形式	設置 台数	総事業費 (円)	負担区分 (円)			貸付けの詳細			竣工予定 年月日
						国庫補助金	自己資金	うち貸付金	貸付機関名	貸付 時期	償還 年数	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
合計					0	0	0	0				

② 規模決定根拠

No.	総事業費 (円)	内訳・積算根拠	備考
1	0		
2	0		
3	0		
4	0		
5	0		
6	0		

(注) 「内訳・積算根拠」には、機器名称、単価等について具体的に記入すること。

別記様式第 1 号別添 8

(4) 経費の配分及び負担区分

事業内容	総事業費		負担区分			備 考
	(A) + (B) + (C)		国庫補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	
	円	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	円	

(注) 国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を (B) 及び (C) に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

(注) 仕入れに係る消費税相当額については、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円のうち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかな場合には「含税額」と記入すること。

(5) 収支予算

①収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金					
2 その他					
合 計					

②支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
かんしょ重要病虫害対策					
合 計					

(6) みどりの食料システム法との連携

みどりの食料システム法に基づく計画認定の有無

(有 ・ 無)

別記様式第 1 号別添 8

これまでの記述内容に関して専門用語がある場合は下記に説明を記載すること。

用 語	説 明

別記様式第 1 号別添 8

- 1 財産管理台帳
- 2 施設に関する運営管理規程
- 3 費用対効果分析
- 4 事業実施計画に記載した事業費の算出根拠（概算設計書、見積書等）
- 5 みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画の認定を受けている、又は令和 5 年までに認定を受ける見込みである場合は、そのことが確認できる資料
- 6 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）が策定されている場合は、それがわかる資料を添付すること。
- 7 その他地方農政局等が必要と認める資料

別記様式第2号

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産省北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
〕

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇年度甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業（〇〇〇〇〇※1）の交付決定前着
手届について

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手すること
したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場
合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異
議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこ
と。

別 添

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由

※1 交付等要綱別表1の事業内容の事業名を記載すること。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産省北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇年度甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業（〇〇〇〇〇※1）の事業実施状況
報告（〇年度実績）

〇年度において、甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業（〇〇〇〇〇※1）を実施した
ので、甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け5農産第〇
〇〇〇号生産局長通知）別紙〇※2の第7の1の規定により別添※3のとおり報告する。

- ※1 交付等要綱別表1の事業内容の事業名を記載すること。
- ※2 該当する事業の別紙番号を記載すること。
- ※3 該当する事業ごとに以下の資料を添付すること。
 - 別添1：さとうきび生産性向上緊急支援事業
 - 別添2：でん粉原料用かんしょ産地対策事業
 - 別添3：かんしょ重要病虫害対策事業
 - 別添4：分みつ糖工場生産性向上支援事業
 - 別添5：国内産いもでん粉工場生産性向上支援事業
 - 別添6：分みつ糖工場生産性向上整備事業
 - 別添7：国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業
 - 別添8：かんしょ重要病虫害対策整備事業
- ※4 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを添付すること。

実施の有無	取組内容
	実施要領別記1第1の1の(2)から(8)のうち 農業機械等の導入又はリース導入 のみの取組

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
さとうきび生産性向上緊急支援事業

事業実施状況報告書

事業実施年度 : 年度

事業実施主体名 :

第1 事業計画総括表

県名及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	目 標	目標数値		達成状況		受 益		事業内容 (農業機械等リース費用、規格、能力等) 及び 事業量 (単価、台数、面積等)	総事業費 (A+B+C)	負担区分			完 了 年月日	備 考
			現 状 (年度)	目 標 (年度)	実績値 (年度)	達成率	戸数	面積			国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)		
		生産量を5%以上増加	t	t	t	%	戸 (年度)	ha (年度)	台 (円/台)	円	円	円	円		
		作付面積を1%以上増加	ha	ha	ha	%	(現状) 戸	(現状) ha	台 (円/台)	円	円	円	円		
		作型別栽培の10a当たり収量を5%以上増加(〇〇栽培)	t/10a	t/10a	t/10a	%	(65歳未満) 人								
		10a当たりの労働時間を10%以上削減	h/10a	h/10a	h/10a	%									
		土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上増加	ha (件)	ha (件)	ha (件)	% ポイント									
合 計															

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1第3の1の(1)のア～オに掲げる目標を記入すること(「目標」を2つ以上設定することも可能)。
2 「目標数値」の欄の目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。
3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。また、土壌診断及び土づくりの実施面積割合については、両取組の合算値でも可能とする。
4 「目標数値」の欄に記載した現状及び目標並びに「受益」の欄に記載した戸数及び面積の数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
5 「受益」の欄については、目標年度の戸数及び面積を記入すること。
6 「事業内容」の欄については、実施要領別記1第1の1(2)～(8)に掲げる取組及びそれぞれに必要な事業量(単価、台数、面積等)について記入すること。
なお、実施要領別記1第5の1(1)のア、イに掲げる実勢価格及びリース諸費用を記入すること(対象となる農業機械等ごとにそれぞれ記入すること。)
7 「負担区分」の欄については、国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(B)及び(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。
8 「備考」の欄に総事業費に対する国庫補助金の割合を記入すること。県、市町村等の事業実施主体以外の団体が別途負担する場合には、「備考」の欄に、その団体名及び補助率を記入すること。

第2 導入機械等の活用状況

(※第2については、農業機械等の導入の場合は、事業実施年度の翌々年度まで、リース導入の場合は事業実施年度の翌々年度からリース契約終了年度の翌年度まで報告する場合に使用。)

--

農 業 機 械 等	指 標	1 年 目 (年)	2 年 目 (年)	3 年 目 (年)	4 年 目 (年)	5 年 目 (年)	6 年 目 (年)	7 年 目 (年)
	受 益 面 積 (ha)							

- (注) 1 導入した農業機械等が複数ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。
2 リース契約が継続していることが分かる資料を添付すること。

実施の有無	取組内容
	実施要領別記1第1の1の(1)のうち 複合経営品目に係る 農業機械等の導入又はリース導入 のみの取組

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
さとうきび生産性向上緊急支援事業
(複合経営品目に係る農業機械等の
導入又はリース導入)

事業実施状況報告書

事業実施年度 : 年度

事業実施主体名 :

第1 事業計画総括表

県名及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	目 標	目標数値		達成状況		受 益		事業内容 (農業機械等リース費用、規格、能力等) 及び 事業量 (単価、台数、面積等)	総事業費 (A+B+C)	負担区分			完 了 年月日	備 考
			現 状 (年度)	目 標 (年度)	実績値 (年度)	達成率	戸数	面積			国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)		
		複合経営における農産物の販売金額を3%以上増加	円	円	円	%	戸 (年度)	ha (年度)	台 (円/台)	円	円	円	円		
		生産量を5%以上増加	t	t	t	%	(現状) 戸	(現状) ha	台 (円/台)	円	円	円	円		
		作付面積を1%以上増加	ha	ha	ha	%	(65歳未満) 人								
		作型別栽培の10a当たり収量を5%以上増加(〇〇栽培)	t/10a	t/10a	t/10a	%									
		10a当たりの労働時間を10%以上削減	h/10a	h/10a	h/10a	%									
合 計															

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1第3の1の(1)のア～エに掲げる目標を1つ記入するとともに、併せてクの目標を記入すること。
- 2 「目標数値」の欄の目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。
- 3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数ヶ年の平均を現状値とすることができる。
- 4 「目標数値」の欄に記載した現状及び目標並びに「受益」の欄に記載した戸数及び面積の数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
- 5 「受益」の欄については、事業実施主体における複合経営品目の目標年度の戸数及び面積を記入すること。
- 6 「事業内容」の欄については、実施要領別記1第1の1(1)に掲げる取組及びそれぞれに必要な事業量(単価、台数、面積等)について記入すること。
なお、実施要領別記1第5の1(1)のア、イに掲げる実勢価格及びリース諸費用を記入すること(対象となる農業機械等ごとにそれぞれ記入すること。)
- 7 「負担区分」の欄については、国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(B)及び(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。
- 8 「備考」の欄に総事業費に対する国庫補助金の割合を記入すること。県、市町村等の事業実施主体以外の団体が別途負担する場合には、「備考」の欄に、その団体名及び補助率を記入すること。

第2 導入機械等の活用状況

(※第2については、農業機械等の導入の場合は、事業実施年度の翌々年度まで、リース導入の場合は事業実施年度の翌々年度からリース契約終了年度の翌年度まで報告する場合に使用。)

--

農 業 機 械 等	指 標	1 年 目 (年)	2 年 目 (年)	3 年 目 (年)	4 年 目 (年)	5 年 目 (年)	6 年 目 (年)	7 年 目 (年)
	複合経営品目 受 益 面 積 (ha)							
	さとうきび 受 益 面 積 (ha)							
	さとうきびの 面 積 割 合 (%)							

(注) 1 導入した農業機械等が複数ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。
2 リース契約が継続していることが分かる資料を添付すること。

第1 事業計画総括表

都道府県 名及び市 町村名	事業実施 主体名及 び地区名	目 標	目 標 数 値		達 成 状 況		受 益		事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等) 及び事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等)	事業費	負担区分			補助 率	事業 期間	備 考
			現 状 (年度)	目 標 (年度)	実 績 (年度)	達 成 率	戸 数	面 積			国庫 補助金	事業実施 主体	その他			
		生産量を平 年水準以上 に増加	t	t	t	%	(年度) 戸	(年度) ha	3 地力増進対策 ・有機肥料の投入に係る 助成 (〇円/ha) 〇〇 t	円	円	円	円	%		
		作付面積を 1 %以上増 加	ha	ha	ha	%	(現状) 戸	(現状) ha	6 種苗確保対策 ・優良品種採苗圃の設置 (農林〇号)							
		作型別栽培 の10a当た り収量を 5 %以上増 加 (〇〇栽 培)	t/10a	t/10a	t/10a	%										
		10a当り 労働時間を 10%以上削 減	h/10a	h/10a	h/10a	%										
		土壌診断及 び土づくり の実施面積 割合を6ポ イント以上 増加	ha (件)	ha (件)	ha (件)	% ポイント										
合計																

(注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1の第3の1の(1)のア～オに掲げる目標を記入すること(2つ以上記入することも可能)。

2 事業の目標年度は事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とする。ただし、さとうきびの栽培上の特性と取組内容を鑑みて、やむを得ない場合は、事業実施年度の翌々年度とすることができるものとする。

3 「目標数値」の欄については、目標に対応した具体的な目標数値を記入すること。また、土壌診断及び土づくりの実施面積割合については、両取組の合算値でも可能とする。

4 「目標数値」の欄、「達成状況」の欄及び「受益」の欄に記入した数値の根拠が確認できる資料を添付すること。

5 「事業内容」の欄については、実施要領別記1の第1の1の(2)～(9)に掲げる事業内容及びそれぞれに必要なとなる事業量(単価、回数、基数、台数、面積等)について記入すること。

6 「備考」の欄には、事業区分ごと及び事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

7 「事業期間」の欄については、事業開始日から完了予定日(年月日)を記入すること。

第2 事業実施の詳細

地区名	取組項目	実施体制	実施時期	事業量 (作型ごとの単価、回数、面積、台数)	備考

- (注) 1 「地区名」及び「取組項目」の欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。
- 2 「事業量」の欄には具体的な取組内容を記入し、必要に応じて補足資料を添付すること。なお、当該取組が上記内容が分かる資料の添付に替えることも可能とする。
- 3 印刷物等の成果物がある場合は、現物を添付すること。
- 4 成果目標で土壌診断等を選択した場合、事業実施年度から目標年度の間までに土壌診断を実施したことが確認できる資料を添付すること（実施年月日、実施者、実施面積（実施点数）、実施項目等を一覧で整理した資料を添付することも可能とする。）。
- 5 病害虫の発生に備えた予防的な取組を実施した場合、実施したことが確認できる資料を添付すること（実施年月日、実施者、実施面積、施用した薬剤等を一覧で整理した資料を添付することも可能とする。）。

第1 事業計画総括表

都道府県 名及び市 町村名	事業実施 主体名及 び地区名	目標	目標数値		達成状況		受益		事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等) 及び事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等)	事業費	負担区分			補助 率	事業 期間	備考
			現状 (年度)	目標 (年度)	実績 (年度)	達成率	戸数 (年度)	面積 (年度)			国庫 補助金	事業実施 主体	その他			
		生産量を平年 水準以上に増 加	t	t	t	%	戸	ha	3 地力増進対策 ・有機肥料の投入に係る 助成 (〇円/ha) 〇〇 t	円	円	円	円	%		
		作付面積を 1 %以上増加	ha	ha	ha	%	(現状) 戸	(現状) ha	6 種苗確保対策 ・優良品種採苗圃の設置 (農林〇号)							
		作型別栽培の 10a当たり収 量を5 %以上 増加 (〇〇栽培)	t/10a	t/10a	t/10a	%										
		10a当たり労 働時間を10% 以上削減	h/10a	h/10a	h/10a	%										
		土壌診断及び 土づくりの実 施面積割合を 6 ポイント以 上増加	ha (件)	ha (件)	ha (件)	% ポイント										
		担い手に係る 作付面積を 1 %以上増加	ha	ha	ha	%										
		担い手・作業 受託組織の育 成や強化、複 合経営の普及 に資する検討 会を1 回以上 開催	回	回	回	%										
合計																

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1の第3の1の(1)のア〜キに掲げる目標を記入すること(2つ以上記入することも可能。)。
- 2 事業の目標年度は事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とする。ただし、さとうきびの栽培上の特性と取組内容を鑑みて、やむを得ない場合は、事業実施年度の翌々年度とすることができるものとする。
- 3 「目標数値」の欄については、目標に対応した具体的な目標数値を記入すること。また、土壌診断及び土づくりの実施面積割合については、両取組の合算値でも可能とする。
- 4 「目標数値」の欄、「達成状況」の欄及び「受益」の欄に記入した数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
- 5 「事業内容」の欄については、実施要領別記1の第1の1の(1)に掲げる事業内容及びそれぞれに必要なとなる事業量(単価、回数、基数、台数、面積等)について記入すること。
- 6 「備考」の欄には、事業区分ごと及び事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 7 「事業期間」の欄については、事業開始日から完了予定日(年月日)を記入すること。

第2 事業実施の詳細

地区名	取組項目	実施体制	実施時期	事業量 (作型ごとの単価、回数、面積、台数)	備考

- (注) 1 「地区名」及び「取組項目」の欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。
- 2 「事業量」の欄には具体的な取組内容を記入し、必要に応じて補足資料を添付すること。なお、当該取組が上記内容が分かる資料の添付に替えることも可能とする。
- 3 印刷物等の成果物がある場合は、現物を添付すること。
- 4 成果目標で土壌診断等を選択した場合、事業実施年度から目標年度の間までに土壌診断を実施したことが確認できる資料を添付すること（実施年月日、実施者、実施面積（実施点数）、実施項目等を一覧で整理した資料を添付することも可能とする。）。

実施の有無	取組内容
	実施要領別記1第1の1の(1)から(8)のうち 農業機械等の導入又はリース導入 を伴わない取組（低糖度対策）

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
さとうきび生産性向上緊急支援事業
(低糖度対策に係る取組)

事業実施状況報告書

事業実施年度： 年度

事業実施主体名： _____

第1 事業計画総括表

都道府県 名及び市 町村名	事業実施 主体名及 び地区名	目 標	目標数値		達成状況		受益		事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等) 及び事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等)	事業費	負担区分			補助 率	事業 期間	備考
			現状	目標 (年度)	実績 (年度)	達成率	戸数	面積			国庫 補助金	事業実施 主体	その他			
		糖度を平年 水準以上に 増加	度	度	度	%	(年度) 戸	(年度) ha	3 地力増進対策 ・有機肥料の投入に係る 助成 (〇円/ha) 〇〇 t 春植 ha 6 種苗確保対策 ・優良品種採苗圃の設置 (農林〇号) 春植 ha	円	円	円	円	%		
合計																

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1の第3の1の(1)のケに掲げる目標を記入するものとし、「目標数値」の「現状」欄については、「平年糖度」を記載すること。
- 2 事業の目標年度は事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とする。ただし、さとうきびの栽培上の特性と取組内容を鑑みて、やむを得ない場合は、事業実施年度の翌々年度とすることができるものとする。
- 3 「目標数値」の欄については、目標に対応した具体的な目標数値を記入すること。
- 4 「目標数値」の欄、「達成状況」の欄及び「受益」の欄に記入した数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
- 5 「事業内容」の欄については、実施要領別記1の第1の1の(1)～(8)に掲げる事業内容及びそれぞれに必要なとなる事業量(単価、回数、基数、台数、面積等)について記入すること。
- 6 「備考」の欄には、事業区分ごと及び事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 7 「事業期間」の欄については、事業開始日から完了予定日(年月日)を記入すること。

第2 事業実施の詳細

地区名	取組項目	実施体制	実施時期	事業量 (作型ごとの単価、回数、面積、台数)	備考

- (注) 1 「地区名」及び「取組項目」の欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。
 2 「事業量」の欄には具体的な取組内容を記入し、必要に応じて補足資料を添付すること。なお、当該取組が上記内容が分かる資料の添付に替えることも可能とする。
 3 印刷物等の成果物がある場合は、現物を添付すること。

第1 事業計画総括表

都道府県 名及び市 町村名	事業実施 主体名及 び地区名	目標	目標数値		達成状況		受益		事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等) 及び事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等)	事業費	負担区分			補助 率	事業 期間	備考
			現状	目標 (年度)	実績 (年度)	達成率	戸数	面積			国庫 補助金	事業実施 主体	その他			
		新植作付面 積の増加	ha	ha	ha	%	(年度) 戸	(年度) ha	3 地力増進対策 ・有機肥料の投入に係る 助成 (〇円/ha) 〇〇 t 春植 ha 6 種苗確保対策 ・優良品種採苗圃の設置 (農林〇号) 春植 ha	円	円	円	円	%		
合計																

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1の第3の1の(1)のコに掲げる目標を記入するものとする。
- 2 事業の目標年度は事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とする。ただし、さとうきびの栽培上の特性と取組内容を鑑みて、やむを得ない場合は、事業実施年度の翌々年度とすることができるものとする。
- 3 「目標数値」の欄については、目標に対応した具体的な目標数値を記入すること。
- 4 「目標数値」の欄、「達成状況」の欄及び「受益」の欄に記入した数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
- 5 「事業内容」の欄については、実施要領別記1の第1の1の(1)～(8)に掲げる事業内容及びそれぞれに必要となる事業量(単価、回数、基数、台数、面積等)について記入すること。
- 6 「備考」の欄には、事業区分ごと及び事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 7 「事業期間」の欄については、事業開始日から完了予定日(年月日)を記入すること。

第2 事業実施の詳細

地区名	取組項目	実施体制	実施時期	事業量 (作型ごとの単価、回数、面積、台数)	備考

- (注) 1 「地区名」及び「取組項目」の欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。
 2 「事業量」の欄には具体的な取組内容を記入し、必要に応じて補足資料を添付すること。なお、当該取組が上記内容が分かる資料の添付に替えることも可能とする。
 3 印刷物等の成果物がある場合は、現物を添付すること。

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業
かんしょ生産性向上緊急支援事業
(でん粉原料用かんしょ産地対策事業)

事業実施状況報告書

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	
県・市区町村名	
地	

第1 事業計画総括表

事業実施 主体名	成果目標	目標数値		達成状況		受 益		事業内容及び事業量 (規格、台数、面積等)	総事業費	負担区分			完了年月日	備考
		現状 (年度)	目標 (年度)	実績 (年度)	達成率	戸数 (年度)	面積 (年度)			国庫補助金	事業実施主体	その他		
	作付面積を 1 %以上増加					戸	ha	新品種の早期普及 ha	円	円	円	円		
	10a当たり労働 時間を10%以 上削減					(現状) 戸	(現状) ha	ドローン等を使った防 除技術の確立 ha						
	10 a 当たり収 量を 2 %以上 増加							ほ場の地力対策 ha						
	3 月及び4 月 植えの作付面 積を 1 %以上 増加							生分解性マルチの導入 促進 ha						
								かんしょ生産省力機械 の導入促進 (機械名、規格等) (台数)						
								「こないしん」の生産 拡大 ha						
								労働負荷軽減対策モデ ル実証 ha						
合 計														

(注) 1 「成果目標」の欄には、実施要領別記2の第3の1に掲げる目標を記入すること。
2 事業の目標年度は、実施要領別記2の第1の1から4まで及び6については、事業実施年度の翌年度、第1の5及び7については、事業実施年度の翌々年度とすること。
3 「目標数値」の欄には、具体的な数値を記入すること。なお、現状値は、原則、直近のデータとし、根拠が確認できる資料を添付すること。
4 「達成状況」の欄及び「受益」の欄には、具体的な数値を記入すること。なお、記入した数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
5 県、市町村の事業実施主体以外の団体が別途費用を負担する場合には、「備考」の欄にその団体名及び補助率を記入すること。

第2 かんしょ生産省力機械の導入促進参加農家一覧

	導入機械名	型式・規格・能力	導入台数（台）	受益経営体名	受益面積(ha)	うちでん粉原料用かんしょ（ha）	オペレーター	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								

(注) 1 様式が不足する場合は、欄を適宜追加して記入すること。
2 「オペレーター」欄は、オペレーターに○を付すこと。

第3 導入機械の活用状況

農業機械等	目標（受益面積）	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
	ha	（年）	（年）	（年）	（年）	（年）	（年）	（年）

(注) 1 導入した農業機械等が複数ある場合は欄を適宜追加して記載すること。

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業
かんしょ生産性向上緊急支援事業
(かんしょ重要病害虫対策事業)

事業実施状況報告書

事業実施年度	令和○年度
事業実施主体	
県・市町村	
地区名	

第1 事業計画総括表

事業実施 主体名	成果目標	目標数値		達成状況		受 益		事業内容及び事業量 (規格、台数、面積等)	総事業費	負担区分			完了年月日	備考						
		現状 (○年度)	目標 (○年度)	実績 (○年度)	達成率	戸数	面積			国庫補助金	事業実施主体	その他								
	重要病害虫が発生したほ場の10a 当たり収量を 10%以上増加 重要病害虫が発生したほ場面積 の割合を10ポイント以上削減					【目標年度】 (○年度) 戸	【目標年度】 (○年度) ha	ほ場の残渣処理 (単価、戸数、量、面積等)	円	円	円	円								
						【現状】 (○年度) 戸	【現状】 (○年度) ha	ウイルスフリー苗及び健全な種いもの利用 (単価、本数、個数、量等)												
								苗及び苗床の消毒 (単価、資材名、量等)												
								種いも及び苗の罹病検査 (単価、検体数)												
								トンネル栽培等早期栽培の推進 (単価、面積、資材名等)												
								防除用機械の導入 (単価、機械名、台数等)												
								薬剤の散布 (単価、薬剤名、面積等)												
								堆肥散布 (単価、資材名、面積等)												
								被害が著しいほ場への対策												
								土壌消毒 (単価、薬剤名、面積等)												
								被覆資材の導入 (単価、資材名、面積等)												
								他作物への転換 (品目、面積等)												
								輪作の実証 (品目、単価、機械名、台数等)												
合 計																				

(注) 1 「成果目標」の欄には、実施要綱別記3の第3の1に掲げる目標を記入すること。
2 事業の目標年度は、事業の対象として作付けされたかんしょが収穫される年度とすること。ただし、実施要領別記3の第1の1の(6)については事業実施年度の翌々年度、第1の1の(9)のウ及びエの事業については再作付けされたかんしょが収穫される年度とすること。
3 「目標数値」の欄には、具体的な数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近のデータとし、根拠が確認できる資料を添付すること。
4 「達成状況」の欄及び「受益」の欄には、具体的な数値を記入すること。なお、記入した数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
5 県、市町村の事業実施主体以外の団体が別途費用を負担する場合には、「備考」の欄にその団体名及び補助率を記入すること。

第2 参加農家一覧

1 被害が著しいほ場への対策

	受益経営体	サツマイモ基腐病の被害がなかった 直近の年産（ 年産）			令和3年産				令和4年産				備考	
		作付面積	総出荷量	10a当たり収 量 (A)	総作付 面積	被害が著しい場合（3割以上の減収）			取組面積					
						作付面積	出荷量	10a当たり収量 (B)	減収率 (1-(B÷A))×100	土壌消毒	被覆資材 の導入	他作物 への転換		輪作の実 証
		a	kg	kg/10a #DIV/0!	a	a	kg	kg/10a #DIV/0!	% #DIV/0!	a	a	a	a	
1				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
2				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
3				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
4				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
5				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
6				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
7				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
8				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
9				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
10				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
11				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
12				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
13				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
14				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
15				#DIV/0!				#DIV/0!	#DIV/0!					
合計		0	0		0	0				0	0	0	0	

(注) 1 農家数が15人を超える場合は欄を適宜追加して記入すること。

2 防除用機械の導入

	導入機械名	型式・規格・能力	導入台数（台）	受益経営体名	受益面積(ha)	うちでん粉原料用かんしょ（ha）	オペレーター	備考
1								
2								
3								

(注) 1 様式が不足する場合は、欄を適宜追加して記入すること。

2 「オペレーター」欄は、オペレーターに○を付すこと。

第3 導入機械の活用状況

農業機械等	目標（受益面積）	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
	ha	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)

(注) 1 導入した農業機械等が複数ある場合は欄を適宜追加して記載すること。

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
砂糖製造業等生産性向上緊急支援事業
(分みつ糖工場生産性向上支援事業のうち分みつ糖工場の省力化・効率化
支援)

事業実施状況報告書

事業実施年度：

年度

事業実施主体名：

第1 事業計画総括表

1 事業概要等

事業概要	事業費 (A+B+C) 円	負担区分			備考
		国庫補助金 (A) 円	事業実施主体 (B) 円	その他 (C) 円	
1 検討会の開催 2 先進企業・産地等現地調査の実施 3 労働効率向上計画の作成とその試行 4 人材募集の実施 5 マニュアルの作成等					
合 計					

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2：国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を (B) 及び (C) に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

第2 事業実施により発現した効果

設定した成果目標の内容	成果目標の達成状況の検証方法	事業実施による効果	取組時期

(注) 「設定した成果目標の内容」の欄については、別記様式第1号別添4で設定した成果目標について簡潔に記入すること。

第3 事業実施の詳細

1 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組の内容
(年度) 月 月 月	

2 事業内容

(1) 検討会の開催

ア 検討会の構成

検 討 会 名	氏 名	所 属 ・ 役 職 名	備 考

(注) 「所属・役職名」及び「氏名」の欄については、会員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開 催 時 期	開 催 場 所	参 集 範 囲	検 討 内 容	備考
年 月				

(注) 開催する検討会ごとに記入すること。

(2) 先進企業・産地等現地調査の実施

調 査 時 期	調 査 場 所	調 査 内 容	備考
年 月			

(注) 調査ごとに調査先の選定理由が分かる資料を添付すること。

(3) 労働効率向上計画の作成とその試行

ア 労働効率向上計画の作成とその試行への参加者

工場診断士・コンサルタント等名	参 加 者 名	参 加 者 数	備 考

イ 労働効率向上計画の作成

作 成 時 期	計 画 内 容	備 考
年 月	1 現状調査 2 業務分析 3 適正人員算定 4 3年後の成果目標（年度毎）	

（注）必要に応じて計画内容を加除の上作成すること。なお、当該内容が分かる資料の添付に替えることも可能とする。

ウ 労働効率向上計画に記載する試行の概要

試 行 内 容	試 行 場 所	試行面積又は数量	備 考

エ 試行（実証）グループの構成

○労働効率向上技術に係る実証への参加者や実証方法を考慮し、どのような実証グループ構成としたか。（できるだけ具体的に記入）

（注）当該内容が分かる資料（ポンチ絵等）の添付に替えることも可能とする。

オ 試行（実証）の方法

○実証の実施方法について

○実証の効果を高める工夫について（具体的な工夫があれば記入）

○実証効果の普及を高める工夫について（具体的な工夫があれば記入）

カ 労働効率向上に資する機器の導入実証

実 施 時 期	導入機器名	実 証 内 容 及 び 方 法	備考
年 月			

- （注）１：導入機器ごとに記入すること。「導入機器名」の欄については、機材名、メーカー、型式を作成する者を記入すること。「備考」の欄については保管・設置場所を記入する
 ２：「実証内容及び方法」の欄については、具体的な取組内容を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。なお、当該取組内容が上記内容が分かる資料の添付に替えること可能とする。

キ 労働効率向上に資する機器の導入可能性評価

開 催 時 期	開 催 場 所	評 価 内 容 及 び 方 法	備考
年 月			

- （注）１：導入機器ごとに記入すること。なお、「評価内容及び方法」の欄については、実施方法、調査対象者及び員数、主な評価項目等を記入すること。
 ２：「試作内容及び方法」の欄については、具体的な取組内容を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。なお、当該取組内容が分かる資料の添付に替えることも可能と可能とする。

（４）人材募集の実施

取 組 時 期	取 組 場 所	範 囲	取 組 内 容	備考
年 月				

- （注）人材募集の取組ごとに記入すること。また、募集に関連する資料（例えばイベント参加）も添付すること。

(5) マニュアルの作成等

マニュアルの名称	作成時期	作成部数	予定配布先	内容	備考
		部			

第4 事業実施経費

(1) 事業内容別の内訳

事業内容	費目	細目	単価 (円) ①	員数 ② (人数、回数等)	金額 (円) (①×②)	備考
ア 検討会の開催						
計						
イ 先進企業・産地等現地調査の実施						
計						
ウ 労働効率向上計画の作成とその試行						
計						
エ 人材募集の実施						
計						
オ マニュアルの作成等						
総計						

(注) 1: 「費目」の欄及び「細目」の欄については、実施要領(別記9)に規定している費目及び細目を記入すること。

2: 「備考」の欄については、単価、員数等の根拠(資料名等)、経費の必要性等を具体的に記載すること。

3: 適宜、行を追加して記入すること。

(2) 設備備品費内訳

ア 主な現有設備

設備名	仕 様 製造会社名 形 式	用 途	使用 年数	主として 使用する者	所有機関	備 考

イ リース・レンタルにより調達する主な設備

設備名	仕 様 製造会社名 形 式	用 途	金額	主として 使用する者	設置場所	リース・レンタル 予 定 時 期
						年 月

ウ 購入予定の主な備品等

備品名	仕 様 製造会社名 形 式	用 途	金額	主として 使用する者	設置場所	納入予定時期
						年 月

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
砂糖製造業等生産性向上緊急支援事業
(分みつ糖工場生産性向上支援事業のうち原料糖輸送の効率化支援)

事業実施状況報告書

事業実施年度：

年度

事業実施主体名：

第1 事業計画総括表

1 事業概要等

事業概要	事業費 (A+B+C) 円	負担区分			備考
		国庫補助金 (A) 円	事業実施主体 (B) 円	その他 (C) 円	
1 検討会の開催 2 現地調査の実施 3 原料糖輸送効率化計画の作成とその試行 4 マニュアルの作成等					
合 計					

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2：国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を（B）及び（C）に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

第2 事業実施により発現した効果

設定した成果目標の内容	成果目標の達成状況の検証方法	事業実施による効果	取組時期

（注）「設定した成果目標の内容」の欄については、別記様式第1号別添4で設定した成果目標について簡潔に記入すること。

第3 事業実施の詳細

1 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組の内容
(年度) 月 月 月	

2 事業内容

(1) 検討会の開催

ア 検討会の構成

検 討 会 名	氏 名	所 属 ・ 役 職 名	備 考

(注) 「所属・役職名」及び「氏名」の欄については、会員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開 催 時 期	開 催 場 所	参 集 範 囲	検 討 内 容	備考
年 月				

(注) 開催する検討会ごとに記入すること。

(2) 現地調査の実施

調 査 時 期	調 査 場 所	調 査 内 容	備考
年 月			

(注) 調査ごとに調査先の選定理由が分かる資料を添付すること。

(3) 原料糖輸送効率化計画の作成とその試行

ア 原料糖輸送効率化計画の作成とその試行への参加者

工場診断士・コンサルタント等名	参 加 者 名	参 加 者 数	備 考

イ 原料糖輸送効率化計画の作成

作 成 時 期	計 画 内 容	備 考
年 月	1 現状調査 2 業務分析 3 適正人員算定 4 3年後の成果目標（年度毎）	

（注）必要に応じて計画内容を加除の上作成すること。なお、当該内容が分かる資料の添付に替えることも可能とする。

ウ 原料糖輸送効率化計画に記載する試行の概要

試 行 内 容	試 行 場 所	試行面積又は数量	備 考

エ 試行（実証）グループの構成

○労働効率向上技術に係る実証への参加者や実証方法を考慮し、どのような実証グループ構成としたか。（できるだけ具体的に記入）

（注）当該内容が分かる資料（ポンチ絵等）の添付に替えることも可能とする。

オ 試行（実証）の方法

○実証の実施方法について

○実証の効果を高める工夫について（具体的な工夫があれば記入）

○実証効果の普及を高める工夫について（具体的な工夫があれば記入）

カ 原料糖輸送効率化に資する機器の導入実証

実 施 時 期	導入機器名	実 証 内 容 及 び 方 法	備 考
年 月			

- （注） 1：導入機器ごとに記入すること。「導入機器名」の欄については、機材名、メーカー、型式を作成する者を記入すること。「備考」の欄については保管・設置場所を記入すること。
- 2：「実証内容及び方法」の欄については、具体的な取組内容を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。なお、当該取組内容が上記内容が分かる資料の添付に替えることも可能とする。

キ 原料糖輸送効率化に資する機器の導入可能性評価

開 催 時 期	開 催 場 所	評 価 内 容 及 び 方 法	備 考
年 月			

- （注） 1：導入機器ごとに記入すること。なお、「評価内容及び方法」の欄については、実施方法、調査対象者及び員数、主な評価項目等を記入すること。
- 2：「試作内容及び方法」の欄については、具体的な取組内容を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。なお、当該取組内容が分かる資料の添付に替えることも可能とする。

（４）マニュアルの作成等

マニュアルの名称	作 成 時 期	作 成 部 数	予 定 配 布 先	内 容	備 考
		部			

第4 事業実施経費

(1) 事業内容別の内訳

事業内容	費目	細目	単価(円) ①	員数 ② (人数、回数等)	金額(円) (①×②)	備考
ア 検討会の開催						
計						
イ 先進企業・産地等現地調査の実施						
計						
ウ 原料糖輸送効率化計画の作成とその試行						
計						
エ マニュアルの作成等						
総計						

(注) 1:「費目」の欄及び「細目」の欄については、実施要領(別記9)に規定している費目及び細目を記入すること。

2:「備考」の欄については、単価、員数等の根拠(資料名等)、経費の必要性等を具体的に記載すること。

3:適宜、行を追加して記入すること。

(2) 設備備品費内訳

ア 主な現有設備

設備名	仕 様 製造会社名 形 式	用 途	使用 年数	主として 使用する者	所有機関	備 考

イ リース・レンタルにより調達する主な設備

設備名	仕 様 製造会社名 形 式	用 途	金額	主として 使用する者	設置場所	リース・レンタル 予 定 時 期
						年 月

ウ 購入予定の主な備品等

備品名	仕 様 製造会社名 形 式	用 途	金額	主として 使用する者	設置場所	納入予定時期
						年 月

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
砂糖製造業等生産性向上緊急支援事業
(国内産いもでん粉工場生産性向上支援事業)

事業実施状況報告書

事業実施年度：

年度

事業実施主体名：

第1 事業計画総括表
1 事業概要等

事業概要	事業費 (A+B+C)	負担区分			備考
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 1 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を (B) 及び (C) に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

第2 事業実施により発現した効果

設定した成果目標の内容	基準年度	年度	目標年度	年度	目 標	
成果目標の達成状況の検証方法						
事業実施により発現した効果						

(注) 1 「設定した成果目標の内容」の欄については、別記様式第1号別添5で設定した成果目標について簡潔に「事業実施計画書」に準じて記入すること。

2 「事業実施により発現した効果」の欄については、事業実施年度末時点における状況を記入すること。

第3 事業実施の詳細
1 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 の 内 容
(年度) 月 月 月	

2 事業内容等

(1) 省力化・効率化機器の導入

都道府県 名 地区名	事業の内容	事業量（回数、面積、台数等）等	備考
	(例) 監視カメラの整備	〇台（〇工場設置）	

（注）「事業の内容」及び「事業量」の欄については、具体的な取組内容を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。

(2) 労働効率向上調査等の実施

ア 事業内容

都道府県 名 地区名	事業の内容	事業量（回数、面積、台数等）等	備考
	(例) 検討会の開催	〇回	
	〇〇をリース導入し、〇〇の検証	〇回	

（注）「事業の内容」及び「事業量」の欄については、具体的な取組内容を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。

検討会を開催する場合は、構成員の「所属・役職名」及び「氏名」が分かる資料を添付すること。

イ 調査等のグループ構成及び方法

○調査等のグループ構成について（具体的に記入）

○調査等の方法について（具体的に記入）

※別途ポンチ絵等で添付することも可とする。

第4 事業実施経費

（1）事業内容別の内訳

事業内容	金額（円）	費目内訳・積算根拠	備考（経費の必要性）
合 計	0	—	

（注）「事業内容」の欄については、機器の導入は機器、調査の実施は実施要領別記9の費目ごとに金額を整理すること。
「費目内訳・積算根拠」の欄については、単価等を具体的に記入すること。

(2) 設備備品費内訳

ア 主な購入備品等

備品名	仕 様 製造会社名 形 式	用 途	金 額	主として 使用する者	設置場所	納入予定時期
						年 月

(注) 購入する備品ごとに記入し、必要に応じて補足資料を添付すること。

イ 主なリース備品等

備品名	仕 様 製造会社名 形 式	用 途	金 額	主として 使用する者	設置場所	納入予定時期
						年 月

(注) リース導入する備品ごとに記入し、必要に応じて補足資料を添付すること。

第5 業者選定方法（契約による購入等の業者選定。）

契約対象物等名	業者選定方法

(注) 「業者選定方法」の欄については、一般競争入札、指名競争入札等の選定方法の計画を記入すること。

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
砂糖製造業等生産性向上緊急整備事業
(分みつ糖工場生産性向上整備事業)

事業実施状況報告書

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

分みつ糖工場生産性向上整備事業実施計画の実施状況報告書

1 事業の目的及び主な内容

--

(注) 分みつ糖工場生産性向上整備事業実施計画の1の(3)の「事業の目的及び主な内容」の内容を記載する。

2 分みつ糖工場生産性向上整備事業実施計画の内容及びその後の状況

(1) 本計画実施後の状況

事業内容	工場名 (所在地)	評価項目	基準年	成果目標：		
				現況	目標	達成率 (%)

(2) 本計画実施により発揮された効果等

--

(3) 今後の取組方針

--

3 実績額

取組内容	総事業費	負担区分		備 考
		国庫補助金	その他	
	円	円	円	

4 添付書類

- (1) 取組の詳細及び事業費の内訳の詳細が分かる資料。
- (2) 本計画実施後の「現状数値」の詳細が分かる資料。
- (3) 参考資料として設備を設置した箇所が分かることを示した見取り図。

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
砂糖製造業等生産性向上緊急整備事業
(国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業)

事業実施状況報告書

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業実施計画の実施状況報告書

1 事業の目的及び主な内容

(注) 国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業実施計画の1の(3)の「事業の目的及び主な内容」の内容を記載する。

2 事業実施計画の内容及びその後の状況

(1) 本計画実施後の状況

事業内容	工場名 (所在地)	評価項目	基準年	労働生産性 (%)		
				現況	目標	達成率 (%)

(2) 本計画実施により発揮された効果等

(3) 今後の取組方針

3 実績額

取組内容	総事業費	負担区分		備 考
		国庫補助金	その他	
	円	円	円	

4 添付書類

- (1) 取組の詳細及び事業費の内訳の詳細が分かる資料。
- (2) 本計画実施後の「現状数値」の詳細が分かる資料。
- (3) 参考資料として設備を設置した箇所が分かることを示した見取り図。

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業
砂糖製造業等生産性向上緊急整備事業
(かんしょ重要病害虫対策整備事業)

事業実施状況報告書

事業実施年度： 令和 年度

事業実施主体名：

1 事業の目的及び主な内容

--

(注) かんしょ重要病害虫対策整備事業実施計画の1の(3)の「事業の目的及び主な内容」の内容を記載する。

2 事業実施計画の内容及びその後の状況

(1) 本計画実施後の状況

事業内容	事業実施主体名 (所在地)	評価項目	基準年	成果目標		
				現況	目標	達成率 (%)

(2) 本計画実施により発揮された効果等

--

(3) 今後の取組方針

--

3 実績額

取組内容	総事業費	負担区分		備 考
		国庫補助金	その他	
	円	円	円	

別記様式第4号

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産省北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
〕

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇年度甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業（〇〇〇〇〇※1）の評価報告（〇年度実績）

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け5農産第〇〇〇〇号農産局長通知）別紙〇※2の第8の1の規定により別添のとおり報告する。

- ※1 交付等要綱別表1の事業内容の事業名を記載すること。
- ※2 該当する事業の別紙番号を記載すること。
- ※3 関係書類として、別添1の事業評価シートを添付すること。
- ※4 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業に関する事業評価シート

事業名	
事業実施主体名	
都道府県・市町村名	
事業実施年度	○年度（○年度実績）

1 事業の効果

(1) 具体的な取組内容

--

(2) 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容及び 事業評価の検証方法			
成果目標の達成状況	指標		達成率
目標値			
基準年（ 年）			
目標年（ 年）			%
改善計画実施結果			
（ 年）			
事業の実施による効果			
事業計画の妥当性		（理由）	
適正な事業の執行		（理由）	

(注)

- 「成果目標の具体的な内容及び事業評価の検証方法」の欄については、事業実施計画書に記載した内容を転記すること。
- 「成果目標の達成状況」については、算出の根拠となる資料を添付すること。
- 「改善計画実施結果」については、成果目標が達成されず、地方農政局長等から指導を受けた場合に記入すること。改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。
- 「事業の実施による効果」については、取組の総評を記入し、整備事業を実施した場合は施設の活用状況についても記入すること。
- 「事業計画の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。また、その理由について記入すること。

別記様式第 5 号

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産省北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
〕

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇年度甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業（〇〇〇〇〇※１）の改善計画につ
いて

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業（〇〇〇〇〇※１）において、当初事業実施計画の
目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記（※３）

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画
改善計画は、１か年の計画とし、別記様式第３号の別添の事業実施状況報告書の写しを添付
すること。

区分	指標	事業実施後の状況（実績）				改善計画	
		基準年 （計画策定時） （ 年）	目標年 （ 年）	目標値	達成率	（ 年）	達成率
成果目標	〇〇〇の増加						

注）改善計画に２年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。

- 4 改善方策
問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。
- 5 改善計画を実施するための推進体制

- ※１ 交付等要綱別表１の事業名を記載すること。
- ※２ 関係書類として、交付等要綱別表の１～３の事業については、上記１～５を記入すること。
- ※３ 交付等要綱別表１の４の事業については、別添１又は２の改善計画書を、上記１～５の内容に替えて報告すること

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
砂糖製造業等生産性向上緊急整備事業
(分みつ糖工場生産性向上整備事業)

改善計画書

事業実施年度： 年度

都道府県・市町村名：

事業実施主体名：

(作成年月日：)

別記様式第5号別添1

1 事業の導入及び取組の経過

2 当初の事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

3 事業の実績及び改善計画
(改善計画は、1か年の計画とし、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

取組内容	目標	事業実施後の状況(実績)					改善計画		
		事業実施内容	基準年 (計画策定時) (〇〇年)	目標年 (〇〇年)	目標値	達成率 (%)	改善計画目標内容	達成年 (〇〇年)	達成率 (%)

4 改善方策
(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業
砂糖製造業等生産性向上緊急整備事業
(国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業)

改善計画書

事業実施年度： 年度

都道府県・市町村名：

事業実施主体名：

国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業の改善計画書

1 事業の導入及び取組の経過

2 当初の事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

3 事業の実績及び改善計画

(改善計画は、1か年の計画とし、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

取組内容	目標	事業実施後の状況(実績)					改善計画		
		事業実施内容	基準年 (計画策定時) (〇〇年)	目標年 (〇〇年)	目標値	達成率 (%)	改善計画目標内容	達成年 (〇〇年)	達成率 (%)

4 改善方策

(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
砂糖製造業等生産性向上緊急整備事業
(かんしょ重要病害虫対策整備事業)

改善計画書

事業実施年度： 年度

都道府県・市町村名：

事業実施主体名：

別記様式第 5 号別添 3

1 事業の導入及び取組の経過

2 当初の事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

3 事業の実績及び改善計画
(改善計画は、1 か年の計画とし、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

取組内容	目標	事業実施後の状況（実績）					改善計画	
		事業実施内容	基準年 （計画策定時） （〇〇年）	目標年 （〇〇年）	目標値	達成率 （％）	改善計画目標内容	達成年 （〇〇年）

4 改善方策
(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制